

令和8年度 葛飾区行政評価委員会評価表

事業名	認知症事業の充実	担当部	福祉部
		担当課	高齢者支援課

基本情報

政策番号	6	政策	高齢者支援	施策番号	3	施策	高齢者要介護・自立支援
事業の目的	認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的として、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方や家族を支援していく体制を強化する。						
実施内容	<p>1 認知症の普及啓発 幅広い世代に対して認知症に対する正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座等を実施する。</p> <p>2 認知症の早期発見・早期支援 医療機関との連携を図り認知症を早期に発見し、適切な支援につなげるため、もの忘れ予防健診や認知症初期集中支援チーム事業等を実施する。</p> <p>3 認知症高齢者徘徊対策 認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげるため、おでかけあんしん事業等を実施する。</p> <p>4 葛飾区版チームオレンジ設置に向けた検討 認知症サポーターや地域の支援機関等がチームをつくり、認知症のある方やその家族を支援する仕組みである「チームオレンジ」設置に向けて検討を進めている。 ※令和7年度末に「葛飾区認知症施策推進計画」を策定。令和8年度からは「葛飾区認知症施策推進計画」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進している。</p>						

関連するSDGsゴール

1	貧困	2	飢餓	3	保健	4	教育	5	ジェンダー	6	水
7	エネルギー	8	経済	9	産業	10	不平等	11	都市	12	生産消費
13	気候変動	14	海洋資源	15	陸上資源	16	平和	17	実施手段		

実績情報

活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標
	もの忘れ予防健診受診者数	一次健診受診者数	人	目標	4,356	4,400	4,400		
実績	認知症サポーター養成講座開催回数	—	回	目標	84	84	84	84	
	おでかけあんしん事業登録件数	—	件	目標	1,376	1,050	1,150	1,250	
				実績	987	1,010	1,030		



成果・評価指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標
	もの忘れ予防健診受診率	一次健診受診者数 / 対象者数	%	目標	9.9	10.0	10.1		
実績	健診の結果、認知症の疑いが発見された人数	—	人	目標	—	—	—	—	
	認知症サポーター養成人数	—	人	目標	—	—	—	—	
【参考】子ども向け調査	おでかけあんしん事業コールセンター受付件数	—	件	目標	—	—	—	—	
				実績	26	41	36		
目標との乖離の考察	<p>認知症サポーター養成講座は、令和6年度と比較して開催回数は3回増加したものの、受講者数は120人減少している。主な要因としては、公募講座において受講者が定員に達していないこと等が考えられる。</p> <p>もの忘れ予防健診の受診率は、目標を下回っているものの、年々増加している。一方で、対象者全員に受診票を送付し、受診勧奨を実施しているにもかかわらず受診率の伸びが限定的である背景には、認知症に関する正しい理解が十分に浸透しておらず、早期発見・早期支援の必要性が十分に認識されていない可能性がある。</p> <p>おでかけあんしん事業の登録件数は、目標を下回るものの年々増加している。一方で、事業の周知が十分とは言えず、「84.3%が事業を知らない」との調査結果もあることから、事業を必要とする方に情報が届いていない可能性があることが考えられる。（葛飾区「認知症に関する意識・意向調査報告書」より引用）</p>								

予算及び決算状況

別紙1

※単位は円単位

内訳		令和5年度	令和6年度	令和7年度	経費の主な内訳
予算	①当初予算	19,401,000	19,503,000	20,407,000	
	②補正予算	0	0	0	
	③繰越予算	0	0	0	
	④流用等	0	0	0	
小計	(①+②+③+④)	19,401,000	19,503,000	20,407,000	
予算財源	一般財源	2,157,000	1,994,000	2,604,000	
	国庫支出金	710,000	720,000	674,000	地域支援事業交付金
	都支出金	16,111,000	16,360,000	16,726,000	認知症サポート健診事業補助金等
	その他	423,000	429,000	403,000	保険料
決算	⑤執行額	18,512,543	15,738,998	18,035,092	
	報償費	80,000	80,000	34,000	認知症初期集中支援チーム検討委員会委員報償
	消耗品費	478,147	371,635	138,795	認知症サポーター養成講座教材等
	印刷製本費	1,427,360	451,000	1,160,214	おでかけあんしん事業シール印刷等
	通信運搬費	5,369,403	5,079,144	6,311,229	もの忘れ予防健診受診券送付等
	保険料	1,808,359	1,882,993	1,913,969	おでかけあんしん事業保険保険料
	委託料	9,333,434	7,869,276	8,466,985	もの忘れ予防健診委託料等
	扶助費	15,840	4,950	9,900	徘徊高齢者位置探索サービス助成
⑥間接経費	583,000	6,058,000	352,000		
⑦人件費					
業務量(人)	2.50	1.40	2.60		
総コスト⑧=(⑤+⑥+⑦)	38,345,543	32,716,998	39,707,092		

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単位の定義	もの忘れ予防健診		
実績数値(⑨)	別紙参照		
単位あたりコスト(⑧/⑨)			

決算増減の主な理由	<p>執行額は、令和6年度から令和7年度にかけて2,296,094円増加している。主な要因として、「おでかけあんしん事業シール」の在庫補充に伴う増刷による印刷製本費の増、郵送料金の改定に伴う「もの忘れ予防健診受診券」発送に係る通信運搬費の増、「もの忘れ予防健診」の封入・封滅業務委託における単価上昇による委託料の増が挙げられる。</p>
-----------	--

所管課による自己評価

必要性	○	葛飾区では今後、認知症高齢者(MCI含む)の増加が見込まれ、認知症事業の必要性は今後も高まると考えられる。認知症高齢者数推計 令和7年 32,492人 ⇒ 令和17年度 33,800人(葛飾区認知症施策推進計画から引用)。また、もの忘れ予防健診は認知症の早期発見・早期支援の観点から、高齢者徘徊対策は認知症のある方及びその家族の安心・安全な生活の観点から重要であり、区が福祉サービスとして実施する必要性は高い。
効率性	○	認知症サポーター養成講座は、地域の身近な認知症に関する相談窓口である高齢者総合相談センターに委託して実施していることで、受講したサポーターを地域での認知症支援につなげやすくなっており、今後、チームオレンジへの参加も期待できる。もの忘れ予防健診は、医師会と連携し、地域の身近な医療機関へ委託して実施していることから、その後の継続的な支援にもつなげられるため、効率的に実施できていると考える。
有効性	△	もの忘れ予防健診の受診率は目標に至っておらず、また、おでかけあんしん事業についても認知度が十分とはいえない状況にある。このため、事業効果の更なる向上に向け、認知症に関する正しい理解に基づいた効果的な周知方法等の工夫が必要である。

各評価項目を踏まえた総合的評価	<p>区は、高齢者総合相談センターや医療機関と連携し、認知症事業を効率的に実施している。一方で、普及啓発における認知症サポーター養成人数の伸び悩みや、早期発見・早期支援におけるもの忘れ予防健診の受診率が目標を下回っている。また、高齢者徘徊対策についても、おでかけあんしん事業の認知度が十分に進んでおらず、登録件数は目標に達していないことから、今後は、事業効果の更なる向上に向け、より効果的な周知方法等の工夫が必要である。</p>
-----------------	--

今後に向けた所管課の見解	<p>認知症に関する正しい理解を区民に浸透させ、認知症サポーター養成講座の受講促進を図り、サポーター養成人数の増加につなげていく。もの忘れ予防健診については、早期発見・早期支援の効果をより一層周知し、受診率の向上を図っていく。おでかけあんしん事業については、認知度が低いことを踏まえ、事業を必要とする方に情報が届くよう周知方法を工夫し、事業効果の向上を図っていく。</p>
--------------	--

もの忘れ予防健診

単位 (円)

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
決算		認知症対策事業経費 (もの忘れ予防健診経費)		
消耗品費	ラミネートフィルム外	0	0	3,778
印刷製本費	もの忘れ予防情報誌の印刷	140,800	130,900	138,600
通信運搬費	受診券等郵送費	5,237,070	4,929,200	6,159,388
委託料	健診委託料、受診券等印刷・封入封緘委託、介護予防手帳兼健康長寿手帳の作成等委託	7,117,484	6,748,541	7,370,065
人件費		3,995,734	3,632,993	4,275,961
総コスト (A)		16,491,088	15,441,634	17,947,792

単位 (人)

実数数値【もの忘れ予防健診受診者数】 (B)	3,445	3,327	3,329
------------------------	--------------	--------------	--------------

単位 (円/人)

単位当たりコスト (A/B)	4,787	4,641	5,391
----------------	--------------	--------------	--------------

去年受診した方も毎年受診しましょう

この封筒が届いた方は
「もの忘れ予防健診」の受診対象年齢です。
もの忘れが気になる方も気にならない方も
受診して安心しませんか？



期間	令和8年6月1日(月)～10月31日(土)
会場	葛飾区内のもの忘れ予防健診実施医療機関 (同封の医療機関一覧表をご覧ください)
費用	無料
持ち物	① 令和8年度 もの忘れ予防健診受診券 ② 本人確認ができるもの

特典

- ・もの忘れ予防情報誌
- ・モンチャレポイント 20ポイント



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

※この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

参考

東京都では以下のような「気づきチェックリスト」を公表しています。
みなさんご自身でチェックするなど、参考にしてみてください。
出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症」（令和6年9月発行）

「自分でできる認知症の気づき チェックリスト」をやってみましょう!



「ひょっとして認知症かな？」
気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。
※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

チェック①	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
<p>財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>今日が何月何日かわからないときがありますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか</p>	1点	2点	3点	4点

チェック⑥	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
<p>貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>一人で買い物に行けますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか</p>	1点	2点	3点	4点
<p>電話番号を調べて、電話をかけることができますか</p>	1点	2点	3点	4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。
認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。
お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

無断掲載禁止

認知症のご家族の徘徊にお困りの方へ

葛飾区

おでかけあんしん事業



おでかけあんしん事業とは

無料

おでかけあんしんシール



ひとりで外出して自宅に帰れなくなったとき、シールを手がかりにご家族等に連絡することで早期帰宅へつなげます。

おでかけあんしん保険
(認知症保険)

おでかけあんしん事業登録者の方が鉄道事故等が発生させ、**ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険**です。

おでかけあんしんシール

対象となる方の氏名・住所や緊急連絡先を24時間対応のコールセンターに登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を記載した「おでかけあんしんシール」を配付します。靴など身につけるものに貼り、対象となる方が警察等に保護されたときに、シールを手がかりにコールセンターへ連絡して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族等に連絡することで早期の帰宅へつなげます。

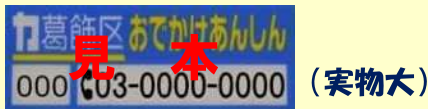
STEP1 まずは届出

区役所に届出書を提出してください。
※届出について詳しくは裏面をご覧ください。



おでかけあんしんシールを配付します

おでかけあんしんシール



登録番号
ひとりにひとつ

コールセンターの電話番号
※実際の番号とは異なります

STEP2 おでかけあんしんシールを貼る

外出するときによく身につけるものにシールを貼ってください。

**おでかけあんしんシールはアイロン不要で
なんでも貼ることができます。**

くつ シルバーカー
つえ 自転車
携帯電話 ベルト など
財布



都内初!!

おでかけあんしん保険（認知症保険）

認知症による徘徊に起因する鉄道事故等を発生させ、
**ご家族が損害賠償責任を負うことになった
場合等に補償される保険**です。保険料は区が負担します。

被保険者 おでかけあんしん事業登録者

補償内容

個人賠償責任補償 <補償金額 最大5億円>

認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の傷害及び財物の損壊に係る損害賠償責任補償並びに鉄道事故に係る賠償責任補償
例) 線路に立ち入って電車を止めてしまい、遅延・運休を伴う営業損害賠償請求を家族が受けた場合

傷害の補償 <補償金額 最大50万円(後遺障害については程度により2~50万円)>

認知症による徘徊時に負った傷害等に起因する交通事故等に係る死亡や後遺障害

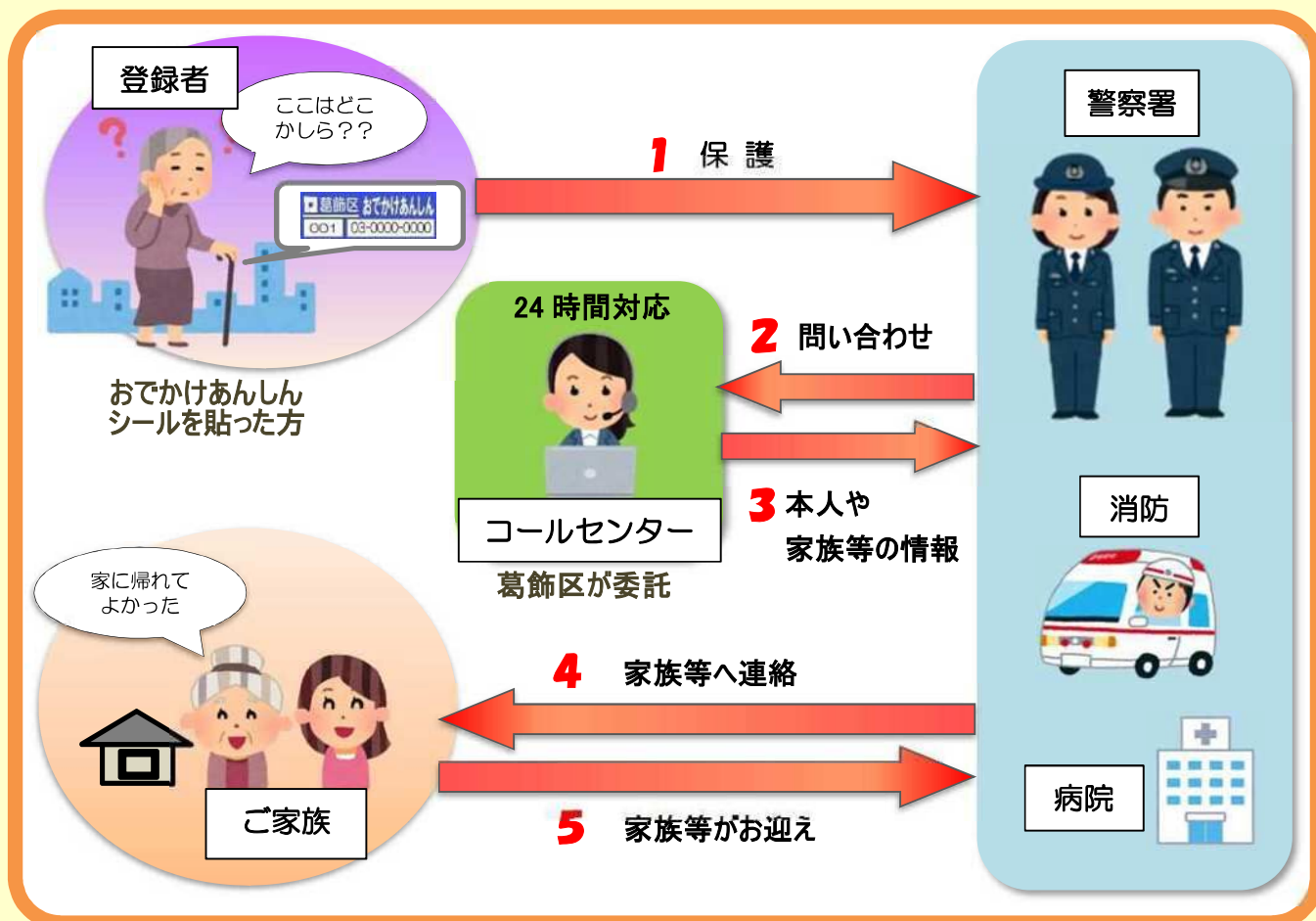
被害者死亡時の見舞い費用 <補償金額 15万円>

認知症による徘徊に起因する偶発的な事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な原因として死亡した場合



ひとりで外出して自宅に帰れなくなったとき

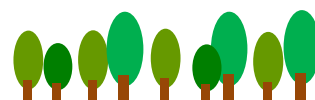
徘徊している人が警察等に保護されたとき、持ち物に貼られた「おでかけあんしんシール」記載の電話番号に電話をかけます。コールセンターは、登録番号から本人や家族等の連絡先を警察等に情報提供します。警察等は、家族等に連絡し、自宅への帰宅につなげます。



- ◎コールセンターは、警察等に緊急連絡先等の情報提供を行います。行方不明者の検索はしません。
- ◎登録者の方が道に迷っている等でなかなか自宅に帰ってこない場合、ご家族等は警察に相談をしてください。
- ◎コールセンターは24時間対応のため、緊急連絡先に夜中に電話がかかってくることもあります。
- ◎地域住民からコールセンターに連絡があった場合は、緊急連絡先等の情報提供は行わず、近くの交番に連れていってもらようようご案内します。

● ご注意 ●

- ・保険のみの加入はできません。
- ・保険の加入を希望しない方は、おでかけあんしんシールのみの配付も可能です。
- ・事故が発生したときの補償金の請求は、親族または本人（成年後見人）のみが行うことができます。



おでかけあんしん事業

対象者

葛飾区内に在住かつ在宅で
認知症により徘徊がある方で、次の①②いずれかに該当する方

①医師に認知症と診断されている【原則】

認知症であることがわかるもの（診断書など）の写しの提出が必要です。
ただし、要介護認定を受けている場合は、提出不要です。

※要介護認定を受けている場合は、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方

②「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」に記載の 「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある

届出者

対象者のご家族の方など

届出事項

対象者の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号
緊急連絡先（原則2人以上）の氏名・住所・続柄・電話番号

◎緊急連絡先には、対象者が保護された場合は深夜でも電話連絡をすることがあります。また、緊急連絡先となっている方同士の連絡のために連絡先を伝えることもありますので、緊急連絡先の情報は、事前に緊急連絡先の方の同意を得た上で届出してください。

◎届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

i こんなときは 廃止の手続き が必要です

- ◆ 区外へ転出したとき
- ◆ 死亡したとき
- ◆ 長期入院や施設へ入所したとき
- ◆ その他必要がなくなったとき

届出方法

「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」を届出窓口に提出してください。届出書は区のホームページからダウンロードできます。

◎届出からコールセンターへの情報登録まで10日から2週間かかります。

費用

無 料

届出窓口

葛飾区役所 福祉総合窓口 2階201番
東京都葛飾区立石5-13-1



お問い合わせ

葛飾区 高齢者支援課 相談係
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1
Tel 03-5654-8597（直通）





葛飾区公式
認知症普及啓発
Instagram
始めました！



 @ninchishou_katsushika



役立つ情報
発信中！

フォローを
お願いします



お問い合わせ

葛飾区 福祉部 高齢者支援課

☎ 03-5654-8597 (直通)

受付時間：月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

令和8年度 もの忘れ予防健診受診券

貼付位置(上)

この用紙は受診券です

医療機関を受診するときは、切り離れた受診券を持参してください。保険証などの本人確認できるものもお持ちください。

<注意> 上に印字されている対象者以外は受診できません。

..... 切り離してください

もの忘れ予防健診とは

認知症の疑いを早期に発見し支援を行うことを目的とした健診です。

- 対象者** 生年月日が **昭和20年4月2日から昭和33年4月1日**までの葛飾区内在住の方
※すでに認知症の診断や治療を受けている方は、健診を受けていただく必要はありません。
- 受診期間** **令和8年6月1日(月)～10月31日(土)** (休診日を除く)
- 受診方法** 同封の「医療機関一覧表」の医療機関で受診してください。
予約が必要な場合がございますので、事前に医療機関へお問い合わせください。
- 健診内容** 一次健診後、医師の判断により二次健診を行います。
◎一次健診 医師による問診
◎二次健診 検査(パソコンの画面や音声で出題され、ペンで記入して回答)
※検査では、聞き取りや書き取りの検査項目があります。視覚や聴覚に障害がある方は、事前に医療機関にご相談ください。
- 健診費用** 無料 **(ただし、健診後の精査・診断・治療に係る費用は自己負担となります)**
- 健診結果** 受診した医療機関で結果の説明を受けてください。
- 持ちもの** 令和8年度 もの忘れ予防健診受診券
 保険証など本人確認ができるもの
- 問い合わせ先** 葛飾区福祉部高齢者支援課相談係 Tel. 5654-8597 (直通)



アタリ 色 黒

TK220216A1-04-CC-K
2026.04.15

相談窓口のご案内

1 高齢者総合相談センター

地域の皆さまが心身の健康を維持しながら安心して暮らしていくことができるよう、保健・福祉・医療の各分野から相談・支援を行っています。

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号
水元	水元 1-26-20 水元ふれあいの家 内	3826-2419
水元公園	南水元 4-27-13 藤屋ビル1階	6231-3567
新宿	新宿 2-16-4 花の木 内	3826-8726
金町	東金町 1-36-1-108	3826-5031
高砂	高砂 3-27-12	5889-8600
柴又	柴又 1-47-7-102	5876-9531
青戸	青戸 3-13-19	5629-5719
亀有	亀有 4-31-18 ケイハイツ I 105	6240-7630
堀切	堀切 2-66-17 葛飾ロイヤルケアセンター内	3697-7815
お花茶屋	お花茶屋 2-4-23 センターフィールドビル 101	6662-7907
東四つ木	東四つ木 2-27-1 東四つ木ほほえみの里 向かい	5698-2204
立石	立石 6-19-10 S・Kビル 1階	6657-6140
奥戸	奥戸 3-25-1 奥戸くつろぎの郷 内	5670-5212
新小岩	新小岩 1-49-10 第5デリカビル1階	5879-9328

2 認知症疾患医療センター

本人、家族、関係機関からの認知症に関する医療相談に対応するとともに、状況に応じて適切な医療機関等の紹介を行います。

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団 東京東双泉会 いずみホームケアクリニック	青戸 5-30-16	6662-6332 (平日 9:00 ~ 17:00)

人情葛飾

ヒトゴトじゃないよ 認知症

認知症とともにかつしかでいつまでも



— も く じ —

- ① 認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です…… 2
- ② 認知症になるとどのように感じるの？……3
- ③ 認知症を正しく理解しましょう……4
- ④ 早い気付きと対応が大切 悩まずに相談！ 受診！……6
- ⑤ 上手に相談や受診をするコツ……7
- ⑥ 不安に思ったら、まずチェック！……8
- ⑦ 認知症は段階的に進むため、その時の対応を知っていると安心です……9
- ⑧ 認知症の人や家族を支えるしくみ……18
- ⑨ 認知症とともに生きる……24
- ⑩ 予測しない“困りごと”が起こることがあります……26
- ⑪ 相談先や受診先の一覧……27

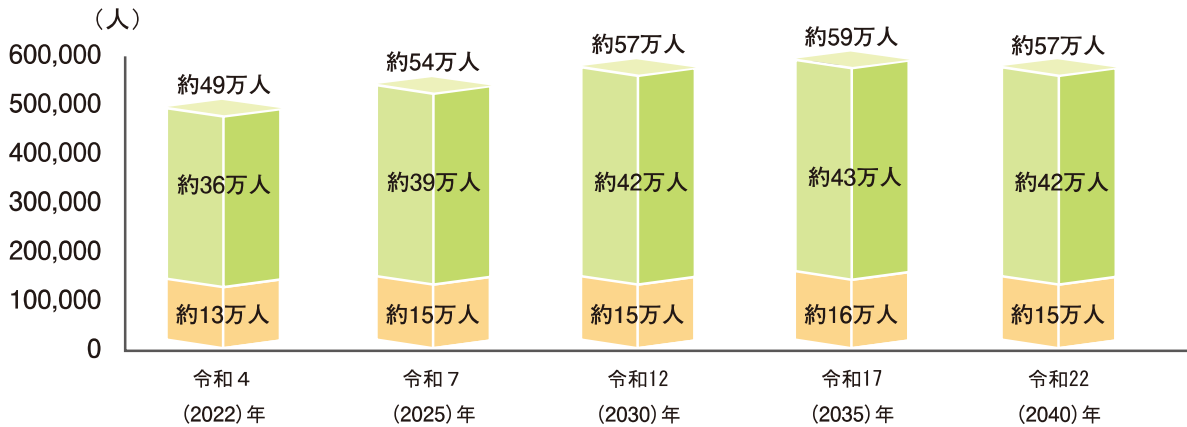
1

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です

● 認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気[※]です。★

東京都の認知症高齢者数(将来推計)

東京都全体で、認知症高齢者(自立度 I 以上)は、令和 4 (2022)年に約49万人おり、令和17年に約59万人になると推計されています。本区においても高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが予想されます。



■ 認知症日常生活自立度 I ■ 認知症日常生活自立度 II 以上

出典：東京都福祉保健局「令和 4 年度認知症高齢者数等の分布調査報告書（令和 5 年 3 月）」

認知症は、**とても身近な病気**です。
認知症の人と家族が
安心して暮らせる地域をつくる
ことが大切です。★



★出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症(令和 6 年 9 月発行)」

※：平成 27 年に公表された国の研究によると、2030 年の段階で 65 歳以上の高齢者の約 20% が認知症になるものと推定されています。

2 認知症になると どのように感じるの？

不安を感じる ことがあります

自分がこれまでとは違うことに、最初に気づくのは本人です。もの忘れによる失敗が増えることなどにより、「**なんだかおかしい**」と感じることがあります。



「自分は今どこにいるんだろう。」とか、「この先自分はようになっていくんだろう。」「自分は家族に迷惑をかけているのではないか。」というような**不安を感じる**ようになります。

気分が沈んでうつ状態になる ことがあります

もの忘れや失敗が増えて、自分がそれまでできたことができなくなってしまうので、**気分が沈んでうつ状態になる**ことがあります。



うつ状態になると意欲が低下するので、それまでやっていた趣味活動をやめてしまったり、**人とのコミュニケーションも少なくな**ってしまい、不活発な生活になってしまいます。

怒りっぽくなる ことがあります

何か失敗をした時に、**どうしていいかわからず**に混乱し、いらいらしやすくなったり、不機嫌になったりすることがあります。



時には**声をあげてしまったり、つい手を出してしま**うことがあります。

出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症(令和6年9月発行)」

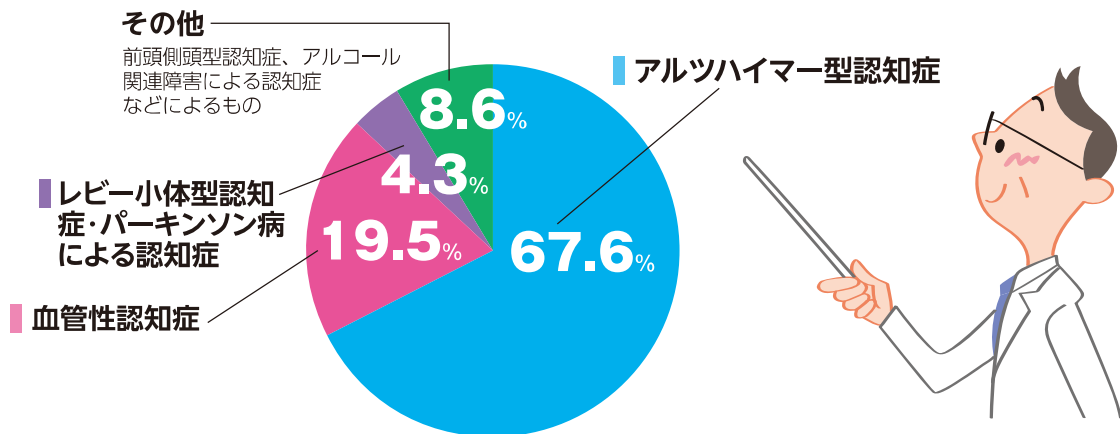
- 認知症の症状に最初に気づくのも、誰より心配なのも、辛いのも本人です。
 - ・ 認知症であっても感情は豊かで自尊心を持ち続けています。
 - ・ 「認知症だ」と頭ごなしに言っても、本人は傷つき、「そんなことはない」と反発したくなる気持ちが強くなります。

3 認知症を正しく理解しましょう

- 認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、**認知機能***が低下し、**さまざまな生活のしづらさが現れる状態**を指します。

※認知機能とは物事を記憶する、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えるなどの頭の働きを指します

- 認知症の原因となる疾患の内訳には、「アルツハイマー型認知症」、「血管性認知症」、「レビー小体型認知症・パーキンソン病による認知症」の3つがあり、**もっとも多いのがアルツハイマー型認知症**です。



厚生労働科学研究「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成23年度～24年度 総合研究報告書 研究代表者 朝田 隆)を加工して作成
出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症(令和6年9月発行)」

加齢による「もの忘れ」と「認知症」は大きく違います

- 「もの忘れ」と「認知症」には、次のような違いがあります。

もの忘れ	認知症
◆ もの忘れを自覚している	◆ もの忘れの自覚がない
◆ 体験したことの一部を忘れる	◆ 体験したこと自体を忘れる
◆ ヒントがあれば思い出す	◆ ヒントがあっても思い出せない
◆ 日常生活に支障はない	◆ 日常生活に支障がある
◆ 判断力は低下しない	◆ 判断力が低下する

例

昨夜、**夕食に何を食べたか**思い出せない

例

昨夜、**夕食を食べたこと**を覚えていない

認知症の前段階である“軽度認知障害”(MCI[※])について

※「MCI」は、Mild Cognitive Impairmentの略

- もの忘れはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症の前段階ととらえることができます。
- 軽度認知障害と診断されても、放置せず早めに対応することで正常に戻ることもあります。

軽度認知障害
とは……



- ◆ 歳をとったことだけでは説明できないもの忘れがある
- ◆ もの忘れの訴えが本人または家族からある
- ◆ 日常生活は問題なく行える
- ◆ 全般的な認知機能も保たれる
- ◆ 認知症の診断に至っていない

若年性認知症：高齢でなくても発症する認知症

- 認知症は高齢者だけがかかる病気ではありません。
- 65歳未満で発症する認知症を若年性認知症といいます。
- 65歳未満で発症する若年性認知症の人は、働き盛りの時期と重なるため、最初に職場において異変に気がつくことも多く、職場内での正しい理解と支援が必要とされます。

若年性認知症と
その影響は……



- ◆ 平均の発症年齢は54.4歳[※]
- ◆ 高齢者の認知症は女性が多いのに比べ、男性に多い[※]
- ◆ 更年期障害や疲労の影響等ととらえて、受診が遅れがち
- ◆ 仕事や子育てに支障が生じやすい
- ◆ 働き盛りで経済的な面に支障が生じやすい
- ◆ 親の介護などと重なることがある

※認知症介護研究・研修大府センター「若年性認知症支援ガイドブック」(改訂5版)

4 早い気づきと対応が大切 悩まずに相談！受診！

認知症は治らないから、医療機関に行っても

仕方がないと
考えていませんか？



- 認知症は早期のうちに発見すると、症状の進行を遅らせたり、回復が可能なこともあります。
- 発見や対応が遅いと脳の変性が進み、改善が困難となるため、他の病気と同じように、**早期診断と早期対応が大切**です。
- そのためには、もの忘れ予防健診、もの忘れ相談会のような区の事業の利用、高齢者総合相談センター・かかりつけ医への相談が有効です。
- 運動や食事等の生活習慣の改善を行うことも大切です。

早い気づきと対応の メリット



- 1 認知症と間違いやすい病気や症状の発見につながります
- 2 アルツハイマー型認知症は早い段階からの服薬等の治療や適切なケアにより、進行をゆるやかにすることが可能といわれています
- 3 認知症を引き起こす病気には、早めに治療すれば改善が可能なものもあります
- 4 症状が軽いうちに、介護保険サービスを利用するなど生活環境を整えていけば、生活の質の維持につながります
- 5 ご本人やご家族が認知症への理解を深め、病気と向き合い、話し合うことで、今後の生活の備えをすることができます

5 上手に相談や受診をするコツ

伝える内容をあらかじめまとめ、大切なことを伝える準備をしましょう。

	ポイント	まとめておくこと
POINT 1	ご本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職業は(どんな仕事をしてきた・しているか) ・家族状況は(家族は・誰と暮らしているか) ・日常生活は(住まいは・どんな日常をおくっているか) ・経済状況は(年金や金銭管理は)
POINT 2	ご本人の病歴	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでかかった病気は ・現在治療中の病気は ・飲んでいる薬は(お薬手帳があると便利です)
POINT 3	認知症が疑われる主な症状	<ul style="list-style-type: none"> ・いつごろから ・どんな症状が、どんな頻度で ・ご本人が困っていること、介護者が困っていること
POINT 4	介護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の有無 ・利用しているサービス(内容・頻度・利用状況) ・介護者の有無

ご本人に自覚がなく、受診が難しい場合は・・・

- 下記の成功例を参考に、受診につなげていきましょう。
- ご本人を傷つける誘い方をしないことが重要です。
- ご家族での対応が難しい場合は、家族だけで何とかしようと考えず、**高齢者総合相談センター**などの力を借りて、受診につなげていきましょう。

働きかけ・言葉かけの例

- **家族の成功例**
 - 区の通知が届いたから健康診断に行こう
 - 私と一緒に健康診断をしに行こう
 - 私は認知症ではないと思うけれど、何でもないことを証明してもらおうよ
- **かかりつけ医に誘ってもらった成功例**
 - 紹介状を書くから一度ちゃんと診てもらいましょう
 - 検査をしてほしいけれど、うちには機械がないから別の病院で検査してください
- ✕ **ご本人を傷つけたり、別のことで連れ出す例**
 - 絶対に認知症だから調べてもらおう
 - おいしいものを食べに行こう
 - 入院しているおじいちゃん(おばあちゃん)に会いに行こう

※受診させることが難しい方には、「もの忘れ訪問サポート(認知症初期集中支援チーム)」へのご相談が可能です。詳しくはお近くの高齢者総合相談センター(☎ 27 ページ)まで。

6 不安に思ったら、 まずチェック！

● 以下の5つの項目について、あてはまるものに○をしてみてください。

1	今まで普通にやっていた日課がこなせないことがある(例えば：買い物、携帯電話、テレビのリモコン、電子レンジなど)	ほとんどない	月1～4回程度ある	毎日または毎回のようにある
2	周りの人から「いつも同じことを聞く」といわれたり、物をなくしたりすることが増えた(例えば：財布、鍵、通帳、保険証など)	ほとんどない	月1～4回程度ある	毎日または毎回のようにある
3	友人と知人の名前やいいたい言葉がすぐに出てこないことがある	ほとんどない	月1～4回程度ある	毎日または毎回のようにある
4	今日が何月何日かわからないことがある	ほとんどない	月1～4回程度ある	毎日または毎回のようにある
5	以前に比べ、「やる気がなくなった」または「怒りっぽくなった」といわれることがある	ほとんどない	月1～4回程度ある	毎日または毎回のようにある



「毎日または毎回のようにある」が1つ以上、
「月1～4回程度ある」が2つ以上ある場合、
かかりつけ医や高齢者総合相談センター
(☎ 27ページ)に相談してみましょう。

ひょっとして認知症かな？チェック

葛飾区ホームページから、本人またはその家族が、もの忘れの状況を気軽にチェックできます。以下のURL、もしくは二次元コードからご利用いただけます。

《URL》<https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1000052/1028737/1017379.html>
【区公式ホームページ(トップページ) → 健康・医療・福祉 → 高齢者福祉 → 認知症 → ひょっとして認知症かな？チェック】

葛飾区 ひょっとして認知症かな？チェック

検索



葛飾区の「もの忘れ相談会」「もの忘れ予防健診」もご利用ください☎ 20～21ページ

7

認知症は段階的に進むため、その時の対応を知っていると安心です

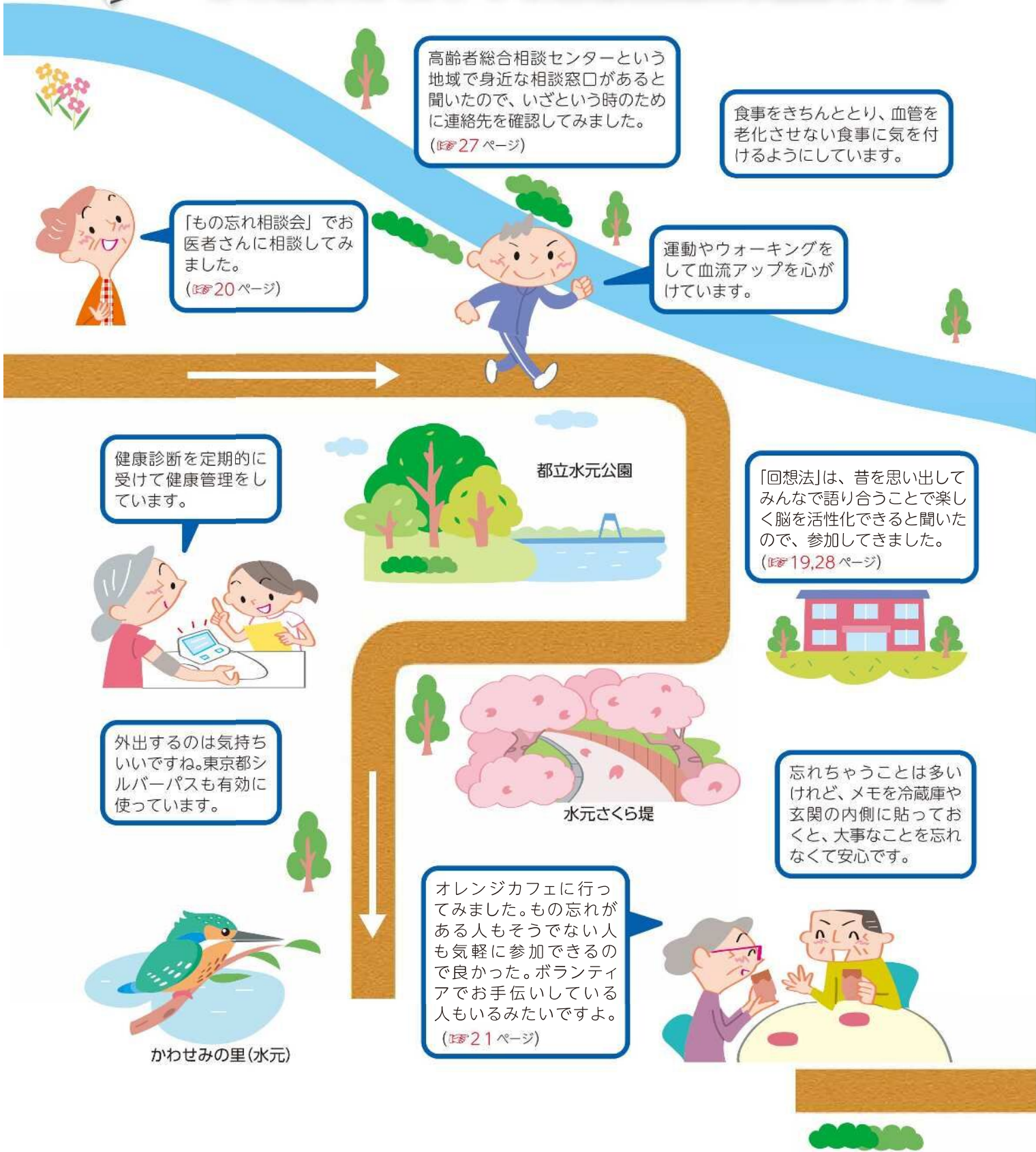
- 認知症は段階的に進みますが、進み方は人それぞれで、早く進む人もいればゆっくり進む人もいます。
- ご本人の様子から、今どのような段階にあるのか、どんな状況なのかを知り、適切な対応につなげていきましょう。



<ul style="list-style-type: none"> ◆ もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している ◆ 今まで好きだったことへの興味や関心が少なくなる 	▶	<p>もの忘れがあっても日常生活は問題ない方</p> <p>この段階の対応は 📖 10 ページへ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 買い物や家事、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している ◆ 以前より怒りっぽくなる ◆ 外出や人と会うことをおっくうがる 	▶	<p>日常生活で助けや見守りがあれば自分でできる方</p> <p>この段階の対応は 📖 12 ページへ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時間や日付がわからず、約束を忘れてしまったり、探しものが増えたりする ◆ 新たに体験したことを忘れてしまう ◆ 服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが 1 人では難しい 	▶	<p>誰かの助けや見守りを常に受ければ安心して生活できる方</p> <p>この段階の対応は 📖 14 ページへ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分の居場所がわからなくなる ◆ 着替えや食事、トイレ等がうまくできない ◆ 意思の疎通が難しい ◆ 表情が乏しい 	▶	<p>常に手助けや介護が必要な方</p> <p>この段階の対応は 📖 16 ページへ</p>



もの忘れがあっても日常生活は問題ない方



この段階では、早期相談・受診をすること、自分の趣味や好きな活動をしたり、介護予防の活動に参加したりして、日々の生活を楽しみつつ、症状が進行しないように努めることが大切です。

ご本人の心構え



- 悩まず、早めの相談・受診をしましょう
- 自分の趣味や好きな活動をしたり、介護予防の活動に参加してみましょう

ご家族の対応



- ご本人の話をよく聞き、生活状況を観察し、感情や生活の変化に気を付けましょう
- 得意なことを手伝ってもらい、生活への意欲と身体機能の維持に努めましょう
- 地域の理解者や協力者をさがし、つながりましょう
- 高齢者総合相談センターなどに相談してみましょう(場合によっては、介護予防サービスを利用できます)

健康のため、できる家事などはすすんでやっています。



趣味のウォーキングは『かつしかウォーキングマップ』を参考にして楽しんでいます。



時には、旅行も楽しんでいます。



葛西神社

かかりつけ医にも、最近のもの忘れについて相談してみました。



友人や家族と昔話をしたり、カラオケをしたりしています。



散歩しながら俳句を作ることが進行予防になると聞いたので、頭をひねってつくっています。



地球釜

ステージ 2

日常生活で助けや見守りがあれば
自分でできる方



帝釈天(柴又)

もの忘れが多く心配になりますが、忘れそうなことはメモを取って貼っています。友人や家族に気軽に相談しています。

オレンジカフェでなじみの仲間とお茶を飲みながら楽しく話しています。
(P.21 ページ)



かかりつけ医に相談して、認知症サポート医等を紹介してもらうことにしました。



矢切の渡し

思うように物事を進めることができなくて、イライラして怒ってしまいますが、家族が理解してくれると安心です。

家族や支援者の見守りや声掛けがあると、家事や趣味もできますよ。



家族や信頼できる人と地域の活動や日帰り旅行に行ったりしています。



曳舟川親水公園

近所の民生委員や認知症サポーターが声掛けしてくれます。
(P.22 ページ)

規則正しい生活習慣、きちんと薬を飲むことを心がけています。



この段階では、ご本人の生活リズムやペースに合わせたゆるやかな見守りを行い、日常生活の自立を手助けしつつ、介護や医療などのサポートの利用を始める時期となります。

ご本人の心構え



- 自分でできることは、すすんで取り組むようにこころがけましょう
- 不安なこと、困っていることがあれば、言葉にして伝えましょう

ご家族の対応



- ゆっくりわかりやすく話したり、本人のペースに合わせるなど、ご本人の混乱や不安を大きくしないようこころがけましょう
- 慣れない場所では困ることが増えるので、大切な約束や連絡はメモを書き置いたり、ものの場所がわかるようにラベルやメモを貼ったりしましょう
- ご本人の意思を尊重できるよう、家族と本人とで介護や将来のことを話し合っておきましょう
- 地域の理解者や協力者との関係を積極的につくりましょう
- 高齢者総合相談センターに相談してみましょう

高齢者総合相談センターに相談して、介護保険の利用について相談してみました。
(☎27 ページ)

介護保険サービスでは、デイサービス以外にも住宅改修や福祉用具も使えるみたい。
(☎18～19 ページ)

家族が、家族会に参加して、安心したと言っていました。家族も笑顔でいられることが大切です。
(☎20 ページ)

財産や日常のお金の管理をどうするかを、家族と一緒に専門の人に相談してみました。
(☎22 ページ)

デイサービスに通うと、生活も規則正しくなるし、いろいろな人に出会えるので嬉しいです。
(☎18～19 ページ)

家族として「認知症サポーター養成講座」を受けてきました。認知症の夫の行動や言っていることがわかるようになりました。
(☎22 ページ)



郷土と天文の博物館(白鳥)



青戸平和公園(青戸)

ステージ 3

誰かの助けや見守りを常に受ければ
安心して生活できる方



自宅で受けられる訪問診療や訪問看護などの支援があるそうです。
(P.18～19ページ)

専門医の診療を受けるようになりました。相談にも乗ってくれて安心です。

財産管理や日常のお金の管理をしてくれる支援の利用を始めたことで、家族の負担が減りました。
(P.22ページ)



顔見知りのヘルパーが家に来てくれて、自分も手伝いながら好きな食事を作ったり、家事をしたりしています。
(P.18～19ページ)



立石様(立石)



立石仲見世商店街



葛飾区伝統産業会館



菖蒲七福神(堀切)

民生委員、ケアマネジャー、高齢者総合相談センターなどが、親身に相談に乗ってくれて安心。
(P.27ページ)

家族が急病で介護ができなくなったので、ショートステイを利用しました。
(P.18～19ページ)



デイサービスで自分の得意なことをやってみたら喜ばれました。

食事の準備が難しい人にはお弁当の宅配サービスがあるみたいですよ。
(P.23ページ)

この段階では、介護保険の利用を本格的に開始し、ご本人にあったサービスを上手に利用することが重要です。

ご本人の心構え



- 自分でできることはすんで取り組み、難しいことは家族や支援者に助けてもらいましょう
- 不安なこと、困っていることがあれば早めに伝えましょう
- 健康に留意して、規則正しく過ごしましょう

ご家族の対応



- 介護サービスを上手に利用し、症状や生活の状況にあわせたサービスに変更していきましょう
- 財産や日常のお金の管理について考え、後見人などの支援を利用しましょう
- 介護者自身も心身の健康管理に努めましょう
- 徘徊や迷子の危険がある場合は、名前や連絡先などがわかるものを身に付けるなどしましょう
- 地域の理解者や協力者との関係を積極的につくりましょう

家族の不安を受け止めてくれる家族会に参加して本当によかった。
(P.20ページ)



堀切菖蒲園(堀切)

これからの生活について、家族やケアマネジャー、高齢者総合相談センターと相談しました。



かつしかハープ橋(西新小岩)

グループホーム、特別養護老人ホームでは、認知症のことを理解している職員がいて安心だと聞きました。
(P.18～19ページ)



家族だけで何とかしようと頑張らず、専門家に任せられるところを任せたら、気持ちにも余裕ができました。

家族が「認知症の人の気持ちを知るカード」を知ってから、大らかに見守ってくれるようになりました。
(P.20ページ)



奥戸ローズガーデン



ステージ 4

常に手助けや介護が必要な方

在宅

ヘルパーや訪問看護師が24時間対応してくれる支援があるそうです。
(P.18～19ページ)



ショートステイを時々利用して、気分転換をしています。
(P.18～19ページ)



様々な介護サービスを利用して、自分らしい生活を維持しています。

車いすを借りて、天気の良い日は外出すると、とても気持ちがいいです。



かかりつけ医、ケアマネジャー、高齢者総合相談センターは、家族の相談にも丁寧に応じてくれます。



安心



在宅療養のフォローは、専門家にお任せ下さい。

家に帰れなくなった時に「おでかけあんしんシール」のおかげで早く家族の元に帰ることができました。
(P.23ページ)



在宅での生活コース



お金の管理は後見人にお任せしていますので、とても安心。



施設での生活コース

この段階では、合併症や感染症に注意しつつ、在宅で暮らし続けるのか、施設等に入所するのかなど、住まいや暮らしの場所の選択をする時期となります。

ご本人の心構え



- 規則正しい生活を心がけましょう
- 健康に留意して過ごしましょう

ご家族の対応



- 介護サービスを上手に利用しましょう
- 症状や生活の状況にあわせたサービスに変更していきましょう
- 医療とのつながりを密にして、合併症や感染症に注意しましょう
- ご本人やご家族の状況に応じた住まい（在宅か施設かなど）を選択しましょう

施設や グループホーム

外出や仲間とのレクリエーションを楽しんでいます。



食事の心配をすることがなく、楽しく食事をしています。



規則正しい生活をしています。

車いすなどを利用して外出することもあります。

家族が会いに来てくれるのが楽しみです。



病気のことをよくわかっているスタッフがいつもいてくれるので安心して暮らせます。

8 認知症の人や家族を支えるしくみ(生活の状況別)

支えるしくみ	具体的な内容
<p>社会参加・生きがいづくり支援</p> <p>健康づくり・介護予防支援</p> 	<p>社会・地域の一員として生きがいを持って過ごしたり、介護や認知症予防の取り組みを実践します。</p> 
<p>医療的支援</p> 	<p>認知症を正しく理解すること、また、早期発見・早期診断をし、継続的な治療につなげるための支援です。</p> 
<p>介護保険による介護支援</p> 	<p>できるだけ自立した生活を継続することができるように介護サービス等を提供します。</p> 
<p>見守り支援</p> 	<p>生活をしていく上で起こりうる危険への対応、緊急対応などをして、地域での安心した生活を支えるしくみです。</p> 
<p>家族支援</p> 	<p>家族の介護の不安やストレスを軽減するための支援です。</p> 
<p>住まいの支援</p> 	<p>介護の必要度などに応じた住まいを提供し、できるかぎり自立し、安心して暮らすことを支援します。</p> 

介護 は介護保険サービスです

生活の状況別にどんな支援やサービスが利用できるか、主なものを抜粋して一覧にしています。
詳しくは、高齢者総合相談センター（☎ 27 ページ）にお問い合わせください。

もの忘れがあっても
日常生活は問題ない方

日常生活で助けや
見守りがあれば
自分のできる方

誰かの助けや
見守りを常に受ければ
安心して生活できる方

常に手助けや
介護が必要な方

もの忘れ相談会、もの忘れ予防健診、高齢者クラブ、シニア・ピア・傾聴ボランティア派遣

オレンジカフェ (21 ページ)

筋力向上トレーニング、脳力(のうぢから)トレーニング、回想法、うんどう教室、ふれあい銭湯、健美操(けんびそう)、通所型住民主体サービスなど

介護 通所介護(デイサービス)、介護 認知症対応型通所介護

かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター（☎ 28 ページ）、もの忘れ訪問サポート

訪問診療、介護 訪問看護

介護 介護老人保健施設

介護 介護療養型医療施設

介護 訪問介護(ホームヘルプ)、介護 通所介護(デイサービス)、
介護 認知症対応型通所介護、介護 福祉用具、介護 小規模多機能型居宅介護

介護 短期入所(ショートステイ)

見守り配食サービス、見守り型緊急通報システム、見守りサービスの助成、かつしかあんしんネット、ひとり暮らし高齢者毎日訪問（☎ 23 ページ）

徘徊高齢者位置探索サービス助成、おでかけあんしん事業（☎ 23 ページ）

オレンジカフェ(21 ページ)、家族会（☎ 20 ページ）、認知症サポーター（☎ 22 ページ）、家族介護者ほっとあんしんダイヤル（☎ 28 ページ）

介護 短期入所(ショートステイ)

介護 住宅改修

養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅

介護 小規模多機能型居宅介護

介護 グループホーム

介護 看護小規模多機能型居宅介護

介護 特別養護老人ホーム

・ 65歳以上で介護等が必要と認定された方、40～64歳で若年性認知症と診断された方は介護保険によるサービスを受けることができます。

認知症高齢者家族会

- 認知症の方を介護する家族同士が、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的としています。

利用するメリット



ご本人にとって

- ◆ 介護する家族が、症状やかかわり方を理解してくれる

ご家族にとって

- ◆ 他の人の介護体験を聞いたり、自分の介護体験を話すことで、心の負担が軽くなる
- ◆ 日常のかかわり方など、悩んでいたことへの解決のヒントをもらえる など

- 詳しくは、「葛飾区認知症高齢者家族会マップ」として区のホームページに公開されています。

 家族会への参加は、高齢者総合相談センターへご相談ください  27ページ

認知症の人の気持ちを知るカード ~わかっていてね、私の想い~

- 認知症の方への日頃の対応や声掛けの仕方を考えるカードを作成しました。(はがきサイズ・35枚組)
- 認知症の方の気持ちを知り、その方に合わせた対応をすることで症状が改善されたり、進行が緩やかになったりすることがあります。
- カードは区のホームページで公開しています。また、区役所で販売も行っています。(300円)



もの忘れ相談会

- 最近もの忘れがひどくなった方や、認知症について相談したい方などの悩みに認知症サポート医等がおこたえます。
- 認知症の方を介護している家族の方にもご利用いただけます。
- 高齢者総合相談センター等で定期的を開催しています。詳しくは「広報かつしか」をご覧ください。

オレンジカフェ

ボランティアを
随時募集中

- 孤立しがちな認知症の方やそのご家族、地域の方、専門スタッフなどが集い、お茶を飲みながら会話を楽しむものです。
- 地域社会とのつながりの場として、また、認知症について学び、相談し、住民同士で支え合う意識が芽生える場です。
- もの忘れや認知症に関する相談ができるのが特徴です。

利用するメリット



ご本人にとって

- ◆ ご本人も参加でき、地域社会とのつながりをつくれる
- ◆ 気軽に相談ができる など

ご家族にとって

- ◆ 認知症について学び、相談できる
- ◆ 住民同士で支え合う意識が芽生え、心の負担が軽くなる
- ◆ 気軽に相談ができる など

- 詳しくは、「葛飾区認知症カフェ(オレンジカフェ)マップ」として区のホームページに公開されています。

 オレンジカフェへの参加は、高齢者総合相談センターへご相談ください  27ページ


もの忘れ予防健診

- 区内実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、支援につなげます。
- 対象の方には、受診券をお送りします。
- 必要に応じて、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の相談支援、シニア活動支援センターの介護予防事業(回想法等)へつなげます。

認知症サポーター

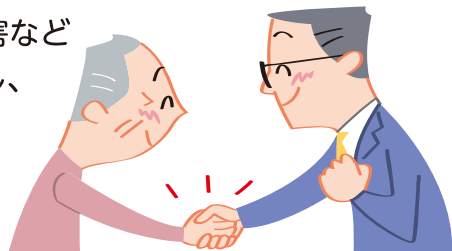
あなたも
認知症サポーター
に!

- 区では、区民や企業等を対象に、認知症の正しい知識やつきあい方についての講義を行う「認知症サポーター養成講座」を随時開催し、「認知症サポーター」を養成しています。
- 認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として自分のできる範囲で活動する人です。
- 自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

 認知症サポーター養成講座については、高齢者支援課 相談係へお問い合わせください
☎ 28ページ

成年後見制度など


- 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支援するための公の制度です。
- 成年後見人等は、預金や不動産などの財産の管理、福祉サービスの利用や入院などの手続き、不利益な契約（悪徳商法による契約など）の取り消しなどの支援を行います。
- 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。
 - ①法定後見制度
すでに判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が、適任と思われる援助者（成年後見人等）を選任する制度です。
 - ②任意後見制度
十分な判断能力があるうちに将来に備えて、「支援してほしい人」「支援してほしい内容」を契約で決めておきます。判断能力が低下した時に契約に基づき、支援を受けることができる制度です。



*こんな支援サービスもあります。

認知症などで判断能力が不十分であるが、成年後見制度を利用するほどではない方を対象に、社会福祉協議会では訪問援助事業を行っています。これは、自宅等を訪問して見守りや福祉サービスの利用の支援を基本サービスとして、必要に応じ日常的な金銭管理や郵便物の確認整理、重要な書類等の預かりを行うサービスです。

ご利用には、利用者本人と社会福祉協議会との契約が必要で、利用時間に応じた利用料がかかります。低所得の方等を対象とした利用料の減免制度があります。

 成年後見制度や訪問援助事業のご相談は、葛飾区成年後見センターへご相談ください

☎ 28ページ

認知症の方への見守りサービス

1	見守り 配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：65歳以上*のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、日中はひとり暮らしとなる方で、外出が困難で、食事の準備などが難しい方 ◆ 内容：区と契約した事業者が昼食、夕食のお弁当をご自宅に配達し、安否確認を行います。 ◆ 利用者負担：1食あたりの費用は事業者により異なります。
2	見守り型 緊急通報システム	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、日中または夜間に一人になることのある高齢者の方 ◆ 内容：自宅に専用通報機、火災感知器、ガス漏れ感知器、空間センサーを設置します。緊急時、119番の代理通報などの対応をしたり、人の動きを24時間以上感知しなかったときの安否確認などを行います。 ◆ 利用者負担：毎月、利用料の一部負担があります。
3	見守りサービスの 助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、日中または夜間に一人になることのある高齢者の方 ◆ 内容：民間事業者がドアセンサーや電球・電気ポット等の機器を設置し、家族等がその使用状況で高齢者の日常生活を見守るサービスに対して、初期設置費用(15,000円上限、初期設置費用がない場合は1か月分の月額利用料(1回限り))の9割を助成します。
4	徘徊高齢者位置 探索サービス助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：おおむね65歳以上*の認知症の方を介護する家族の方 ◆ 内容・利用者負担：認知症による徘徊で、居所がわからなくなる方を、民間事業者が実施するGPS等の機能を使って探すサービスを利用する際に登録料(15,000円上限、登録料がない場合は1か月分の月額利用料(1回限り))の9割を助成します。
5	かつしか あんしんネット	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：65歳以上のひとり暮らし、日中または夜間に一人になる方などひとり暮らしと同様の状況にある方、75歳以上の方のみで構成される世帯の方 ◆ 内容：緊急連絡先などの情報をあらかじめお預かりし、登録者の病気等の緊急時には、消防や警察、医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先をお知らせします。 ◆ 利用者負担：なし
6	おでかけ あんしん事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：認知症による徘徊がある方 ◆ 内容：対象となる方が警察等に保護されたときに、靴等身に着けるものに貼った「おでかけあんしんシール」を手掛かりに、24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族等に連絡することで、早期の帰宅へつなげます。また、認知症による徘徊に起因する鉄道事故等が発生させ、ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される「おでかけあんしん保険」に加入します。 ◆ 利用者負担：なし

*40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含みます



1～6 高齢者支援課へお問い合わせください ☎ 28ページ

7	ひとり暮らし 高齢者毎日訪問	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象：65歳以上のひとり暮らしで、安否確認を必要とする方 ◆ 内容：月～金曜日に乳酸菌飲料をお届けすることにより、安否確認を行います。 ◆ 利用者負担：乳酸菌飲料代(利用者負担1本10円)
---	-------------------	--



7 葛飾区社会福祉協議会へお問い合わせください ☎ 28ページ

9 認知症とともに生きる

認知症サポート医からのメッセージ

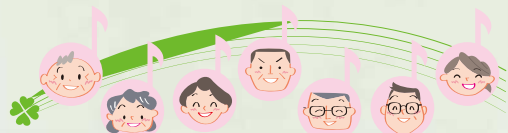


● 認知症とともにかつしかでいつまでも (認知症サポート医 赤畑正樹先生)

認知症や軽度認知障害に、不安や戸惑いを感じておられる方もいらっしゃるかと思います。認知症はどなたにも起こりうる身近な病気です。一方でその原因はさまざま、症状の現れ方や進行の速さ、治療への反応は人それぞれ異なります。だからこそ、医療機関で原因を調べ、適切に対策することが大切です。治療や支援によって、進行を遅らせたり、生活の質を高めたりすることも可能です。もの忘れがあっても、安心して暮らせる明るい毎日と一緒に築いていきましょう。受診に不安がある場合は、ご家族や身近な方と一緒にご相談ください。早期発見がより有効ですが、ご本人もご家族も、発症に気づきづらいことが少なくありません。このため葛飾区医師会では、区と連携して「もの忘れ予防健診」や「もの忘れ相談会」を実施しています。ぜひご活用ください。

また、地域の皆様には、認知症のある方を尊重し、関心と正しい理解をお持ちいただきますようお願いいたします。誰もがなる可能性がある病気ですから、互いに支え合う地域づくりが、私たち自身の未来を守ることにもつながります。

認知症になっても、安心して暮らせる地域へ。正しい理解と、温かな見守りの輪を広げていきましょう。



「もの忘れ予防講演会」の動画など、葛飾区の認知症事業については、右の二次元コードからご覧になれます。→



高齢者総合相談センターからのメッセージ

● 高齢者のことなら何でも相談できる窓口です (高齢者総合相談センター青戸 新美育子所長)

高齢者総合相談センターは「高齢者のことなら何でも相談できる窓口」で、区内に14か所と身近な場所にあります。認知症になっても介護が必要になっても、区民の皆さんがその人らしく安心して暮らしていけるようサポートするのが私たちの役割です。

高齢者総合相談センターでは、認知症予防(進行予防)に役立つ運動や交流の場の紹介、認知症の診断・治療ができる医療機関の情報提供、接し方や介護方法、介護保険サービスについての相談、認知症のある方や介護するご家族の方が交流・相談できる「オレンジカフェ」や「認知症高齢者家族会」の開催、認知症を理解し地域の中で協力してくれる人を広げる「認知症サポーター養成講座」などを行っています。

認知症に関わる悩み、ひとりで抱えていませんか? 認知症は誰もがなり得る病気で、認知症になることは恥ずかしいことではありません。みんなで協力し合って「認知症になっても大丈夫だね」と思えるような地域にしていきたいですね。

ご本人からのメッセージ

● 一人で悩まず友達をつくり、一日を大切に楽しむ (90歳代・男性)

60歳の時、帰り道がわからなくなり、認知症と診断されました。最初は自分が認知症なんて悔しい思いをしましたが、認知症サポート医の先生は薬の処方だけでなく、時間をかけて認知症の症状についての説明や話を聞いてくださり、安心した毎日を送っています。自分で認知症の勉強をして、「こころ」と「からだ」を元気にするための10か条をつくり、脳トレをしたり、日記を書いたり、週2回のデイサービスと認知症カフェも利用したり、歌や音楽が大好きで合唱クラブにも入っています。

認知症であっても自分はダメだと思わないことと、心の「癒し」が一番大切。心を明るくするためには多くの人と交わりを持つことが大切です。一人で悩まず友達をつくり、一日を大切に楽しんで、いつまでも元気に暮らしましょう。

● 自分も誰かの役に立ちたいし、役に立てるととても嬉しい (70歳代・男性)

バスの運転手をしていましたが、3年前、いつも通りに運転できなくなったことを自覚し、認知症と診断されました。薬を処方してもらいましたが、どうしたらよいかわからず、夫婦で高齢者総合相談センターを訪ねました。症状の進行に沿って工夫して生活していきましよう、家族会やオレンジカフェを紹介してもらい、色々な方とのつながりができ、デイサービスも利用しています。不安なことは言葉にして伝え、家族は私のペースに合わせて手助けをしてくれます。

私はデイサービスで元気のない方に声をかけてお話をします。自分も誰かの役に立ちたいし、役に立てるととても嬉しいのです。

♥奥様より

本人と家族にとって、身近に認知症を理解してくれるお医者さんがいること、仲間とともに過ごせる居場所があること、共感してくれる人がいることが心の支えになります。

ご家族からのメッセージ

● サービスを上手に利用することが大切 (70歳代・男性)

母は、かかりつけ医の受診をきっかけに、認知症気味であることがわかりました。病気の母と向き合い介護するのは大変なことでした。日常生活の中で、不安定な状況が見受けられるようになり、介護する頻度が増えてきたのは辛いことでした。最初は、理解しようという思いと裏腹に、「何回言えばわかるんだ」と余裕がなく、短気に対応していました。妻が勧めてくれた家族会に参加して話すことによって気分が楽になり、自分を見直すこともできました。ショートステイの利用も気分転換になりました。

いろいろ経験しながら、その方に合った介護を作り上げていくことが大切だと思います。また、ご近所の方の理解も得ながら介護ができると、より安心だと思います。

10 予測しない“困りごと”が 起こることがあります

詐欺にあったり、必要のない契約をしてしまった

家族の 心がまえ

- ◆ 認知症の方は判断能力の低下により、詐欺等にあいやすいといわれています。
- ◆ 早く気付くために、定期的に様子を見るようにしましょう。
- ◆ ひとりの時はインターホンを切ったり、留守番電話を設定したりしましょう。
- ◆ 成年後見制度の利用を申し立てることも可能です。 [☎ 22ページ](#)

対応

- ◆ 詐欺にあってしまったとわかった場合は、すぐに警察や金融機関に通報しましょう。
- ◆ 必要のない契約などに気づいたら、すぐに葛飾区消費生活センターに相談しましょう。契約によっては、クーリング・オフが可能です。

 葛飾区消費生活センター ☎03-5698-2311 立石5-27-1 ウィメンズパル1階


居所、行方がわからない

家族の 心がまえ

- ◆ ある日突然、道が分からず帰れなくなったりすることがあります。昔の記憶に戻り、以前住んでいた家やすでに亡くなっている家族を探しに出掛ける症状です。
- ◆ なじみのある場所、ご近所などに、ご本人の状況について声掛けしておくことも重要です。
- ◆ 万が一の時のため、おでかけあんしん事業・徘徊高齢者位置探索サービスを利用することも考える必要があります。 [☎ 23ページ](#)

対応

- ◆ 早めに警察へ通報をしましょう。
- ◆ 関係機関(担当ケアマネジャーや高齢者総合相談センター)に連絡をしましょう。
- ◆ なじみのある場所、ご近所などを探してみましょう。

 葛飾区の徘徊高齢者位置探索サービス助成、見守りサービスの助成、おでかけあんしん事業もご利用ください [☎ 23ページ](#)

11 相談先や受診先の一覧

認知症について相談したい / 介護保険や福祉サービス
を利用したい / 家族会やオレンジカフェについて

高齢者総合相談センター	電話	住所	対応曜日・時間	
高齢者総合相談センター水元	03-3826-2419	水元1-26-20 (特別養護老人ホーム水元ふれあいの家 内)	平日 午前9時 ～ 午後7時	
高齢者総合相談センター水元公園	03-6231-3567	南水元4-27-13 藤屋ビル1階		
高齢者総合相談センター新宿	03-3826-8726	新宿2-16-4 (介護老人保健施設 花の木 内)		
高齢者総合相談センター金町	03-3826-5031	東金町1-36-1-108 (UR都市機構金町駅前団地1号棟 内)		
高齢者総合相談センター高砂	03-5889-8600	高砂3-27-12		
高齢者総合相談センター柴又	03-5876-9531	柴又1-47-7-102		
高齢者総合相談センター青戸	03-5629-5719	青戸3-13-19 (グループホーム青戸 併設)		
高齢者総合相談センター亀有	03-6240-7630	亀有4-31-18 ケイハイツI105		
高齢者総合相談センター堀切	03-3697-7815	堀切2-66-17 (介護老人保健施設葛飾ロイヤルケアセンター 内)		土曜日 午前9時 ～ 午後5時30分
高齢者総合相談センターお花茶屋	03-6662-7907	お花茶屋2-4-23 センターフィールドビル101		
高齢者総合相談センター東四つ木	03-5698-2204	東四つ木2-27-1 (特別養護老人ホーム東四つ木ほほえみの里 向かい)		
高齢者総合相談センター立石	03-6657-6140	立石6-19-10 S・Kビル1階		
高齢者総合相談センター奥戸	03-5670-5212	奥戸3-25-1 (特別養護老人ホーム奥戸くつろぎの郷 内)		
高齢者総合相談センター新小岩	03-5879-9328	新小岩1-49-10 第5デリカビル1階		

様々なところの健康について相談したい

保健センター	電話	住所	対応曜日・時間
青戸保健センター	03-3602-1284	青戸4-15-14	平日 午前8時30分～午後5時
金町保健センター	03-3607-4141	金町4-18-19	
新小岩保健センター	03-3696-3781	西新小岩4-33-2(にこわ新小岩内)	
水元保健センター	03-3627-1911	東水元1-7-3	

もの忘れが気になる、自分が(家族が)認知症を知りたい

- もの忘れが気になりはじめたら、まずは身近なかかりつけの医師に相談してみましよう。必要に応じて、認知症についてのアドバイスや診断、専門医療機関の紹介を行う認知症サポート医を紹介してもらうこともできます。
- ご本人、ご家族、関係機関からの認知症に関する医療相談に対応するとともに、状況に応じて適切な医療機関等の紹介を行う認知症疾患医療センターがあります。

認知症疾患医療センター	電話	住所	対応曜日・時間
医療法人社団 東京東双泉会 いずみホームケアクリニック	03-6662-6332	青戸5-30-4	平日 午前9時～午後5時
医療法人社団 大和会 大内病院	03-5691-0592	足立区西新井5-41-1	

出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症（令和6年9月発行）」

そのほかの相談先

■ 成年後見制度について相談したい

葛飾区成年後見センター（平日 午前8時30分～午後5時）
☎03-5672-2833 堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター（ウエルピアかつしか）3階

■ 若年性認知症について相談したい

東京都若年性認知症総合支援センター（平日 午前9時～午後5時）
☎03-3713-8205 目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル3階

■ 介護保険サービスについて相談したい

葛飾区内の介護サービス事業者リストが区のホームページに公開されています
※高齢者総合相談センター（☎27ページ）でもご相談に応じます



■ 介護に関する悩みや困りごとについて相談したい

看護師等の専門職が介護に関するお悩みやお困りごとのご相談に応じます
家族介護者ほっとあんしんダイヤル（年中無休 午前8時30分～深夜0時）
☎0120-603-305（通話料無料）

■ そのほかの高齢者福祉に関するお問い合わせ先

認知症の方への見守りサービス（☎23ページ）

- 1～3 葛飾区高齢者支援課 在宅サービス係 ☎03-5654-8299
4～6 葛飾区高齢者支援課 相談係 ☎03-5654-8597

立石5-13-1 葛飾区役所新館2階

- 7 葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 ☎03-5698-3216

堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター（ウエルピアかつしか）3階

介護予防事業について（☎19ページ）

葛飾区地域包括ケア担当課 介護予防係 ☎03-5698-6202 立石6-38-11 シニア活動支援センター内

令和7年8月発行

発行 葛飾区 福祉部 高齢者支援課 相談係 立石5-13-1 ☎03-5654-8597

無断掲載禁止

葛飾区認知症施策推進計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

かつしかで、いつまでも
ともに考え、ともに生きる認知症

令和8年3月 葛飾区

はじめに

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症有病者数は増加しています。高齢者の約3.6人に1人は認知症又はその予備群といえる状況にあるといわれており、また、若年性認知症の方は国内に約3.6万人いると推計されています。

認知症は、誰にとっても身近なものであり、認知症になっても自分らしく、希望をもって暮らし続けられる環境を整えていかなければなりません。

このたび、葛飾区では「葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例」を制定しました。この条例は、認知症のある方もそうでない方も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾の実現を目指して制定したものです。

そして、条例に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、区が取り組むべき施策をまとめた「葛飾区認知症施策推進計画」を策定いたしました。本計画では、認知症のある方やその家族への支援はもとより、認知症への理解促進や地域のサポート体制の充実、認知機能低下予防に向けた取組など、様々な事業や取組を実施していくこととしています。

本計画に基づき、認知症のある方もそうでない方も共に生きる地域の一員として尊重し合い、支え合える地域共生社会の実現に向けて、区民や事業者、関係団体の皆様と協働して認知症施策を進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました区民、事業者、関係団体の皆様をはじめ、ご審議いただきました葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8（2026）年3月

葛飾区長 青木 克徳



目次

第1章 計画策定について.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の推進.....	2
コラム1 新しい認知症観とは.....	3
第2章 認知症を取り巻く状況と課題.....	4
1 国の状況.....	4
2 東京都の状況.....	11
3 区の状況.....	12
4 認知症に関する課題.....	27
5 現状と課題の総括.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開.....	35
基本目標1 誰もが認知症を知り、地域で支える.....	35
重点施策1 認知症への理解促進.....	35
重点施策2 地域のサポート体制の推進.....	37
基本目標2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす	39
重点施策3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護.....	39
重点施策4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援.....	42
重点施策5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実.....	44
重点施策6 ケアの質の向上.....	50
基本目標3 早期に気付き、適切な支援につなげる.....	51
重点施策7 早期発見、早期支援.....	51
重点施策8 認知機能低下予防.....	53

コラム2	葛飾区見守り協定事業者に聞いてみました！	58
コラム3	民生委員・児童委員の取組	60
コラム4	葛飾区の認知症普及啓発事業紹介	61
資料編		63
1	認知症に関する意識・意向調査	63
2	認知症高齢者家族会等ヒアリング	64
3	計画の策定経過	65
4	葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会設置要綱	67
5	葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会委員名簿	69



第 1 章

計画策定について

1 計画策定の趣旨

令和 6（2024）年 1 月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、第 1 条において、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進すること」が明記されました。

この法律に基づき、国は令和 6（2024）年 12 月に認知症施策推進基本計画、東京都は令和 7（2025）年 3 月に東京都認知症施策推進計画を策定し、共生社会の実現に向けた取組を進めることとなりました。

葛飾区（以下「区」という。）では、葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例を制定し、認知症のある方の意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、取組を進めることとなりました。

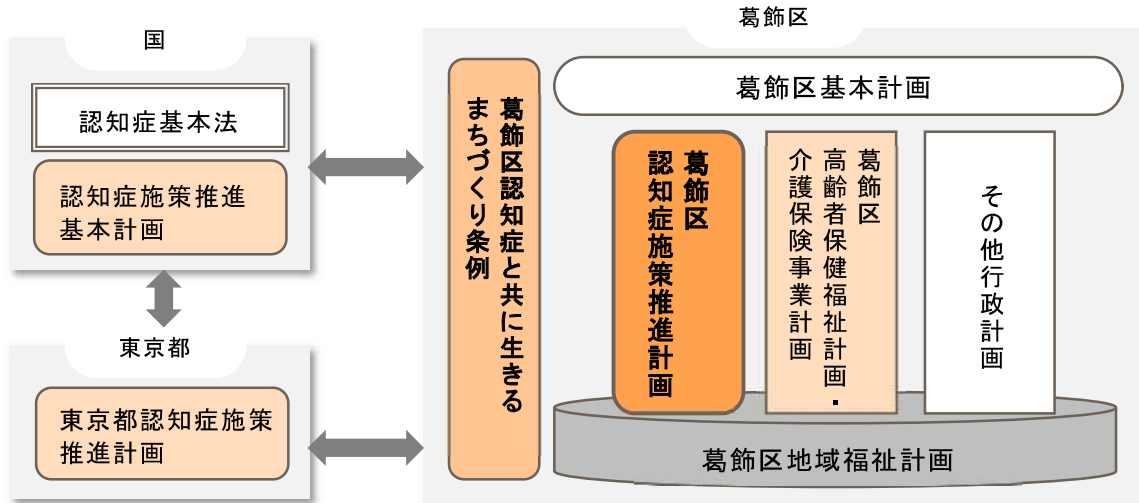
この条例に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、葛飾区認知症施策推進計画を策定するものです。

2 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

3 計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」として、国や東京都の関連計画、区の他計画との調和を保ちつつ策定しています。



また、「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて策定しています。



4 計画の推進

区は、認知症のある方及びその家族並びに関係機関と連携し、計画に定める取組を推進するとともに、それぞれの取組の進行管理や課題の検討を行います。

(1) 葛飾区認知症施策推進庁内連携会議の運営

庁内で連携体制を確認するための「葛飾区認知症施策推進庁内連携会議」を設置し、庁内の調整を行います。

(2) 葛飾区認知症施策推進委員会の運営

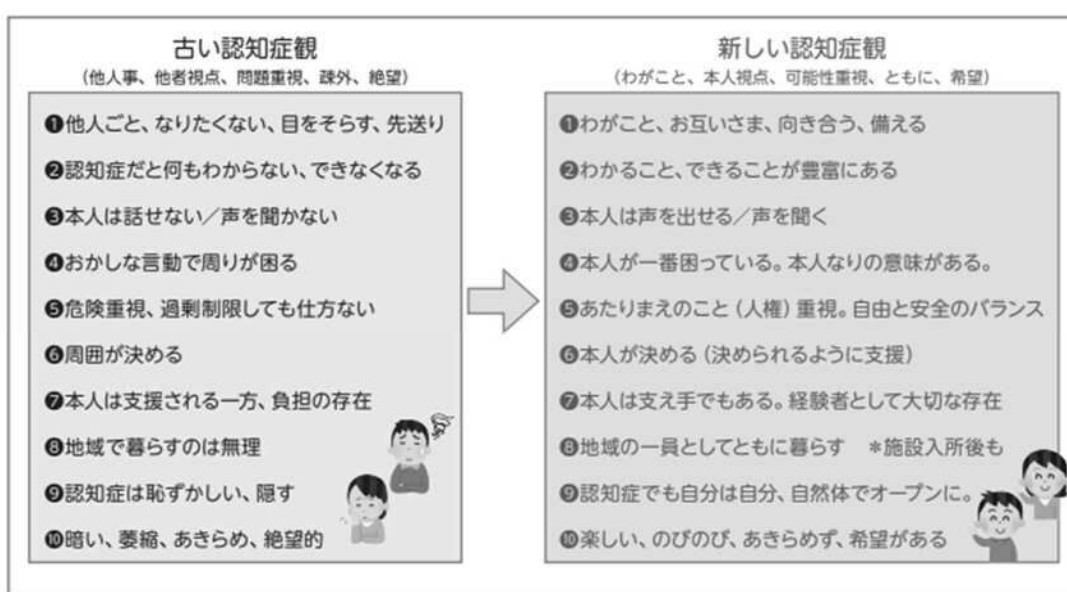
学識経験者、認知症のある方及びその家族、医師会等からなる「葛飾区認知症施策推進委員会」を設置し、様々な立場の委員から幅広く意見を伺い、計画を推進していきます。

新しい認知症観とは

令和6（2024）年1月に施行された「認知症基本法（正式名称：共生社会の実現を推進するための認知症基本法）」では、「新しい認知症観」という言葉が使われています。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人ができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症のある方を単に支える対象としてとらえるのではなく、認知症のある方を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きることが重要です。



【本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド（H29年度厚労省老健事業）】をもとに東京センター作図

図 新しい認知症観への転換を



第2章

認知症を取り巻く状況と課題

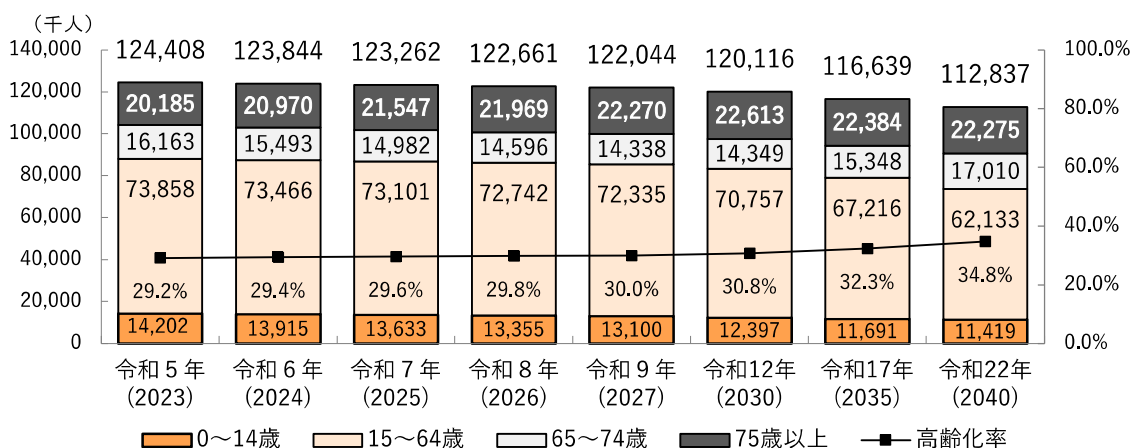
1 国の状況

(1) 人口と世帯数等の推移

ア 将来推計人口

総務省統計局の人口推計によると、令和6（2024）年6月1日における国内の総人口は約1億2,398万人です。このうち、65歳以上の高齢者数は3,626万人を数え、高齢化率は29.2%となっています。

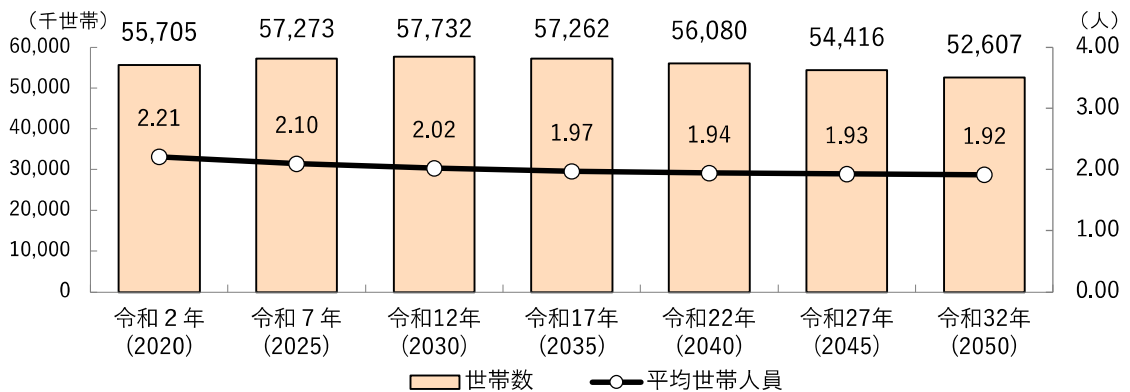
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、令和22（2040）年には国内の人口が約1億1,284万人になると予測しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化率は令和8（2026）年には29.8%、令和22（2040）年には34.8%まで上昇する見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
（各年10月1日時点）

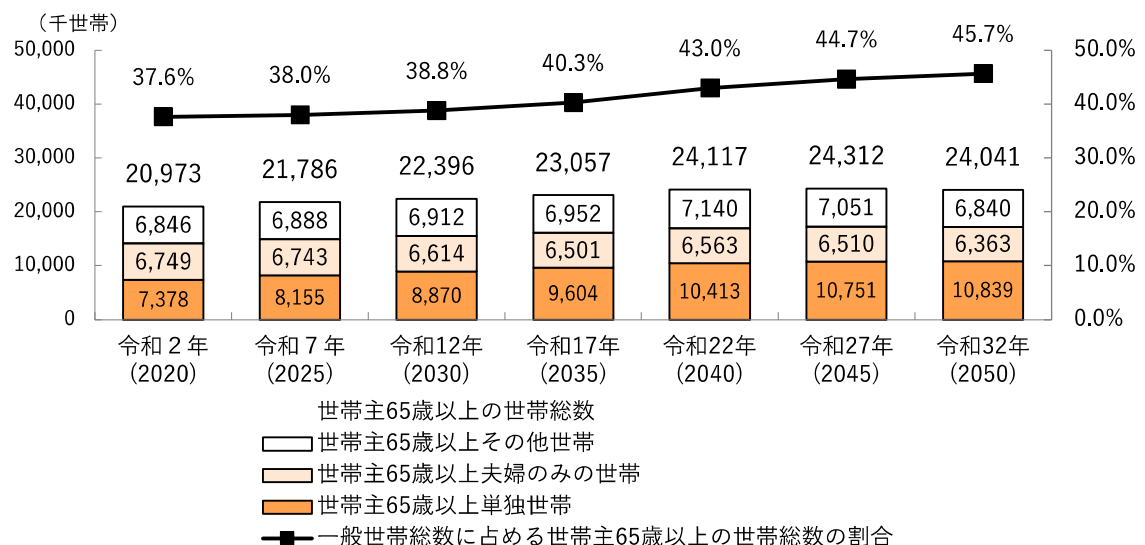
イ 世帯の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（令和6（2024）年推計）」によると、国内の世帯数は令和12（2030）年に約5,773万世帯まで増加しますが、以降は減少して令和32（2050）年には約5,261万世帯になる見込みです。「世帯の単独化」が進み、平均世帯人員は令和17（2035）年に2.0人を下回る見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6（2024）年推計）」（各年10月1日時点）

世帯主が65歳以上の世帯数は、令和2（2020）年の約2,097万世帯から令和32（2050）年には約2,404万世帯まで増加すると見込まれています。特に単独世帯の増加が大きく、令和2（2020）年の約738万世帯から令和32（2050）年には約1,084万世帯に達すると予測されています。一般世帯数に占める世帯主65歳以上世帯の割合は、令和2（2020）年の37.6%から令和32（2050）年には45.7%まで上昇する見込みです。

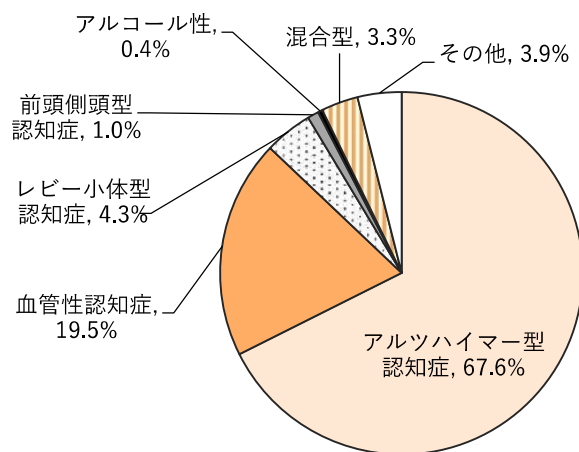


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6（2024）年推計）」（各年10月1日時点）

(2) 認知症高齢者数等の推計

認知症は、様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態をいいます。

認知症の原因となる病気について、代表的なものは以下のとおりです。



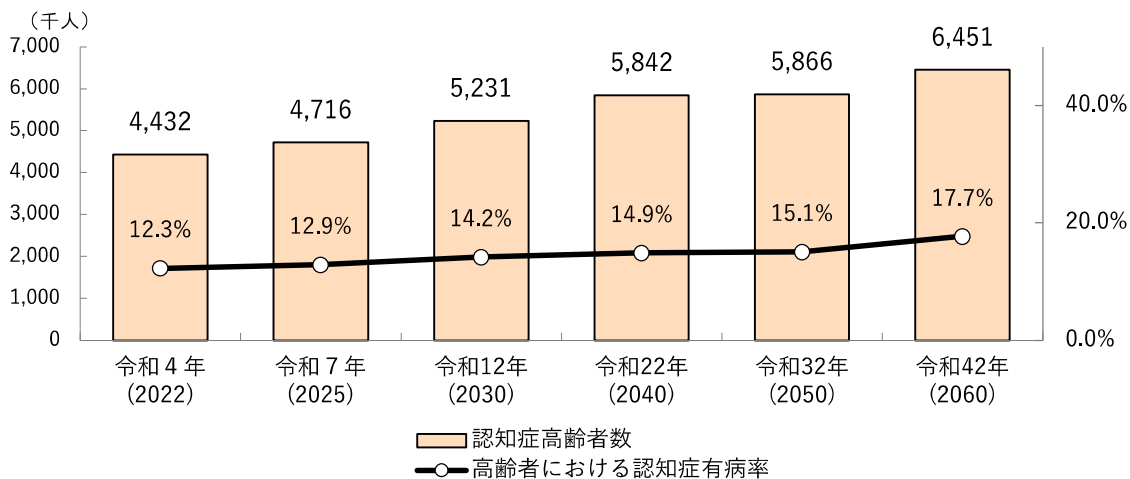
資料：厚生労働省「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能への障害への対応」
(平成25(2013)年5月報告)

認知症では、もの忘れ(記憶)、理解・判断力などの認知機能の障害に加え、「BPSD(認知症の行動・心理症状)」と呼ばれる不安や抑うつ、怒りやすくなることや攻撃的になる(暴言・暴力)、徘徊や妄想、幻覚などの症状も見られます。

認知症の早期発見・早期対応により、適切な医療・介護等が受けられる環境を整えるとともに、認知症のことを知る、理解を深めることが大切です。

急速な高齢化の進展に伴い、国内の認知症のある方の人数は増加しています。厚生労働省の「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」によると、令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人と推計され、認知症の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年にはその人数が約584万人となると推計されています。

認知症の有病率は、令和4年（2022）の12.3%から令和42年（2060）には17.7%へと上昇する見込みです。



資料：厚生労働省「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(令和5（2023）年度)

※2022年の4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）から得られた認知症者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定し、国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計を用いて推計

また、令和4（2022）年の軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計されています。軽度認知障害は、同じ年代の人と比べて認知レベルが低下しているが日常生活を基本的には正常に送ることができる、もの忘れはあるが認知症ではない、認知症の前段階ととらえることができます。認知症及び軽度認知障害の合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。

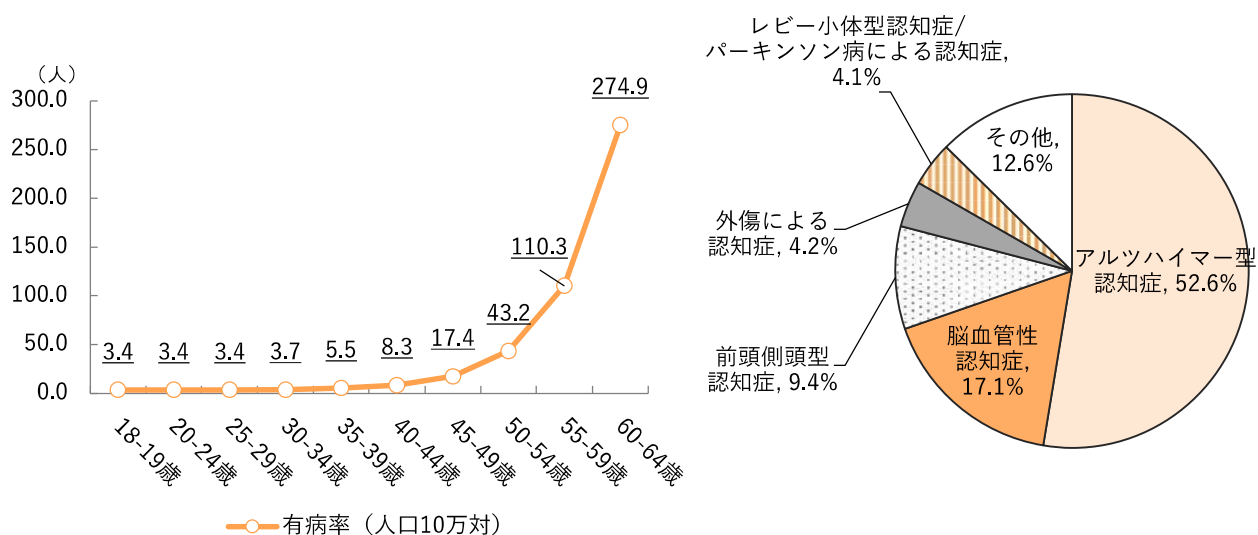
軽度認知障害の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年には約613万人となり、高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

(3) 若年性認知症者数の推計

認知症は、一般的には高齢者に多く発症しますが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2年3月）によると国内の若年性認知症の人数は35,710人と推計されています。人口10万人当たりの有病率は50.9人で、男性に多い傾向があり、発症年齢は平均で54.4歳です。

有病率は年齢が上がるにつれて増加し、18～19歳から40～44歳までは人口10万人に対し3.4～8.3人と低い水準にとどまるものの、45～49歳以降から顕著に上昇し、60～64歳では274.9人に達するとされています。

認知症の原因としては、アルツハイマー型認知症が最も多く52.6%を占め、次いで脳血管性認知症が17.1%、前頭側頭型認知症が9.4%と続き、その他の疾患や外傷、レビー小体型認知症・パーキンソン病による認知症も一定割合存在します。



資料：日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2（2020）年3月）

(4) 認知症施策に関する国の動向

国では、認知症のある方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、以下の施策を推進しています。

ア 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、認知症のある方を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症のある方に寄り添いながら、認知症のある方が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備することが求められています。このため、平成27(2015)年1月27日に策定され、各自治体の第7期介護保険事業支援計画(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)の策定に合わせて平成29(2017)年7月に改定されました。7つの柱に沿って施策に取り組んでおり、認知症サポーターの人数や認知症初期集中支援チーム設置市町村数、認知症カフェ等の設置市町村数などを目標値として定めています。

【具体的な施策(7つの柱)】

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

イ 認知症施策推進大綱

(令和元(2019)年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定)

認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症のある方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。「共生」は認知症のある方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会とともに生きる、という意味です。「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにす

る」という意味です。

【具体的な施策】

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

ウ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」） （令和5（2023）年6月14日）

認知症のある方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指して、令和6（2024）年1月1日に施行されました。これにより、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部が設置され、認知症のある方や家族等により構成される認知症施策推進会議の意見を聴きながら、認知症施策推進基本計画が策定されました。計画期間は令和6（2024）年12月～令和11（2029）年度までのおおむね5年間です。

【認知症施策推進基本計画の基本的施策】

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

2 東京都の状況

(1) 認知症施策に関する東京都の動向

東京都では、認知症のある方を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現に向けて、以下の施策を推進しています。

ア 第9期東京都高齢者保健福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

「認知症施策の総合的な推進」を重点分野に位置付け、認知症のある方が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

イ 東京都認知症施策推進計画

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

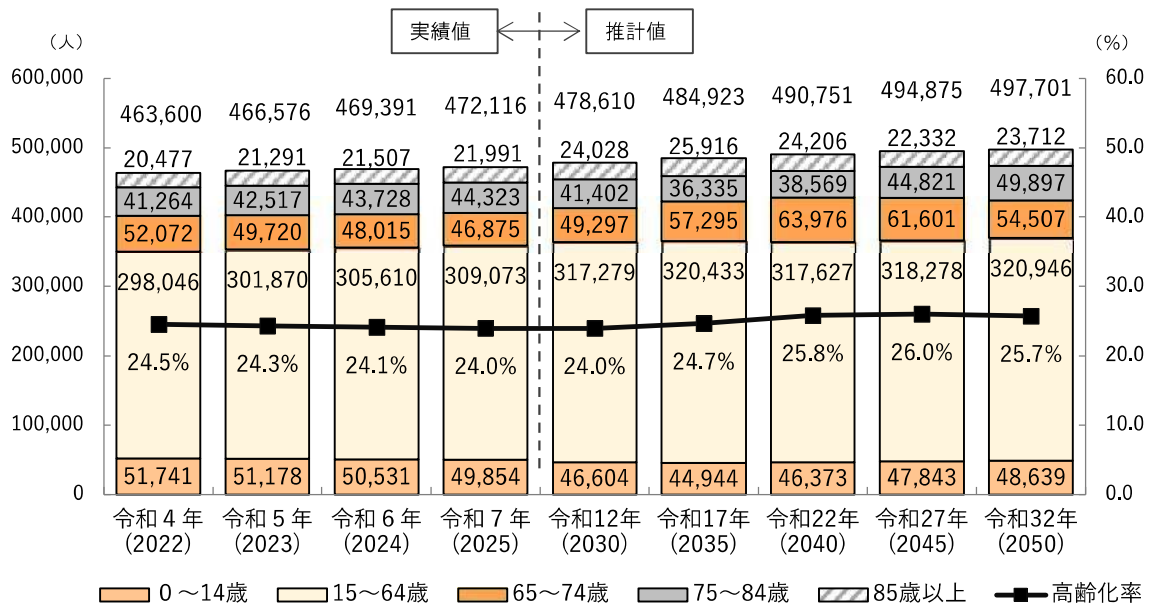
認知症基本法第12条に基づき、東京都の実情に即した計画が策定されました。

3 区の状況

(1) 人口と世帯数等の推移

ア 将来推計人口

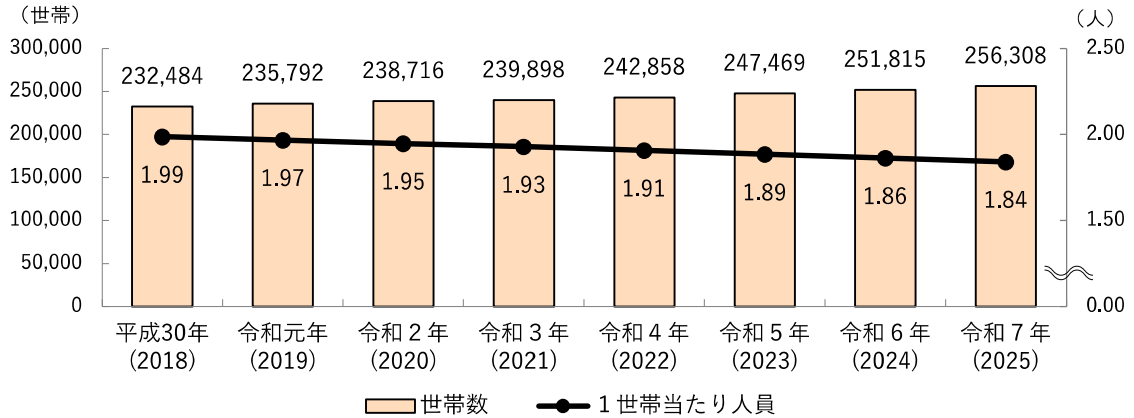
区の人口（住民基本台帳人口）は、令和7（2025）年7月1日現在で472,116人と、前年同月に比べて2,725人増加しています。令和7（2025）年の高齢化率は24.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率は25.8%となり、その後は75～84歳以上人口の増加が見込まれています。



資料：令和7（2025）年まで：葛飾区の世帯と人口（各年7月1日）
令和8（2026）年以降：コーホート変化率法を用いて算出

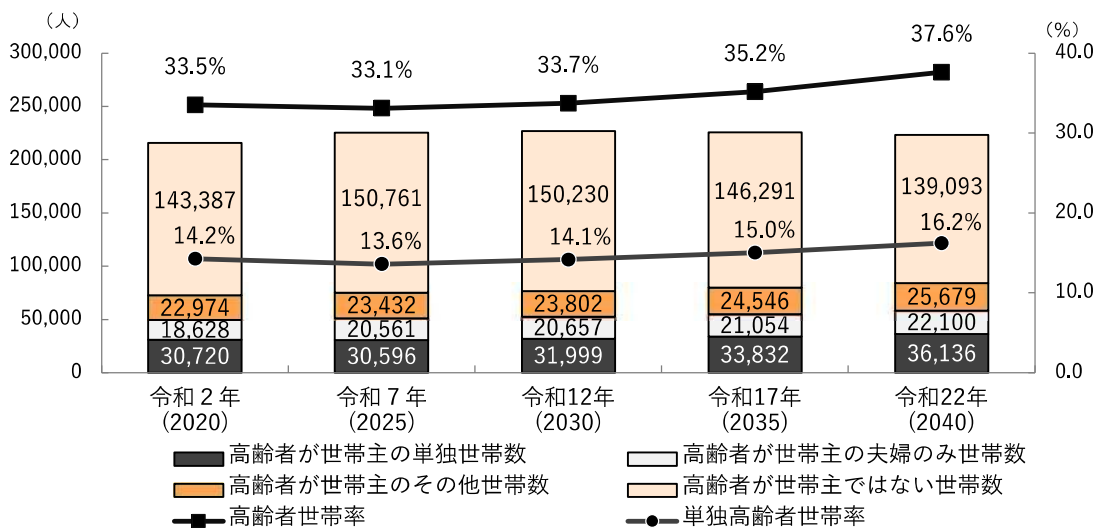
イ 世帯の状況

世帯数は、令和7（2025）年7月1日現在で256,308世帯です。世帯数は増加傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は減少しています。



資料：葛飾区の世帯と人口（各年7月1日）

令和2（2020）年の単独高齢者世帯の割合は14.2%で、令和7（2025）年には13.6%、令和22（2040）年には16.2%となる見込みとなっています。

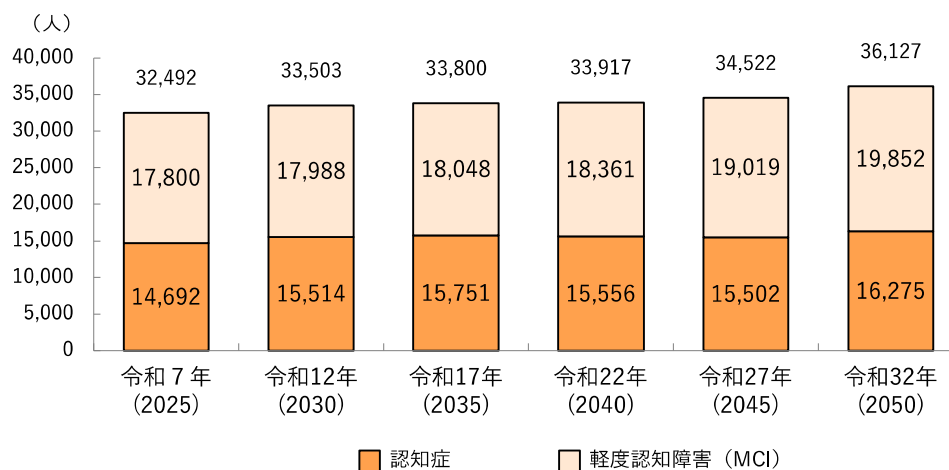


資料：東京都世帯数の予測 -統計データ-（令和6（2024）年3月）

(2) 高齢者等の状況

ア 認知症高齢者数の推計

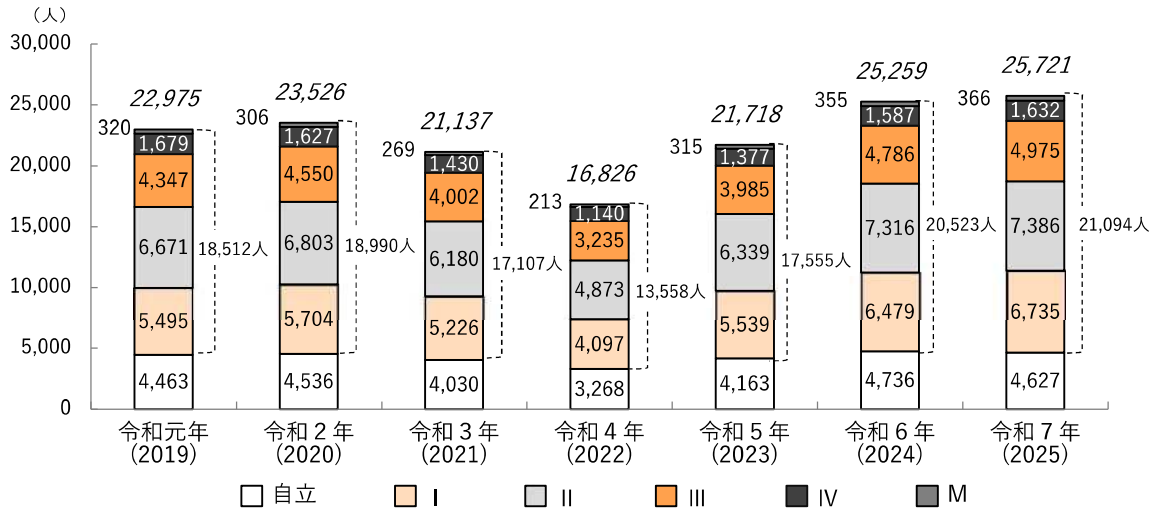
認知症高齢者数は、令和7（2025）年から、令和22（2040）年には864人増加、軽度認知障害（MCI）は561人増加する見込みとなっており、高齢者全体に占める認知症高齢者数の割合は約12%、軽度認知障害（MCI）を含めると約27%となることが予測されます。



資料：葛飾区の将来推計人口に、「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）の有病率を用いて算出

イ 高齢者の日常生活自立度

要支援・要介護認定者のうち何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和7（2025）年3月31日現在で、21,094人です。

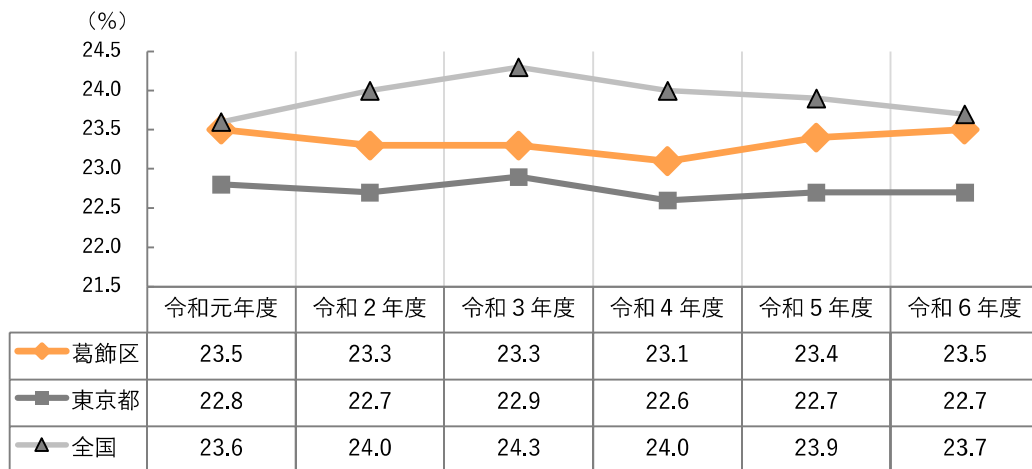


資料：介護保険課資料（各年3月31日）

- ※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- ※自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- ※自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- ※自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- ※自立度M：著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な心身疾患が見られ、専門医療を必要とする。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活自立度の認定調査を経ていない、日常生活自立度「不明」の人数を除いている。
- ※集計値は介護認定調査時に提出された主治医意見書に記載の内容を集計したものであり、新型コロナウイルス感染症の特例措置で介護認定調査件数が減少したため、令和3（2021）年から令和5（2023）年までの数値は一時的に減少している。

ウ 要支援・要介護認定者の認知症の有病割合の比較

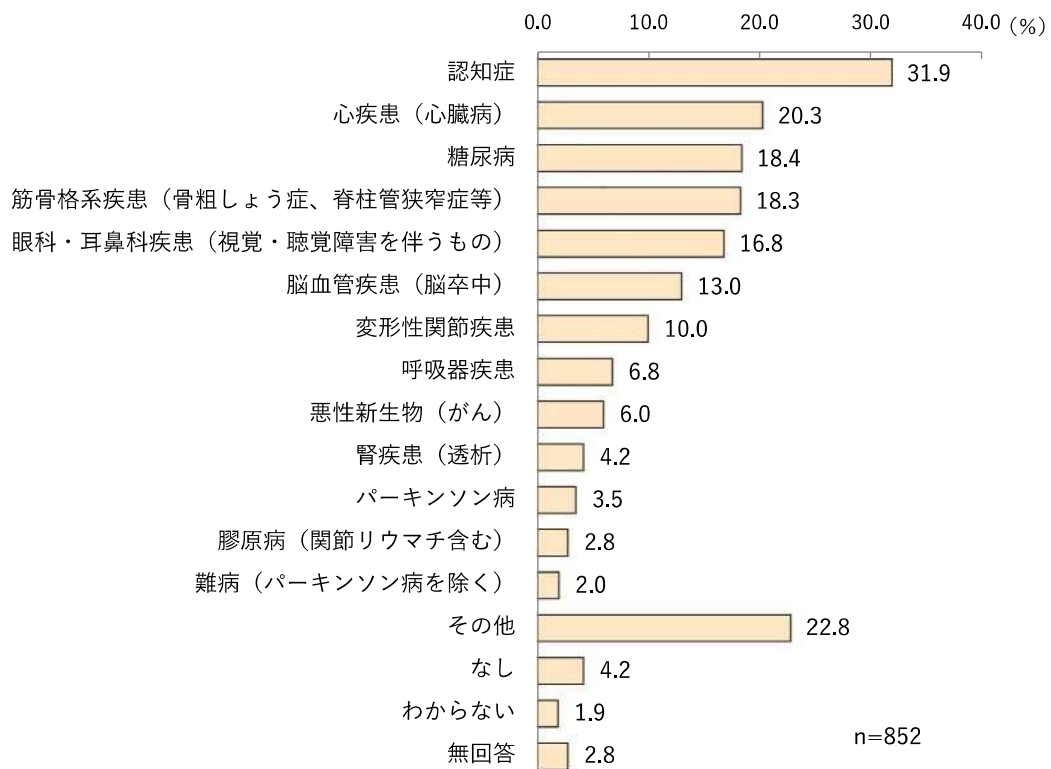
区の割合は、全国を下回っていますが、東京都を上回っています。



資料：地域包括ケア担当課資料（KDB「地域の全体像の把握」）

エ 要介護1以上の人が抱えている傷病

在宅で生活をしている要介護1以上の認定を受けている方を対象として、令和6（2024）年度に実施した「在宅介護実態調査」では、現在抱えている傷病は「認知症」31.9%が最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」20.3%、「糖尿病」18.4%と続いています。

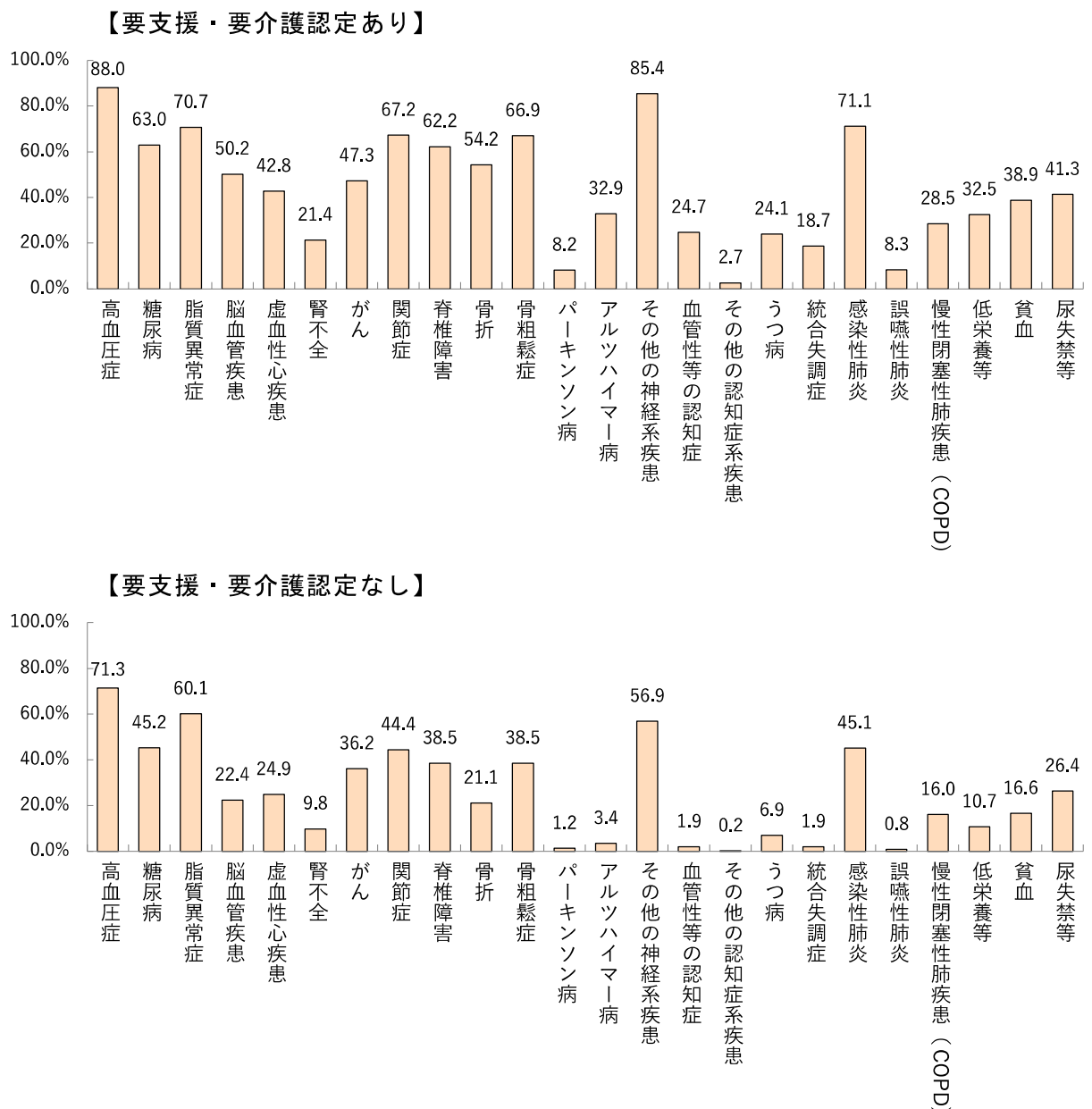


資料：令和6（2024）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果報告書

オ 要支援・要介護認定有無別の有病率（疾病別）

後期高齢者の医療（診察）と介護保険の状況を分析すると、要支援・要介護認定を受けた方で、認知症の原因となる疾病の有病率は「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」32.9%が最も高く、次いで「血管性等の認知症」24.7%が続いています。

一方、要支援・要介護認定を受けていない方にも、「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」3.4%、「血管性等の認知症」1.9%などの認知症の原因となる疾病が見られます。

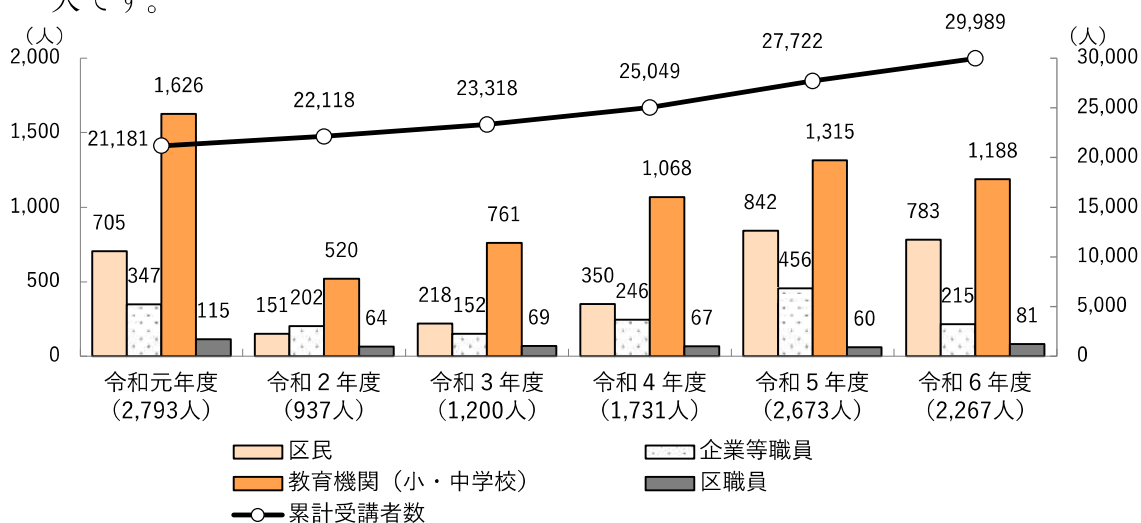


資料：地域包括ケア担当課資料（KDB「後期高齢者の医療（健診）・介護突合状況」令和7（2025）年3月診療分（令和7（2025）年7月作成）

(3) 認知症サポーター養成講座及びもの忘れ予防健診

ア 認知症サポーター養成講座

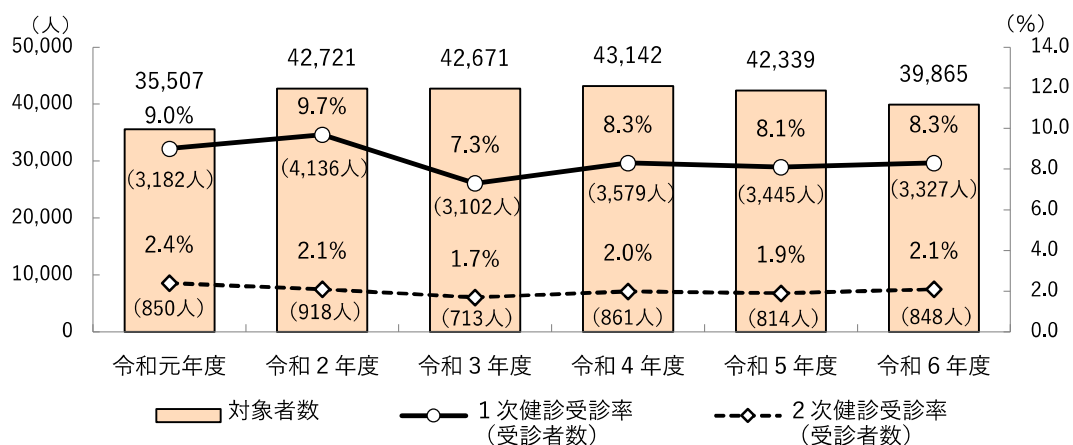
認知症サポーター養成講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2（2020）年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行し、令和5（2023）年度の受講者数は令和元（2019）年度と同程度となりました。令和6（2024）年度末の累計受講者数は29,989人です。



資料：高齢者支援課資料（認知症サポーター養成講座受講者数）

イ もの忘れ予防健診

令和2（2020）年度から対象者年齢を68～75歳に拡大しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3（2021）年度以降は受診率が減少傾向です。令和6（2024）年度の受診者数は3,327人で受診率は8.3%となっています。2次健診受診率は2%程度で推移しています。



資料：高齢者支援課資料

※令和元（2019）年度の対象者年齢は68～72歳と75歳

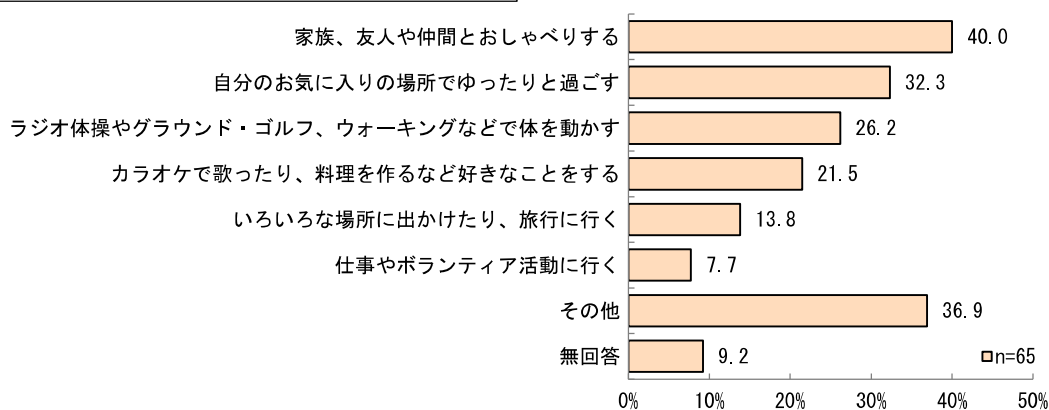
(4) 認知症に関する意識・意向調査結果の概要

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、そして望まれる施策について把握するために、満 18 歳以上の区民 2,900 人と、認知症のある方やその家族 100 人を対象に実施しました。

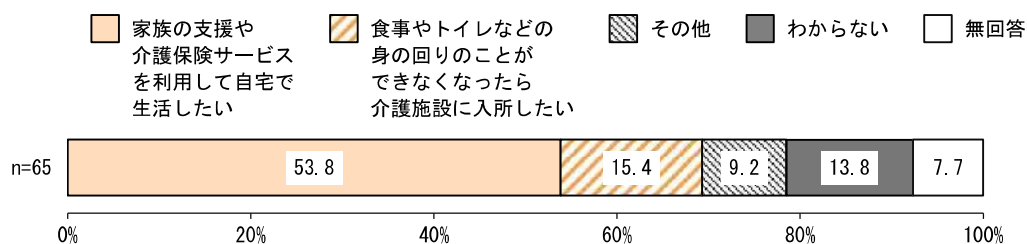
ア 認知症の診断を受けている方について

認知症と診断されている方々は、家族や友人との会話 (40.0%)、お気に入りの場所で過ごすこと (32.3%)、体を動かすこと (26.2%) を主な楽しみとしています (調査結果 1)。今後の生活については、53.8%の方が家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活することを希望しており (調査結果 2)、介護保険サービスについては 63.1%の方が「できるだけ利用したい」と積極的な意向を示しています (調査結果 3)。

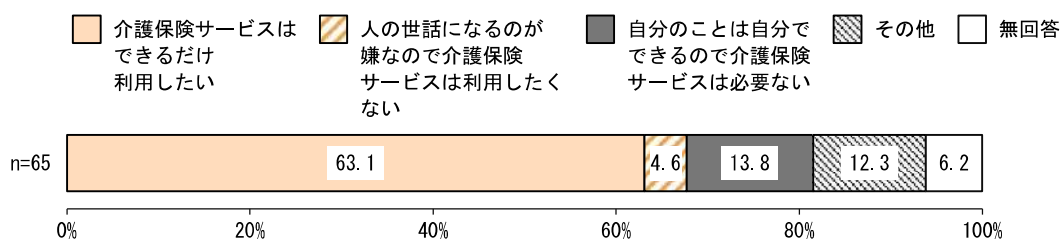
調査結果 1：現在、楽しみにしていること (複数回答)



調査結果 2：今後の生活について



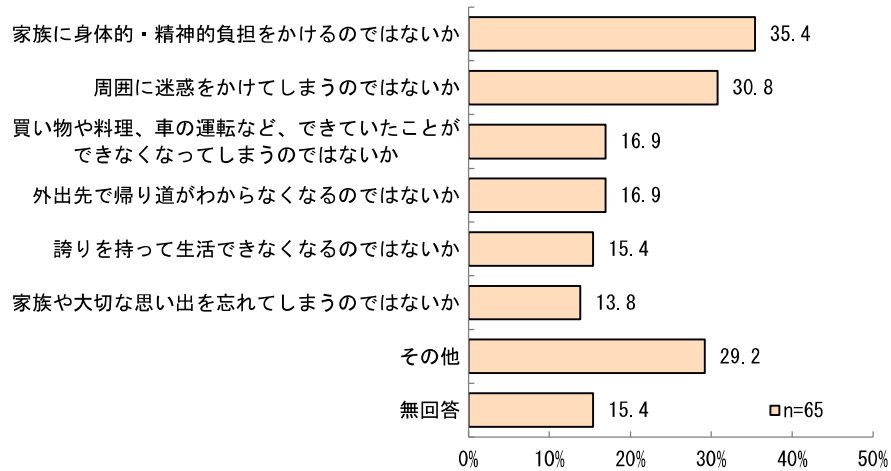
調査結果 3：介護保険サービスの利用について



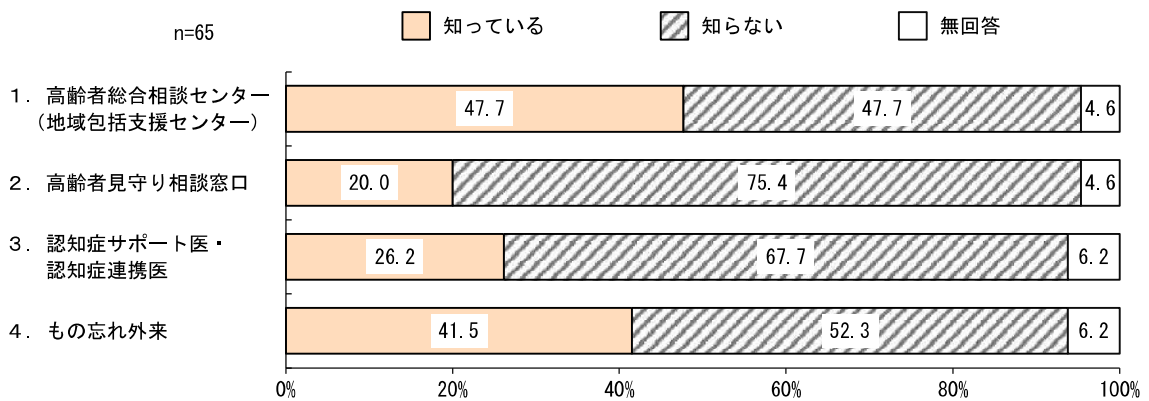
現在の不安としては、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」(35.4%)、「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」(30.8%)が上位を占めており、自身の能力低下や外出時の不安も挙げられています(調査結果4)。

認知症に関する相談窓口の認知度は、「高齢者総合相談センター」が47.7%、「もの忘れ外来」が41.5%と比較的高いものの、他の窓口の認知度はまだ十分とはいえません(調査結果5)。

調査結果4：現在の不安(複数回答)



調査結果5：認知症に関する相談窓口の認知度

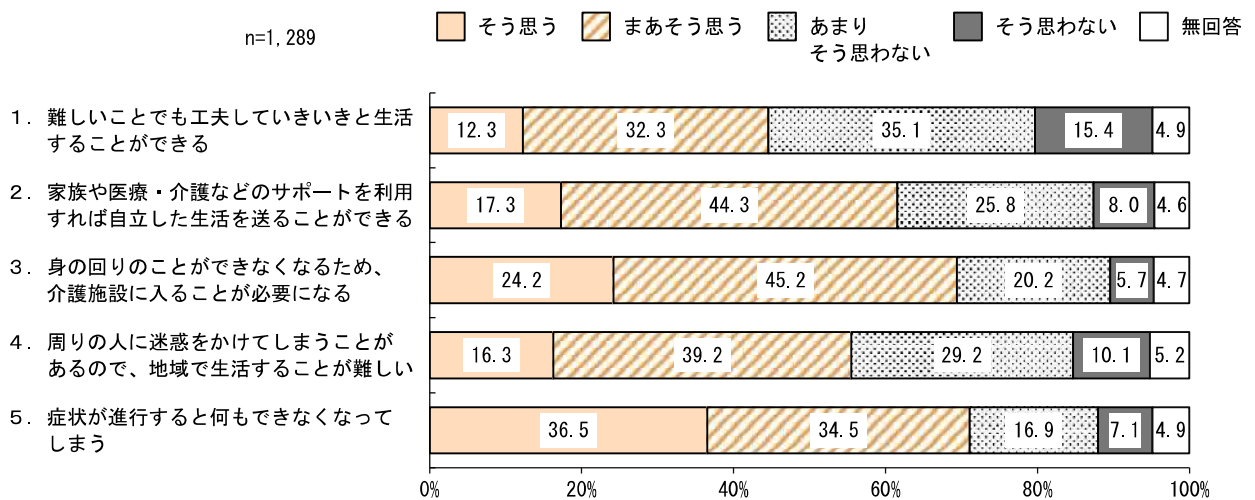


イ 認知症の診断を受けていない方について

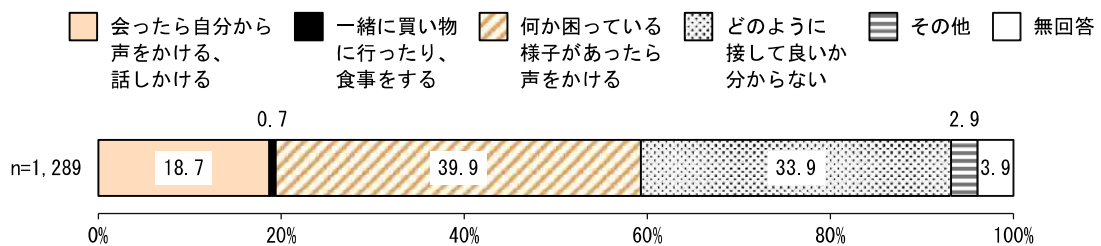
認知症に対するイメージは、「症状が進行すると何もできなくなってしまふ」(71.0%)、「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」(69.4%)といった否定的なものが根強く、約7割がそのように考えています。一方で、「家族や医療・介護のサポートがあれば自立した生活を送れる」と考える方も61.6%いました(調査結果6)。

認知症のある方が近所にいた場合の対応については、「困っている様子があったら声をかける」(39.9%)が最も多いものの、「どのように接して良いか分からない」(33.9%)と戸惑いの声も多くありました(調査結果7)。

調査結果6：認知症に対するイメージ



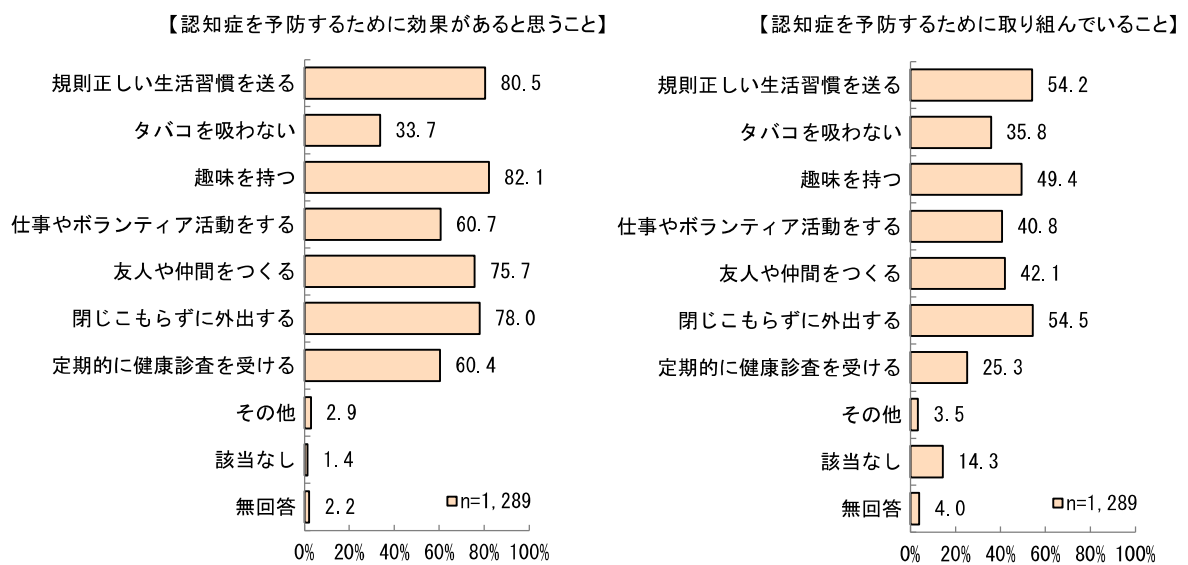
調査結果7：認知症のある方への対応



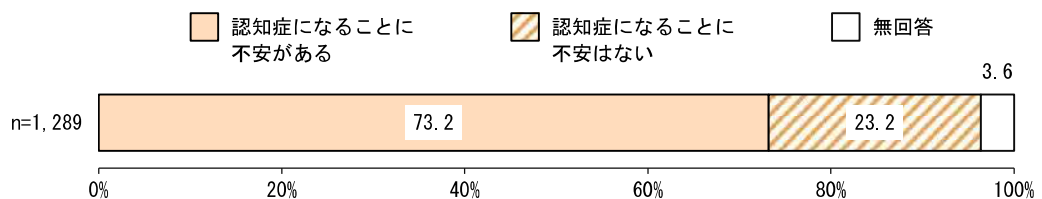
認知症予防については、「趣味を持つ」(82.1%)、「規則正しい生活習慣を送る」(80.5%)などが効果的であると認識されていますが、実際にそれらに取り組んでいる人の割合は半数程度(趣味を持つ49.4%、規則正しい生活習慣を送る54.2%)にとどまっており、意識と行動にギャップが見られます(調査結果8)。

自身の認知症発症への不安は73.2%と高いものの(調査結果9)、もし発症した場合、約8割(78.2%)の方が周囲に伝えることに抵抗がないと回答しました(調査結果10)。

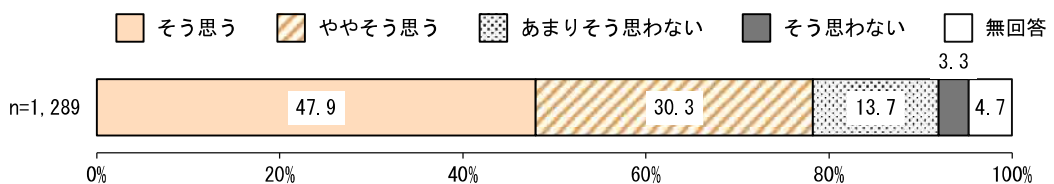
調査結果8：認知症予防について(複数回答)



調査結果9：認知症になることへの不安



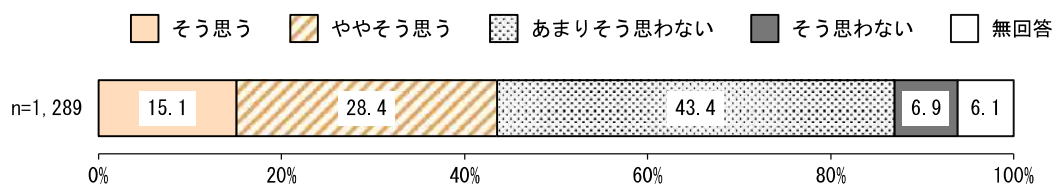
調査結果10：認知症になった場合、周囲に伝えてよいと思うか



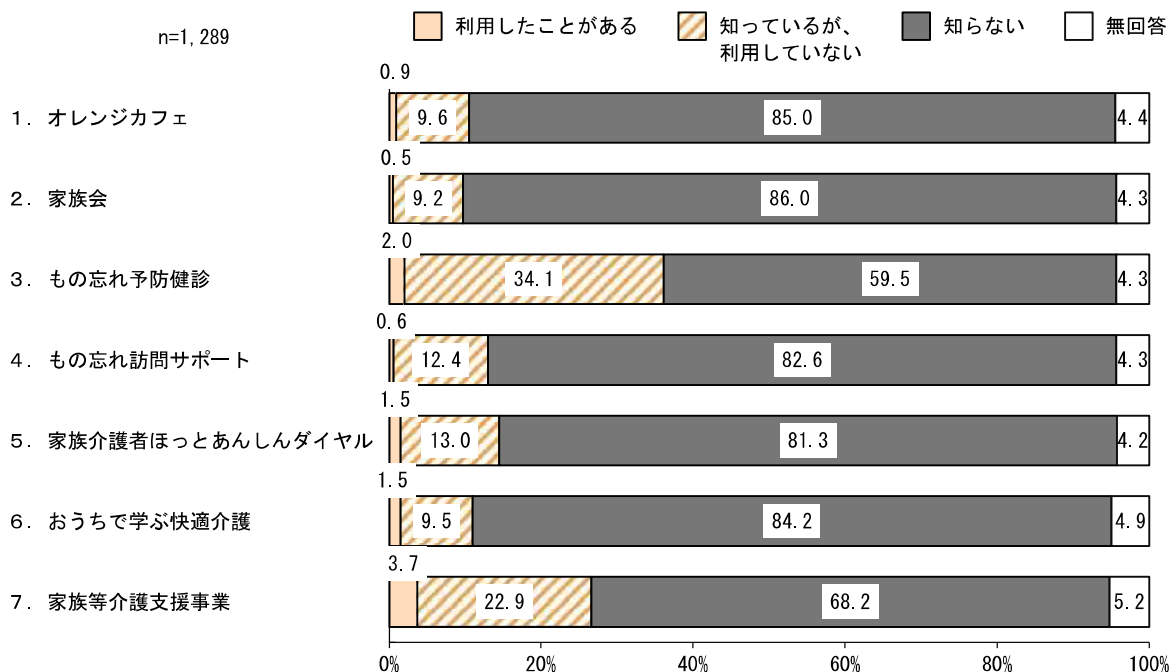
しかし、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人間として尊重されていると思うかとの問いについては、50.3%の方が「そう思わない」と回答しており、課題がある現状が示されています（調査結果 11）。

区の認知症施策の利用状況は全体的に低く（オレンジカフェ 0.9%、もの忘れ予防健診 2.0%など）（調査結果 12）、相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報収集の仕組みや、正しい知識を持った支援者の養成が求められています（調査結果 13）。

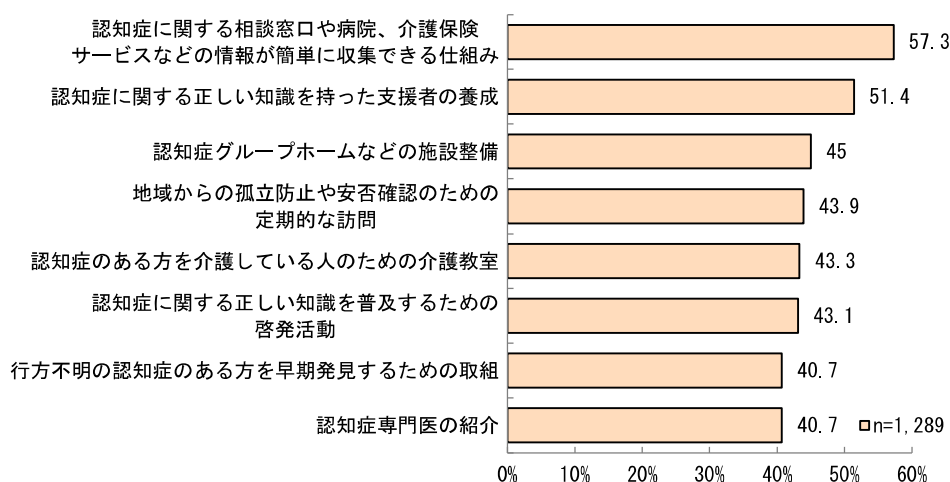
調査結果 11：認知症のある方が地域で尊重されていると思うか



調査結果 12：区の認知症施策の認知度及び利用状況



調査結果 13：今後充実してほしいこと（複数回答・上位 8 項目）



（５）認知症高齢者家族等ヒアリング結果概要

ア 認知症高齢者家族会へのヒアリングでの主な意見

認知症のある方々には、会話、飲食、運動、外出、音楽、仕事など、多様な「やりたいこと」や「楽しみ」があることが示されました。

しかし、家族は認知症のある方の性格変化、幻視、幻聴、物盗られ妄想、徘徊、受診拒否といった行動への対応に困惑しており、介護疲れ、プライベート時間の消失、就労制限などの大きな負担を抱えていることが明らかになりました。

区に対しては、生活保護担当部署や保健所などの部署間、社会福祉協議会や高齢者総合相談センターなどの関係機関との連携強化が強く求められています。また、家族が認知症に気付いた際の相談先が不明確であったり、求めている情報が区のホームページから見つけづらいといった意見や、認知症を早期に発見する取組の充実、イベントを通じた地域住民への普及啓発の強化、地域での支え合いを促進する取組の充実、そして認知症予防に関する情報発信の強化などが要望されました。

イ 介護事業者へのヒアリングでの主な意見

介護現場では、職員が必ずしも認知症の対応に精通しているわけではなく、認知症のある方が希望する外出などの活動について、希望どおり行うことが難しい場合があるとの意見がありました。

事業者は、認知症のある方や施設への理解が地域住民に浸透していない

ため、ポジティブなイメージ形成に向けた区の実施を期待しています。また、地域全体で認知症への理解を深めるための普及啓発や、地域との連携強化、認知症予防に関する情報発信の強化が重要であるとの認識が示されました。

(6) 認知症施策に関する区の動向

区では、区民一人一人が互いの人権を尊重し、認知症のある方もない方も安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、以下の計画等において認知症施策を位置付け、推進しています。

ア 葛飾区基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）及び葛飾区中期実施計画（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

葛飾区基本計画の健康・福祉分野において、政策6「高齢者支援」、施策3「高齢者要介護・自立支援」の中で、「高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします」として、認知症への支援に取り組んでいます。

葛飾区中期実施計画では、「認知症事業の充実」を計画事業に位置付け、幅広い世代に認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」に取り組み、地域全体で認知症のある方を支える仕組みを含め、認知症のある方やその家族を支援していく体制を強化します。

イ 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、基本目標2「いつまでも安心して暮らす」、施策2「認知症高齢者施策の充実」において、「認知症事業の充実」を計画・重点事業に位置付け、地域全体で認知症のある方を支える仕組みを含め、認知症のある方やその家族を支援していく体制の強化に取り組んでいます。

ウ 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

「被虐待者の認知症の症状」は高齢者虐待の発生要因の一つであり、認

知症の症状がある高齢者だけでなく、介護している家族等への支援が必要な背景があることから、「孤立しない地域づくり」「認知症対策の推進」「養護者支援の強化」を重点施策に位置付け、高齢者虐待の防止に取り組んでいます。

エ 第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画

(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいます。

権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに本人や後見人などの支援、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援等を行います。

オ 第2期葛飾区地域福祉計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

全ての区民が地域で共に生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進しています。

基本目標1「区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり」の取組方針5として、障害のある方や認知症のある方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進に取り組んでいます。

カ 葛飾区人権施策推進指針(令和2(2020)年3月)

基本理念を「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します」として、高齢者の権利擁護の取組の推進や虐待ゼロの地域社会づくり、地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指すことなどを施策の方向性に位置付けています。

キ 第3次かつしか健康実現プラン

(令和7(2025)年度～令和12(2030)年度)

基本目標1「すべての区民の健康づくりの推進」、基本施策4「高齢者の健康づくり」において、高齢期になると加齢に伴い、筋力、食欲、認知機能など心身の活力が低下してフレイル状態になりやすくなることから、「高齢者の介護予防事業」「認知症施策の推進」を重点事業に位置付けています。

ク 葛飾区移動等円滑化促進方針（令和7（2025）年度～令和12（2030）年度）

誰もが移動・利用しやすい「施設等のバリアフリーの推進」、相互理解と普及・広報・啓発による「心のバリアフリーの推進」及び全ての人に適切に情報を届ける「情報のバリアフリーの推進」という3つの基本方針と、それらに基づく取組を掲げ、区、施設管理者、交通事業者、道路管理者等の関係者が連携して、区全域のバリアフリーを推進しています。

4 認知症に関する課題

区は、今後の高齢化の進展と認知症高齢者の増加、国や都の動向を踏まえ、認知症に関する意識・意向調査（以下「意識・意向調査」という。）結果及び認知症高齢者家族会等ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）結果等进行分析した結果、次の8つの課題に対応していく必要があります。

課題1 認知症に対するネガティブなイメージの払拭

認知症に対して約7割の方が「症状が進行すると何もできなくなってしまう」「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」といったネガティブなイメージを抱いており、特に若年層でその傾向が強く見られます。また、認知症のある方への接し方に戸惑う声が多く、地域において認知症への誤解や偏見が根強いことが示唆されています。全ての世代に対し、「新しい認知症観」に基づいた正しい知識を普及し、認知症に対する否定的なイメージを払拭していくことが必要です。

課題2 地域における認知症のある方と家族の孤立解消・支え合い体制の必要性

将来にわたる高齢者人口の増加、特に高齢者の単独世帯の増加は、地域における認知症のある方へのきめ細かな見守りや支援をより困難にする可能性があり、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備が喫緊の課題となっています。介護疲れを訴える声も多く、介護者だけでなく、身近な人同士の支え合いを可能とする地域基盤の強化が求められています。

課題3 認知症のある方の意思決定支援と権利擁護の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人として尊重されていないと感じる方が半数以上おり、その理由として意思疎通の困難さや判断力の低下といったイメージが挙げられています。認知症のある方の尊厳が保持され、自らの意思に基づいた生活を送るための意思決定支援の普及と、権利擁護の取組が求められています。

課題4 認知症のある方及び家族等の社会参加機会の創出と意思表示支援の必要性

認知症のある方からは、「新たな趣味を持ちたい」「できる範囲で働きたい」「地域のお祭りや町内会の活動に参加したい」といった社会参加を希望する声が多く挙がっている一方で、認知症に対する否定的なイメージや、接し方への戸惑いといった心理的障壁が存在し、地域社会への参加機会は十分に確保されていない実態がうかがえます。認知症のある方やその家族等が自らの思いや希望を表明し、希望する活動に自由に参加できる環境づくりが求められています。

課題5 相談支援体制の充実と情報周知・多機関連携の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方の介護者の約3割が介護疲れを訴えており、介護負担の大きさが示唆されています。しかし、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの認知度が約4割、若年性認知症総合支援センターの認知度が1割未満にとどまるなど、相談窓口の認知度が低いことが明らかになっています。認知症のある方やその家族が孤立することなく、早期に相談ができるよう、相談体制の整備と、身近な相談窓口の周知が不可欠です。また、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題、若年性認知症への対応など、既存事業や窓口間の連携・協力体制をさらに強化し、切れ目のない支援を提供することが求められています。

課題6 保健医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の向上

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスを切れ目なく利用できる体制の整備が重要です。ヒアリングでは、介護サービスに従事する職員の認知症対応経験の浅さなどの課題が指摘されており、認知症のある方に質の高いケアを提供できる人材の育成やサービス提供体制の更なる強化が求められています。

課題7 認知症の早期発見・早期支援の推進と健診受診の気運醸成

認知症は早期に適切な治療や支援を受けることで、症状の改善や進行を遅らせることが可能な場合があります。しかし、認知症と診断されることへの心理的抵抗感から健診等の受診につながりにくい実態があり、もの忘れ予防健診の受診率が低迷しています。認知症の早期発見・早期支援の有効性について区民の理解を深め、認知症と診断されることを恐れず健診等を積極的に受診する気運の醸成を図る必要があります。

課題8 認知機能低下予防に向けた行動変容促進と効果的な啓発

意識・意向調査では、認知症予防に効果的とされる「定期的な健康診査」「趣味を持つ」「規則正しい生活習慣を送る」「閉じこもらず外出する」「友人や仲間をつくる」といった行動について、効果的と認識しているにも関わらず、実際に取り組んでいる人の割合は低いという結果が出ています。このことから、認知機能の低下を予防するため、区民が具体的な行動変容を起こせるよう、生活習慣の改善や社会参加の促進につながる、より効果的な啓発と支援が必要です。

5 現状と課題の総括

高齢化の進展と認知症高齢者数の増加が予測される中、区民の間には認知症に対する根強い誤解や偏見が存在し、介護者の孤立や負担も深刻化しています。

また、認知症のある方の尊厳を守る意思決定支援や社会参加の機会の確保、相談体制・支援の充実、医療・介護の質の向上や人材確保、早期発見・予防に向けた区民の行動変容の促進も求められています。

これらの複合的な課題解決には、多角的なアプローチと区全体での緊密な連携強化が必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例の基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

認知症のある方もない方も

区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、
認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく、
安心して暮らし続けることができる葛飾の実現



2 基本目標

本計画は、基本理念のもと、区の認知症を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の3点を基本目標とします。

基本目標 1 誰もが認知症を知り、地域で支える

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る身近なものとして、全ての区民が正しい知識と理解を持つことを目指します。特に若い世代への普及啓発を強化し、認知症に対する誤解や偏見を解消するとともに、認知症のある方やその家族が地域で孤立することなく、互いに尊重し支え合える共生社会の基盤を築きます。

基本目標 2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

誰もが認知症になってからも自分自身の能力を最大限に発揮し、趣味や交流を楽しみ、地域の一員として尊重されながら自らの意思に基づいた生活を送ることができる地域づくりを進めます。また、認知症のある方やその家族が安心して生活することができるよう、必要なときに適切な相談支援を受けることができる体制や支援体制の充実を図ります。

基本目標 3 早期に気づき、適切な支援につなげる

区民が認知機能の低下や認知症の兆候に早期に気づき、適切な医療・介護サービスや相談支援を円滑に利用できる体制を構築します。また、認知機能の低下を予防するため、生活習慣の改善や社会参加による社会的孤立の解消を進めます。

3 施策の体系

基本理念

認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、
支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で
自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現

現 状

認知症のある方の数は
今後も増加していく見込み

認知症に対する誤解と偏見
がある

認知症のある方が地域社会
の中で人格を持った一人の
人として尊重されていると
思っていない方がいる

認知症のある方から、社会
参加を希望する声が増がっ
ている

区の認知症に関する取組に
ついて、認知度及び利用率
が低い

介護職員が必ずしも認知症
対応に精通しているわけ
ではない

認知症と診断されることを
恐れ、医療機関の受診を
避ける方がいる

認知機能の低下を予防する
取組に力を入れている方が
少ない

課 題

認知症に対するネガティブ
なイメージの払拭

地域における認知症のある
方と家族の孤立解消・支え
合い体制の必要性

認知症のある方の意思決定
支援と権利擁護の必要性

認知症のある方及び家族等
の社会参加機会の創出と
意思表示支援の必要性

相談支援体制の充実と情報
周知・多機関連携の必要性

保健医療・福祉サービスの
質の向上と提供体制の向上

認知症の早期発見・早期支
援の推進と健診受診の
気運醸成

認知機能低下予防に向けた
行動変容促進と効果的な
啓発

基本目標

目標 1

誰もが認知症を知り、
地域で支える

目標 2

認知症になっても
自分らしく、
尊厳と希望を持ち、
安心して暮らす

目標 3

早期に気づき、
適切な支援に
つなげる

重点施策

評価指標

認知症への理解促進

地域のサポート体制の推進

認知症のある方への
意思決定支援及び権利擁護

認知症のある方及び家族等
の地域への参画と意思表示
支援

認知症のある方や家族に対
する相談体制・支援の充実

ケアの質の向上

早期発見、早期支援

認知機能低下予防

●「認知症のある方が難しいことでも工夫していきいきと生活することができると思う」人の割合

現状（令和7年度）

44.6%

⇒

目標（令和12年度）

62.2%

●「認知症のある方が地域で尊重されていると思う」人の割合

現状（令和7年度）

43.5%

⇒

目標（令和12年度）

65.2%

●「介護を必要としない生活を送るために、何かに取り組んでいる」人の割合

現状（令和7年度）

39.5%

⇒

目標（令和12年度）

59.0%

評価指標について

重点施策を進めるにあたって、目指す区の姿を具体的にするため、指標として掲げ進捗状況进行评估します。第2期の計画については、令和11年度の実績を基に検討を行います。

●「認知症のある方が難しいことでも工夫していきいきと生活することができると思う」人の割合

認知症に対する誤解や偏見を解消し、認知症のある方でも工夫を凝らすことで充実した生活を送ることができると思う人が増えることを目指します。認知症に関する意識・意向調査の結果で、「あまりそう思わない」と回答した方の半数が「そう思う」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
44.6%		62.2%

●「認知症のある方が地域で尊重されていると思う」人の割合

認知症への理解が促進され、地域社会で人格を持った一人の人として尊重されていると感じる人が増えることを目指します。認知症に関する意識・意向調査の結果で、「あまりそう思わない」と回答した方の半数が「そう思う」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
43.5%		65.2%

●「介護を必要としない生活を送るために、何かに取り組んでいる」人の割合

認知機能の低下を予防するため、生活習慣の改善や社会参加に取り組む人が増えることを目指します。政策・施策マーケティング調査の結果で、「いいえ」と回答した方の3分の1が「はい」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
39.5%		59.0%



第4章

施策の展開

基本目標 1 誰もが認知症を知り、地域で支える

重点施策 1 認知症への理解促進

●方針●

多くの方が認知症に対して「症状が進行すると何もできなくなってしまう」「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」といったネガティブなイメージを持っています。認知症サポーターの更なる普及や認知症に関する普及啓発を行うことで、全世代に対して「新しい認知症観」に基づいた正しい知識を広め、認知症に対する誤解と偏見の解消を進めます。

●事業●

事業名	認知症サポーター養成講座	担当
		政策企画課 高齢者支援課
認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。		
モンチャレアプリ※を活用したポイントの付与とともに、区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布やSNSの活用を通じて、学校、地域団体、区内商店街や観光施設等への認知症サポーター養成講座の受講を促進します。		
また、区役所職員向けの認知症サポーター養成講座も実施します。		

※ 健康アプリ「モンチャレ」：区内在住・在勤・在学の18歳以上を対象にスマートフォンで楽しみながら健康づくりができる区が配信しているアプリです。歩数達成や食事・体重・睡眠記録などからポイントを貯めることができ、貯めたポイントは1ポイント＝1円として、葛飾区商店街連合会が発行する「かつしかPAY」との交換が可能です。

事業名	認知症普及啓発イベント	担当
		高齢者支援課
認知症に関する正しい理解を広めるため、普及啓発イベントを開催します。モンチャレアプリやSNSの活用により若年層を含めたあらゆる世代に周知し、誰もが気軽に参加でき、楽しみながら認知症に関する理解を深めることができる内容を企画します。		
事業名	認知症ケアパス「ヒトゴトじゃないよ認知症」	担当
		高齢者支援課
認知症に関する相談窓口、事業等を掲載したパンフレットを作成し、配布します。		
事業名	認知症の人の気持ちを知るカード「わかっているね、わたしの想い」	担当
		高齢者支援課
認知症のある方への日頃の対応や、声かけの仕方を考えるカードです。		
事業名	認知症普及啓発ポスターの作成	担当
		高齢者支援課
9月の認知症月間にあわせて、認知症普及啓発ポスターを区内各所に配布・掲示することで、認知症の普及啓発を図ります。		
事業名	世界アルツハイマーデーにあわせた図書館展示	担当
		中央図書館
世界アルツハイマーデーにあわせて、認知症の理解を深める展示や本の特集を各図書館で行います。		

● 評価・活動指標※ ●

認知症サポーター養成講座の受講者数（うち、若年層の受講者数）

若年層に対しても認知症サポーター養成講座の受講を推進し、全ての年代が認知症についての知識を持ち、地域でサポートできる体制をつくります。

単位		現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	全体	2,267	2,374	2,438	2,502	2,566	2,630
	うち、 若年層	1,403	1,504	1,598	1,692	1,786	1,880

※ 施策の推進状況を確認するための指標

重点施策2 地域のサポート体制の推進

●方針●

認知症のある方の数は増加していく見込みであり、認知症患者とその家族を支える体制の整備が必要です。オレンジカフェや認知症高齢者家族会の充実、さらに災害時の地域サポート体制の推進を通じて、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備を進めます。

●事業●

事業名	オレンジカフェ	担当
		高齢者支援課 地域包括ケア担当課
<p>オレンジカフェは認知症のある方やその家族、地域の方、専門スタッフなどが集い、会話を楽しむ場所です。もの忘れや認知症に関する相談もできます。</p> <p>脳トレや回想法などの介護予防の視点を取り入れたプログラムを充実させ、区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布や、SNSの活用により参加者を増やしていきます。</p>		
事業名	認知症高齢者家族会	担当
		高齢者支援課
<p>認知症のある方を介護する家族やすでに介護を卒業された方などが集まり、悩みや情報を共有しながら交流します。</p> <p>区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布や、SNSの活用により参加者を増やしていきます。</p>		
事業名	災害時における地域のサポート体制の推進	担当
		災害要配慮者支援担当課
<p>認知症のある方を含む避難行動要支援者（要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度）に対して、個別避難計画の作成、避難行動要支援者名簿の作成等を行っています。災害時に必要な情報を把握し、安心して避難行動・避難生活が送れるよう、地域での見守りの仕組みづくりや避難生活時における支援体制の強化などに取り組んでいきます。</p>		

事業名	生活支援体制整備事業	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者を地域で支える基盤をつくるため、高齢者総合相談センターが中核となり、地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域全体で認知症のある方を含む高齢者の生活を支える仕組みをつくります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ ニーズとサービスのマッチング 		

事業名	高齢者クラブ助成【友愛実践活動事業助成】	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者クラブの会員が、認知症のある方を含む訪問の受入れを希望する一人暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、話し相手・簡単な家事援助・対象者への情報提供などを行います。</p>		

●評価・活動指標●

オレンジカフェの参加者数

オレンジカフェの参加者数を増やすことで、認知症のある方の社会参加の機会を創出し、認知症のある方やその家族と地域がつながることができる社会をつくります。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	4,769	5,386	6,072	6,758	7,493	8,228

基本目標 2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

重点施策 3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護

●方針●

意識・意向調査によると、回答者の半数以上が認知症のある方は地域社会で尊重されていないと感じており、その理由として意思疎通の困難さや判断力の低下を挙げています。認知症のある方が尊厳を保ち、自らの意思に基づいた生活を送るために、意思決定支援の普及と権利擁護の取組を進めます。

●事業●

事業名	人権課題に係る啓発活動	担当
		人権推進課 高齢者支援課
憲法週間や人権週間に合わせて、区民ホールにおいて各種人権課題啓発パネルの展示や、認知症に関する啓発物を含む各種啓発物の配布を行います。		

事業名	認知症のある方への権利擁護支援に係る取組	担当
		福祉管理課 高齢者支援課 障害福祉課
葛飾区社会福祉協議会では、福祉サービス利用についての援助や日常的な金銭管理などのサポートを行うことで、認知症のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。		
消費生活センターでは、消費生活相談業務において、高齢者総合相談センターと相互に連携し、認知症のある方の消費者被害の拡大防止に努めます。また、消費者被害の未然防止のため、毎月1回、広報かつしかに消費生活に関する注意喚起の記事を掲載します。その他、消費者教育を推進するため、申請に基づき出前講座を行います。		

事業名	地域福祉権利擁護事業	担当
		福祉管理課
<p>葛飾区社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症のある方を含む高齢者や障害のある方などを対象に、ご自宅を訪問し、福祉サービスの利用にあたっての援助や郵便物の確認・手続の支援、日常的な金銭管理や預貯金証書等の預かりを行います。</p> <p>(東京都社会福祉協議会からの受託事業)</p>		

事業名	葛飾区成年後見センター	担当
		福祉管理課
<p>地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を運営し、成年後見制度の利用促進を図ります。判断能力が不十分な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の周知から相談援助までを総合的かつ一体的に支援します。</p>		

事業名	【新規】 認知症のある方への意思決定支援に係る研修	担当
		高齢者支援課
<p>認知症のある方の意思を尊重しながら支援を行うとともに、一人一人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう、介護従事者に対して認知症に関する理解促進と対応力の向上を図るための研修を実施します。</p>		

事業名	要保護高齢者の緊急保護	担当
		高齢者支援課
<p>虐待・徘徊などで緊急に保護が必要になった認知症のある方を含む高齢者について、シェルター施設等を活用して安全を確保します。</p>		

事業名	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	担当
		高齢者支援課
<p>虐待に関わる関係機関の代表者による協議体として、虐待防止に向けた各種施策の普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種相互連携を強化します。</p>		

事業名	虐待事例検証会議	担当
		高齢者支援課
虐待の判断や虐待を受けた高齢者と家族の支援について、高齢者支援課や高齢者総合相談センター等の虐待対応の中核となる機関で情報を共有し、相互に専門性を高め、連携を強化します。		

事業名	虐待防止に関する普及啓発事業	担当
		高齢者支援課
虐待に関する研修会を開催し、虐待予防の普及啓発活動に取り組みます。		

事業名	おでかけあんしん保険	担当
		高齢者支援課
認知症による徘徊に起因する事故等に対し、家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険です。		

●評価・活動指標●

意思決定支援に係る研修受講者数（高齢者支援課主催研修）

認知症のある方の意思を尊重しながら支援を行うとともに、一人一人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう、介護従事者向けの研修を実施します。

単位	現状値 (令和6年度 (2024))	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	—	100	100	100	100	100

重点施策4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援

●方針●

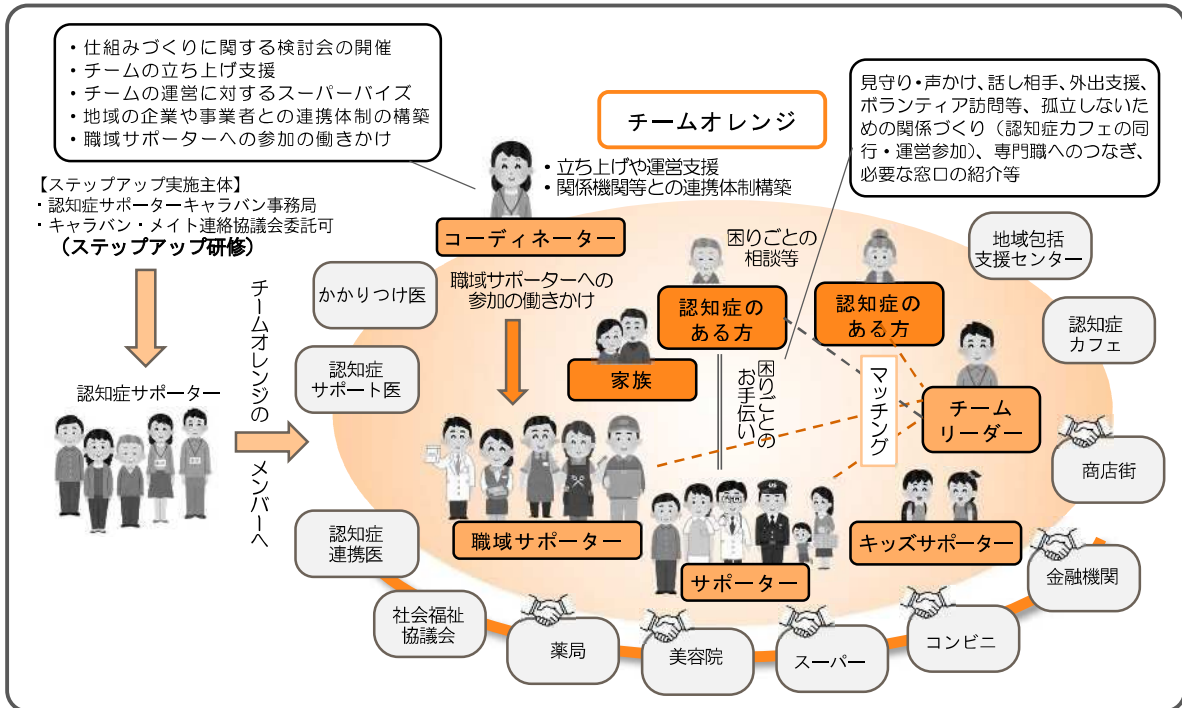
意識・意向調査では、認知症のある方から「新たな趣味を持ちたい」「働きたい」「地域活動に参加したい」といった社会参加を希望する声が多くありました。しかし、認知症に対する否定的なイメージや接し方への戸惑いが心理的障壁となり、地域への参画の機会は十分ではありません。そのため、認知症のある方やその家族、支援者などの思いや希望を受け止め、支援につなげる葛飾区版チームオレンジをつくっていくことで、認知症のある方やその家族等が希望する活動に自由に参加できる環境づくりを推進します。

●事業●

事業名	【新規】	担当
	認知症サポーター認定ステッカーの配布	
<p>認知症サポーター養成講座を受講した事業者へ認定ステッカーを配布します。ステッカーを見やすいところに貼ることで、認知症サポーターのいるお店としての目印となり、認知症のある方が安心して暮らせるまちをつくります。</p>		

事業名	【新規】	担当
	葛飾区版チームオレンジの設置	
<p>チームオレンジは、認知症サポーターや地域の支援機関等がチームをつくり、認知症のある方やその家族を支援する仕組みです。</p> <p>認知症のある方やその家族、認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトなどの支援者から意見を聴取し、区の特徴を生かしたチームづくりを検討します。</p>		

【チームオレンジのイメージ図】



※厚生労働省資料「チームオレンジの取組の推進」を基に作成

● 評価・活動指標 ●

認知症サポーター認定ステッカーの配布事業者数

認定ステッカーを貼る事業所・お店を増やし、認知症のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
累計事業者数(社)	—	127	254	381	508	636

重点施策5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実

●方針●

意識・意向調査では、認知症のある方の介護者の約3割が介護疲れを訴えており、介護負担の大きさが示唆されています。しかし、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの認知度は約4割、若年性認知症総合支援センターの認知度は1割未満にとどまるなど、相談窓口の認知度が低いことが明らかになっています。

複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題、若年性認知症への対応を図るため、既存事業や窓口間の連携・協力体制をさらに強化し、必要なサービスを利用しながら安心して生活できる体制を整備します。

●事業●

事業名	若年性認知症のある方への相談支援の取組	担当
		産業経済課 くらしのまるごと相談課 高齢者支援課 障害福祉課 保健予防課
<p>各相談窓口が連携し、若年性認知症のある方への相談支援を充実させます。</p> <p>チラシ配布やホームページへの掲載、SNS等を活用して、生活・就労・健康など若年性認知症に関する相談窓口の周知を進めます。</p> <p>また、東京都若年性認知症総合支援センターでは、専門の若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からの多岐にわたる相談に対し、ワンストップで対応します。</p>		
事業名	葛飾区トライアル雇用促進奨励金	担当
		産業経済課
<p>国が実施する「トライアル雇用助成金(※)」の支給決定を受けた区内事業主に、奨励金を支給しています。</p> <p>※ 適性や能力を見極めるため、若年性認知症のある方を含む就職が困難な求職者を原則3か月間試行(トライアル)雇用した事業主に対して助成する制度</p>		

事業名	葛飾区特定就職困難者雇用促進奨励金	担当
		産業経済課
<p>国が実施する「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(※)」の支給決定を受けた区内事業主で、区内住所を有する方を雇用した場合に、奨励金を支給しています。</p> <p>※ 高齢者、若年性認知症のある方を含む障害のある方、母子家庭の母などの就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、助成する制度</p>		

事業名	ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業	担当
		福祉管理課
<p>葛飾区社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者に対し乳酸菌飲料を配達し、一声かける訪問を行うことにより高齢者の安否確認を行い、孤独感の解消を図ります。</p>		

事業名	くらしのまるごと相談事業	担当
		くらしのまるごと相談課
<p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、以下の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築し、認知症のある方が地域で安心して暮らせる環境を整えていきます。</p> <p>① ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口」の設置</p> <p>② 自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業</p> <p>③ すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援</p> <p>④ 複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援</p> <p>⑤ 地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援</p>		

事業名	高齢者総合相談センターの設置	担当
		高齢者支援課
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために設置している身近な相談窓口です。介護保険の案内や介護の問題、一人暮らしの不安、高齢者虐待、消費者被害など、高齢者の方やご家族の相談に応じます。</p>		

事業名	高齢者見守り相談窓口の設置	担当
		高齢者支援課
<p>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、自己放任（セルフネグレクト）、認知症など、地域の中で見守り支援を必要とする方に関する相談を受け付け、見守り支援を行います。</p>		

事業名	認知症高齢者見守り台帳の作成	担当
		高齢者支援課
<p>地域住民等から相談を受け、区のアセスメントを経て作成した高齢者見守り台帳の情報を区、高齢者総合相談センター及び区内警察署で共有し、認知症のある方の行方が分からなくなったとき、その情報を活用して早期発見につなげます。</p>		

事業名	徘徊高齢者位置探索サービス助成	担当
		高齢者支援課
<p>民間事業者が実施するGPS等の電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料（登録料がない場合は最初の1か月分の月額利用料）を助成します（1回限り）。</p>		

事業名	おでかけあんしん事業	担当
		高齢者支援課
<p>認知症の症状などにより、居所が分からなくなった高齢者が保護された際に、登録情報から身元を照合し、早期の帰宅につなげます。</p>		

事業名	かつしかあんしんネットの登録	担当
		高齢者支援課
<p>緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センターで預かり、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察・医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。</p>		

事業名	もの忘れ相談会	担当
		高齢者支援課
もの忘れが心配な方や認知症のある方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がこたえます。		

事業名	見守り配食サービス	担当
		高齢者支援課
自ら食事を準備することが難しい在宅の高齢者に対して、区と契約した事業者が昼食・夕食のお弁当をご自宅に配達することにより、高齢者の方の健康維持、栄養改善及び安否確認を行います。		

事業名	見守り型緊急通報システム使用料の助成	担当
		高齢者支援課
一人暮らし等の高齢者の生活の安全を確保するために、安否を確認できる機器を取り付け、緊急の場合には警備会社の警備員が駆け付けます。		

事業名	おうちで学ぶ快適介護	担当
		高齢者支援課
在宅で高齢者等を介護している家族が、日頃困難に感じている介護方法（車いすへの移乗や排泄のお世話など）について、ホームヘルパー等がご自宅を訪問して、介護に関する知識や技術のアドバイスをします。		

事業名	家族等介護支援事業	担当
		高齢者支援課
高齢者を介護している家族等が休息できるよう、高齢者等を区内の小規模多機能型居宅介護事業所又は特別養護老人ホームで、「通い」又は「泊り」で一時的にお世話します。		

事業名	家族介護者ほっとあんしんダイヤル	担当
		高齢者支援課
家族を介護している方からの相談に、福祉や医療などの資格を有する職員が電話で応じます。		

事業名	若年性認知症のある方への就労に係る相談	担当
		障害福祉課
<p>障害者就労支援センターでは、精神障害者保健福祉手帳を取得した若年性認知症のある方が企業等での就労や就労継続を希望する場合に、他機関と連携して相談や支援を行います。</p> <p>また、就労が可能な場合には、就職活動や就労定着のための支援を行います。</p>		
事業名	介護保険サービス	担当
		介護保険課
<p>公的介護保険制度を利用して受けられる介護サービスです。65歳未満の方でも、初老期における認知症と診断され、要介護認定を受けた場合、介護保険サービスを利用することができます。</p>		
事業名	自立支援医療（精神通院医療）	担当
		保健予防課
<p>若年性認知症を含む精神疾患の治療で通院されている方に対して、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。</p>		
事業名	精神障害者保健福祉手帳	担当
		保健予防課
<p>若年性認知症を含む一定の精神障害の状態にあることを証明するものです。</p>		
事業名	精神障害者に対する障害福祉サービス	担当
		保健予防課
<p>若年性認知症のある方を含む障害のある方の日常生活等を支援するためのサービスです。就労訓練等のサービスも利用できます。</p>		
事業名	シルバーピア住宅	担当
		住環境整備課
<p>高齢者が安心安全に居住できるようライフサポートアドバイザーを配置し、かつ、緊急通報システム等を設置し、バリアフリー化された公営の高齢者住宅の管理運営を行っています。</p>		

●評価・活動指標●

高齢者総合相談センターへの認知症に関する相談件数

身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの周知を図り、認知症のある方やその家族が相談しやすい体制を目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
相談数 (件)	13,235	13,500	13,765	14,030	14,295	14,558

若年性認知症に関する相談件数

若年性認知症のある方が希望に沿って住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、関係機関と連携し、切れ目ない支援が提供できるようコーディネートを行います。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
延べ 相談数 (件)	—	120	120	120	120	120

高齢者見守り相談窓口での認知症に関する相談件数

見守り支援を通じて、認知症のある方が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めます。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
相談数 (件)	59	71	83	95	107	118

重点施策6 ケアの質の向上

●方針●

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスを切れ目なく利用できる体制の整備が重要です。ヒアリングでは、介護サービスに従事する職員が必ずしも認知症の対応に精通しているわけではないなどの課題が指摘されており、認知症のある方に質の高いケアを提供できる人材の育成を進めます。

●事業●

事業名	【新規】	担当
	医療及び介護従事者向け研修	高齢者支援課
医療及び介護従事者を対象に、認知症のある方への接し方等を学べる区独自の研修の実施を検討します。		

事業名	介護人材スキルアップ研修	担当
		介護保険課
<p>介護人材を育成し区民に良質かつ適切なサービスを提供する環境整備のため、以下の事業を推進します。</p> <p>「介護職員等研修」 区内在勤の介護職員等を対象に、介護保険制度と介護職員の役割、サービスの質の管理等について研修を行います。</p> <p>「介護支援専門員研修」 区内在勤の介護支援専門員を対象に、介護保険制度と介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p> <p>「主任介護支援専門員研修」 区内在勤の主任介護支援専門員を対象に、介護保険制度と主任介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p>		

●評価・活動指標●

介護従事者向け認知症に関する研修受講者数（高齢者支援課主催研修）

認知症への理解に基づいた質の高い介護サービスを、適時かつ切れ目なく利用できるよう人材育成を進めます。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	—	100	100	100	100	100

基本目標 3 早期に気づき、適切な支援につなげる

重点施策 7 早期発見、早期支援

●方針●

認知症は早期に適切な治療や支援を受けることで、症状を改善させたり進行を遅らせたりすることが可能ですが、診断への心理的抵抗感等により健診の受診率が低迷しています。認知症を早期に発見し、適切な支援を受ける重要性を周知し、もの忘れ予防健診等を積極的に受ける気運を高めていきます。

●事業●

事業名	もの忘れ予防健診	担当
		高齢者支援課 地域包括ケア担当課
<p>区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、医療機関の精査や診断につなげます。必要に応じて高齢者総合相談センターの相談支援や、地域包括ケア担当課の介護予防事業を案内します。</p> <p>現在、68歳から75歳までを対象としていますが、対象年齢の見直しを含め、より効果の高い実施方法を検討していきます。</p> <p>また、高齢者宅の戸別訪問を行う事業と連携して受診率の向上を目指します。</p>		
事業名	もの忘れ訪問サポート (認知症初期集中支援チーム)	担当
		高齢者支援課
<p>医療や介護の専門職が、認知症が疑われる方や認知症のある方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援等の初期支援を行います。</p>		
事業名	もの忘れ相談会	担当
		高齢者支援課
<p>もの忘れが心配な方や認知症のある方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がこたえます。</p>		

事業名	ひよっとして認知症かな？チェック	担当
		高齢者支援課
<p>本人又はその家族が、区ホームページから気軽にもの忘れ状況をチェックできるアプリケーションです。モンチャレアプリからもアクセスできるようにするなど、利用しやすい仕組みづくりを検討します。</p>		

事業名	認知症ケアパス「ヒトゴトじゃないよ認知症」(再掲)	担当
		高齢者支援課
<p>認知症の進行状況に応じて受けることのできる介護・医療・福祉サービスをまとめたガイドブックです。早い気付きと対応のメリット等を掲載しています。</p>		

●評価・活動指標●

もの忘れ予防健診の受診率

もの忘れ予防健診の受診率を向上させることで、認知機能低下を予防し、認知症の早期発見・早期支援につなげることを目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
受診率 (%)	8.30	9.64	10.98	12.32	13.66	15.00

重点施策 8 認知機能低下予防

●方 針●

意識・意向調査では、認知症予防に効果的とされる「定期的な健康診査」「趣味を持つ」「規則正しい生活習慣を送る」「閉じこもらず外出する」「友人や仲間をつくる」といった行動について、効果的と認識しているにもかかわらず、実際に取り組んでいる人の割合は低いという結果が出ています。認知症の発症遅延や進行予防に効果があるといわれている運動不足の解消や生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、社会参加の促進により認知機能低下の予防を進めます。

●事 業●

事業名	モンチャレアプリを活用した健康づくり	担当
		政策企画課
<p>一人一人が最適な健康づくりの提案を受けることができ、健康づくりやその成果に応じてかつしかPAYに交換できるポイントを貯めることができる健康アプリ「モンチャレ」を区民等に提供することで、健康行動の変容を促し、誰もが自然に楽しみながら認知機能低下予防に取り組める環境づくりを進めます。</p>		
事業名	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業 (耳の健康診査・高齢者補聴器購入費の助成)	担当
		高齢者支援課 健康推進課
<p>耳の健康診査は高齢者の加齢性難聴を早期に発見し、補聴器の使用等聞こえを回復することにより、認知症やフレイルの予防を図ることを目的に実施しています。</p> <p>また、耳の健康診査や医師の診断結果をもとに補聴器の購入費を助成します。加齢による聴力の低下により、友人や家族等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、円滑なコミュニケーションを確保するとともに、高齢者の積極的な生活支援及び社会参加を促します。</p>		

事業名	介護予防活動の支援	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごせるよう、健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えます。</p> <p>① 介護予防や健康づくりを目的とした講座の実施</p> <p>② 運動習慣をつけるための事業</p> <p>③ 介護予防を目的とした自主グループ活動の支援やボランティアリーダーを育成する事業</p>		

事業名	保健事業と介護予防の一体的実施	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、主に75歳以上（後期高齢者）の保健事業について、介護予防と一体的に実施し、健康寿命の延伸につなげます。区内全域を7つの日常生活圏域に分け、実施しています。</p> <p>【ポピュレーションアプローチ】</p> <p>① 高齢者の通いの場に理学療法士等のリハビリテーション職や管理栄養士を派遣して実施する「介護予防・健康長寿講座」</p> <p>【ハイリスクアプローチ】</p> <p>① フレイルが心配される75歳以上の方への「高齢者の低栄養防止事業」</p> <p>② 77歳以上の方で過去2年間に医療機関（歯科医院を含む）や健診を受診しておらず、要支援又は要介護認定を受けていない方への「高齢者の健康を支援するための戸別訪問」</p>		

事業名	通所型住民主体サービス	担当
		地域包括ケア担当課
<p>地域での介護予防がより活発化するよう、介護予防の要素を含んだ活動を行う団体の運営支援を行います。</p>		

事業名	健康長寿いきいき健康診査	担当
		健康推進課
<p>長寿（後期高齢者）医療健康診査の受診者に対してフレイル予防に対する意識啓発を図るとともに、健診結果からフレイルの疑いがある受診者に対して、栄養指導、機能訓練を受けるよう勧奨します。</p>		

事業名	無料栄養指導機能訓練	担当
		健康推進課

健診の結果、低栄養が疑われる方にフレイルの種類（フィジカル・オーラル・ブレイン・ソーシャル）別の詳しい対策に加え、高齢者総合相談センターのご案内などを記載したリーフレットと葛飾区医師会のフレイル予防サルコペニア対策室で行われる無料栄養指導機能訓練の案内を送付します。フレイル予防サルコペニア対策室では、体組成計による体脂肪率や筋肉量の測定と管理栄養士による栄養相談及び看護師等による身体機能のチェック、訓練等の指導を3か月行い、健康状況の改善を行います。

事業名	長寿歯科健康診査	担当
		健康推進課

区内指定歯科医療機関において、76歳・81歳の区民を対象に口腔内診査及び口腔機能診査を実施します。

このことにより区民の口腔状態を把握し、歯周病等の歯科疾患及び口腔機能低下の予防や早期発見に努め、口腔の健康の保持増進を図ります。加えて、口腔機能の維持向上を図るため、口腔機能維持のためのフォロー教室を実施します。

事業名	健康長寿筋肉元気健康診査	担当
		健康推進課

特定健康診査の受診者に対してサルコペニア予防に対する意識啓発を図るとともに、健診結果からサルコペニアの疑いがある受診者に対して、栄養指導、機能訓練を受けるよう勧奨します。

事業名	栄養指導事業	担当
		健康推進課

フレイル予防や健康の保持・増進を目的に、食生活の改善について栄養講習会や個別相談を実施します。また、広報かつしかや区ホームページで各事業や健康的な食に関する情報提供を行っています。

事業名	シニアスキー教室	担当
		生涯スポーツ課

高齢者を対象に基礎スキーを体験する機会を提供し、参加者相互の交流活動のきっかけとします。

事業名	区民体カテスト	担当
		生涯スポーツ課
運動を始めるきっかけや、継続するための動機付けとして実施します。区や地域のイベントに対し、出前形式による体カテストも実施します。		
事業名	高齢者推奨スポーツ教室	担当
		生涯スポーツ課
グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツを高齢者推奨スポーツに位置付け、区民大会実施に合わせて体験コーナーを実施しています。		
事業名	かつしかレクリエーションスポーツ体験会	担当
		生涯スポーツ課
誰もが楽しむことができるレクリエーションスポーツ（卓球バレー、アミューラン、ボッチャなど）を体験できます。		
事業名	かつしか地域スポーツクラブ	担当
		生涯スポーツ課
高齢者推奨スポーツのほか、健康体操教室など様々なスポーツプログラムを企画実施しています。		
事業名	ランニング・ウォーキング事業	担当
		生涯スポーツ課
紅葉・お花見ウォーキング、ランニング・ウォーキング教室、シティロゲイニング等の実施により、施設や道具等の環境に縛られることなく、各世代の区民が各々のタイミングや強度で運動を実施する機会を提供します。		

●評価・活動指標●

60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合

運動不足の解消や生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、社会参加の促進による社会的孤立の解消や認知機能低下の予防を目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
区民の割合 (%)	52.40	54.44	55.46	56.48	58.50	58.50

葛飾区見守り協定事業者 に聞いてみました！

～認知症のある方（認知機能低下が見られる方を含む。）に
対してどのような取組を行っていますか？～

亀有信用金庫

- ・認知機能低下傾向にあるご両親の家族に、預金管理を中心とした相談業務を積極的に実施しており、相談件数が増えています。
- ・認知症の顧客への相談業務強化のため、研修を定期的実施しています。

- ・職員研修として認知症サポーター養成講座を採用しています。
- ・葛飾区と連携し、管轄内の企業、町会及び学校など、様々な分野と一緒に地域を支えていく取組を行っています。

東栄信用金庫

コープデリ 立石センター (生活協同組合コープみらい)

- ・高齢者への対応や緊急時の対応方法に係る研修を実施しています。利用者さんの異変に気付いた時は、管理者に報告し、複数人で対応しています。

- ・認知症サポーター養成講座の受講をきっかけに、配送担当による組合員の異変への「気付き」が増えました。

生活協同組合パルシステム東京 江戸川センター

東都生活協同組合

- ・社内に従業員限定の認知症サポーターキャラバン・メイトがいます。配送職員や新入職員を対象に定期的に、認知症サポーター養成講座を開催しています。

- ・認知症のある方への対応方法に係る動画を視聴したり、介護関連で働いていたメンバーから対応方法を聞き、情報共有しました。

北東京生活クラブ生協葛飾センター (北東京生活クラブ生活協同組合)

葛飾区見守り協定事業者 に聞いてみました！

～認知症のある方（認知機能低下が見られる方を含む。）に
対してどのような取組を行っていますか？～



- スタッフに認知症への正しい知識を身につけるための外部研修への参加を促すとともに、他の事業所と連携して適切なサービスが提供できるよう取り組んでいます。

東京葛飾医療
生活協同組合

(株) ファミリーマート



- 来店されるお客様が詐欺被害等に遭わないよう、特にATMを使用する際は注意喚起を実施しています。



- 地域の健康づくりの一環として、クイズを交えた楽しいフレイル予防セミナーを実施しています。加齢に伴う心身の変化への理解を深め、認知機能低下予防にもつながる日常生活で取り入れやすい生活習慣をお伝えします。

東京ガス(株) 東京東支店、
東京ガス葛飾エナジー(株)

一般社団法人
葛飾区薬剤師会



- オレンジカフェで講師派遣を実施しています。
- 薬局に来たお客様の異変に気付いた時は、高齢者総合相談センターへ繋ぐ取組を実施しています。



- 認知症に関する職員への研修を実施しています。
- 会員やそのご家族から認知症のご相談を受けた時は、状況に応じて高齢者総合相談センターをご案内しています。

公益社団法人
葛飾区シルバー人材センター

民生委員・児童委員の取組

民生委員・児童委員は、地域の中で、福祉全般にわたり相談や支援を行っているボランティアであり、児童委員は民生委員が兼ねています。

民生委員・児童委員は、生活に困っている方や身体の不自由な方、一人暮らしの高齢の方、ひとり親家庭や育児・健康などのあらゆる生活上の面で援助を必要とする方の悩み事や心配事の相談に応じ、区や関係機関との橋渡し役にもなっています。

厚生労働大臣からその任務を委嘱されており、守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。



葛飾区民生委員・児童委員は、19 地区 400 名程おり、認知症サポーター養成講座を受講している委員も多くいます。

各地区では独自に認知症についての講演会や施設見学を実施し、実地的な活動を学び、地域での見守り活動やオレンジカフェの手伝いをしています。

カフェでは、認知症のある方々と楽しく交流しています。認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活でき、安心して安全に暮らし続けられる環境作りの手伝いをしています。

葛飾区の認知症普及啓発事業 紹介

「かつしかで、いつまでも ともに考え、ともに生きる認知症」をキャッチフレーズに認知症への理解促進に向けた取組を行ってきました。区の実施事例をご紹介します。

● 認知症普及啓発ポスターの作成

認知症月間についてポスターを作成し、区内各所に配布・掲示することで、普及啓発を図っています。



● 認知症の人の気持ちを知るカード 「わかっていてね、わたしの思い」

認知症のある方への日頃の接し方や声のかけ方を考えるカードを作成しました（はがきサイズ・35枚組）。認知症のある方の気持ちを知り、その方に合わせた対応をすることで症状が改善されたり、進行が緩やかになったりすることがあります。区ホームページで公開するほか、区役所で販売も行っています。



● 認知症普及啓発動画の作成

認知症専門医等によるオンライン講演会を動画サイトで公開しています。

葛飾区の認知症普及啓発事業 紹介

● 「ヒトゴトじゃないよ認知症」(認知症ケアパス)

認知症の進行状況に応じて受けることのできる介護・医療・福祉サービス等をまとめたガイドブックです。

認知症に関する情報、認知症チェックや相談窓口、認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる介護・医療・福祉サービス等を掲載しています。高齢者支援課、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)等で配布しています。



● 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を育成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

「認知症サポーターキャラバン」とは、認知症を理解し、認知症のある方や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組です。



「ロバ隊長」は、「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に、キャラバンも進んでいきます。





資料編

1 認知症に関する意識・意向調査

(1) 目的

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、施策として望むこと等について、調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

(2) 調査概要

ア 調査対象者数

- ① 満 18 歳以上の区民 2,900 人（無作為抽出）
- ② 認知症のある方やその家族 100 人
（高齢者総合相談センターを通して調査を依頼）

イ 調査期間

令和 7 年 3 月 25 日（火） ～ 4 月 14 日（月）

ウ 調査方法

上記①は郵送で質問用紙を配布し、上記②は個別に配布しました。上記①②ともに郵送により回収したほか、インターネット経由でも回答できるよう専用サイトを設けました。

配布数		有効回答数	有効回答率
全 体	3,000 件	1,395 件	46.5%
18 歳以上区民	2,900 件	1,325 件	45.7%
認知症のある方や そのご家族	100 件	70 件	70.0%

2 認知症高齢者家族会等ヒアリング

(1) 目的

認知症高齢者の介護の実情等について、ヒアリング形式で調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

(2) ヒアリング概要

ア 対象団体

- ① 認知症高齢者家族会（3か所）
- ② 介護事業者（5か所：特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、訪問看護、訪問介護、通所介護）

イ 実施期間

令和7年4月16日（水） ～ 5月22日（木）

ウ ヒアリング項目

- ① 認知症のある家族（利用者）が楽しみにしていることやチャレンジしていること
- ② 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上での困りごと
- ③ 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上で工夫していること
- ④ 地域や行政に対する期待や要望

3 計画の策定経過

(1) 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会

	開催年月日	主な議題
1	令和7（2025）年 1月9日	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会について （仮称）葛飾区認知症施策推進計画の策定及び認知症への理解促進に向けた条例の制定について 「認知症に関する意識・意向調査票」調査項目の検討について
2	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 「認知症に関する意識・意向調査票」調査項目の検討について
3	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する意識・意向調査及びヒアリング調査の集計結果について （仮称）葛飾区認知症施策推進計画（骨子案）について （仮称）葛飾区認知症への理解促進に向けた条例（骨子案）について
4	9月1日	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）葛飾区認知症への理解促進に向けた条例（素案）について （仮称）葛飾区認知症施策推進計画（素案）について
5	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）について （仮称）葛飾区認知症施策推進計画（素案）について
6	令和8（2026）年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）へのパブリック・コメント実施結果と素案からの主な変更点について （仮称）葛飾区認知症施策推進計画（素案）へのパブリック・コメント実施結果と素案からの主な変更点について

(2) 区民意見提出手続（パブリック・コメント）

閲覧、意見募集期間	閲覧場所
令和7（2025）年12月15日～ 令和8（2026）年1月13日	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館（改修中の図書館を除く。中央図書館は令和8年1月3日から13日まで）、地区図書館、男女平等推進センター、福祉管理課、くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか（保健センター）、葛飾区社会福祉協議会 ※区ホームページにも掲載し、意見募集を行いました。

(3) 子どもへの意見聴取

区立中学校を通じて、生徒にパブリック・コメント手続を案内し、意見聴取を行いました。

4 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会設置要綱

6 葛福高第 743 号
令和 6 年 11 月 14 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 認知症予防をはじめ、認知症である者（以下「認知症の人」という。）の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目的に、(仮称)葛飾区認知症施策推進計画（以下「計画」という。）の策定及び認知症への理解促進に向けた条例（以下「条例」という。）の制定に係る検討を行うため、葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 条例の制定に関すること。
- (3) 区の認知症に係る施策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者及び次に掲げる関係機関、団体等に属する者のうちから、区長が委嘱する委員 35 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区医師会
- (3) 葛飾区歯科医師会
- (4) 葛飾区薬剤師会
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護サービス事業者
- (7) 地域団体
- (8) 葛飾区キャラバン・メイト
- (9) 高齢者総合相談センター
- (10) 認知症の人又はその家族
- (11) 葛飾区職員
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学識経験者である委員1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、これを公開しない。

4 委員会は議事概要を作成し、これを公表する。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

5 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会委員名簿

敬称略

区分	氏名	所属・役職等	
学識 経験者	大本 周作	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 脳神経内科・診療部長	委員長
	下垣 光	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授	副委員長
	安藤 博規	東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員	
葛飾区 医師会	赤畑 正樹	葛飾区医師会 認知症対策委員会 委員長	
	稲葉 敏	葛飾区医師会 認知症対策委員会 特任委員長	
	豊田 千純子	葛飾区医師会 認知症対策委員会 委員	
葛飾区 歯科医師会	高橋 裕幸	葛飾区歯科医師会 保険・介護担当常務理事	
葛飾区 薬剤師会	田中 祐貴	葛飾区薬剤師会 理事	
介護支援 専門員	佐藤 佳世子	ケアステーションダッシュ 所長	
介護サービス 事業者	落合 真美	株式会社喜樂里・けあ 代表取締役	
	木戸 恵子	訪問看護ステーションはーと 所長	
	内藤 大	株式会社トーリツ 通所介護事業部 課長	
地域団体	市村 静子	葛飾区新宿地区民生委員児童委員協議会 会長	
	井上 利一	葛飾区自治町会連合会 副会長	
	米津 晶子	葛飾区社会福祉協議会 小地域福祉活動推進課 小地域福祉活動推進係長	
葛飾区 キャラバン・ メイト	金山 雅俊	NPOかつしかシルバー介護相談室 理事長	
	甲斐 康由貴	介護老人保健施設リハビリケアかつしか 介護看護部 介護科長	

区分	氏名	所属・役職等	
高齢者 総合相談 センター	福田 和也 (~R7. 8. 9)	高齢者総合相談センター水元 社会福祉士	
	小倉 萌笑 (R7. 8. 12~)	高齢者総合相談センター水元 社会福祉士	
	日高 陽子	高齢者総合相談センター新宿 主任介護支援専門員	
	中村 千乃里 (~R7. 4. 30)	高齢者総合相談センター高砂 所長	
	高林 大介 (R7. 5. 1~)	高齢者総合相談センター高砂 主任介護支援専門員	
	新美 育子	高齢者総合相談センター青戸 所長	
	森山 繁	高齢者総合相談センター堀切 所長	
	堀兼 良佑	高齢者総合相談センター東四つ木 所長	
	吉川 幸恵	高齢者総合相談センター奥戸 看護師	
認知症の ある方 又は その家族	(氏名非公表)	本人	
	三浦 順子	家族	
	太田 敬	家族	
葛飾区 職員	新井 洋之	葛飾区福祉部長	
	羽鳥 秀明	葛飾区福祉部福祉管理課長	
	石川 まどか	葛飾区福祉部障害福祉課長	
	吉永 郁哉	葛飾区福祉部介護保険課長	
	笥 美紀 (~R7. 3. 31)	葛飾区福祉部地域包括ケア担当課長	
	松本 昌子	葛飾区健康部保健予防課長	

葛飾区認知症施策推進計画

令和8（2026）年3月

発行 葛飾区福祉部高齢者支援課

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話:03-5654-8597

ファクス:03-5698-1531

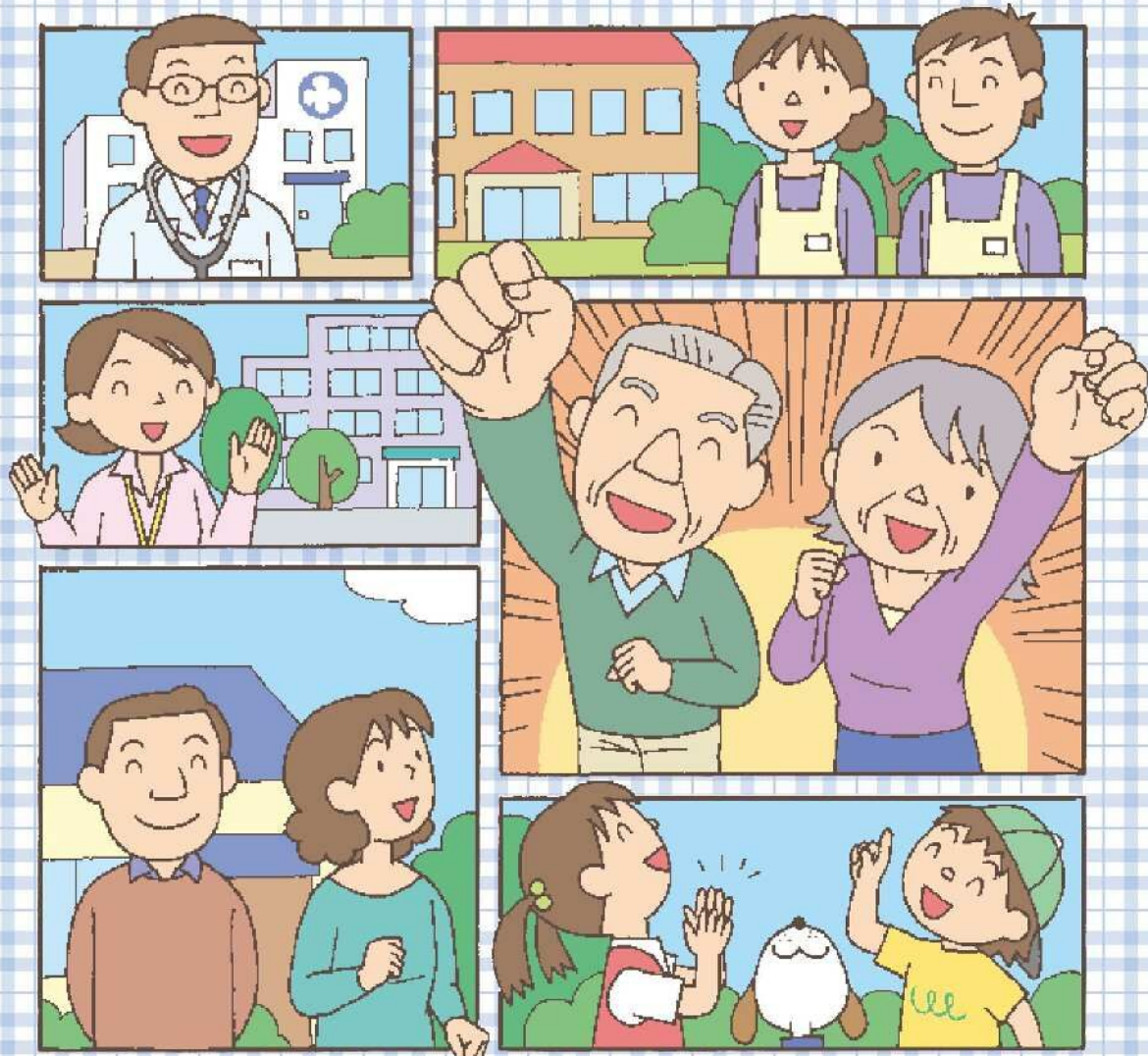


葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

住み慣れた街で暮らすために

令和8(2026)年度版

介護保険制度と 高齢者保健福祉サービスのご案内



介護保険のしくみ

介護保険料

サービスの利用方法

サービス利用時の
チェックポイント

サービスの種類

利用者負担

介護予防・日常生活
支援総合事業

その他

相談窓口

葛飾区



住み慣れた地域で 安心して 暮らし続けるために

いつまでも元気に暮らし続けたい。
でも、自分や家族に介護が必要になったら、
どうすればいいのだろうか？

介護保険は、
介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。
高齢になって介護が必要となったとき、
必要なサービスを選び、利用することによって、
住み慣れた家や地域で自立して
いきいきと暮らしていくことを目指しています。
介護保険のご利用にあたって、ぜひこの冊子をご活用ください。



もくじ

介護保険のしくみ

介護保険はみんなで支えあう制度です 4

介護保険料

社会全体で介護保険の財源を支えています 6

サービスの利用方法

介護サービス利用の手続き 10
要支援1・2または非該当と判定された場合
「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」で
事業対象者に該当すると判定された場合 12
要介護1～5と認定された場合 14
ケアプラン作成には積極的に参加を 16
ケアマネジャーには介護保険制度上できないことがあります 17

サービス利用時のチェックポイント

事業者を選ぶときの注意点 18
Q&A 上手に介護サービスを活用するために 20
「介護保険サービス」と「介護保険外サービス」を
組み合わせて利用する例 23
訪問介護のサービスとして利用できるもの・利用できないもの 24

サービスの種類

在宅サービス 26
施設サービス 39

利用者負担

介護サービスを利用した場合の自己負担 42
高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費 45
施設を利用した場合の食費・居住費の軽減 46
利用者負担の軽減について 47
介護保険に関わる税の控除について 48

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳からのいきいき元気度チェック 50
介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 52
介護予防への取り組み 53

その他

認知症について正しい知識をもちましょう 56
認知症への取り組み 57
介護保険以外のサービスのもくじ 59
高齢者福祉サービスの利用 60
高齢者保健サービスの利用 69

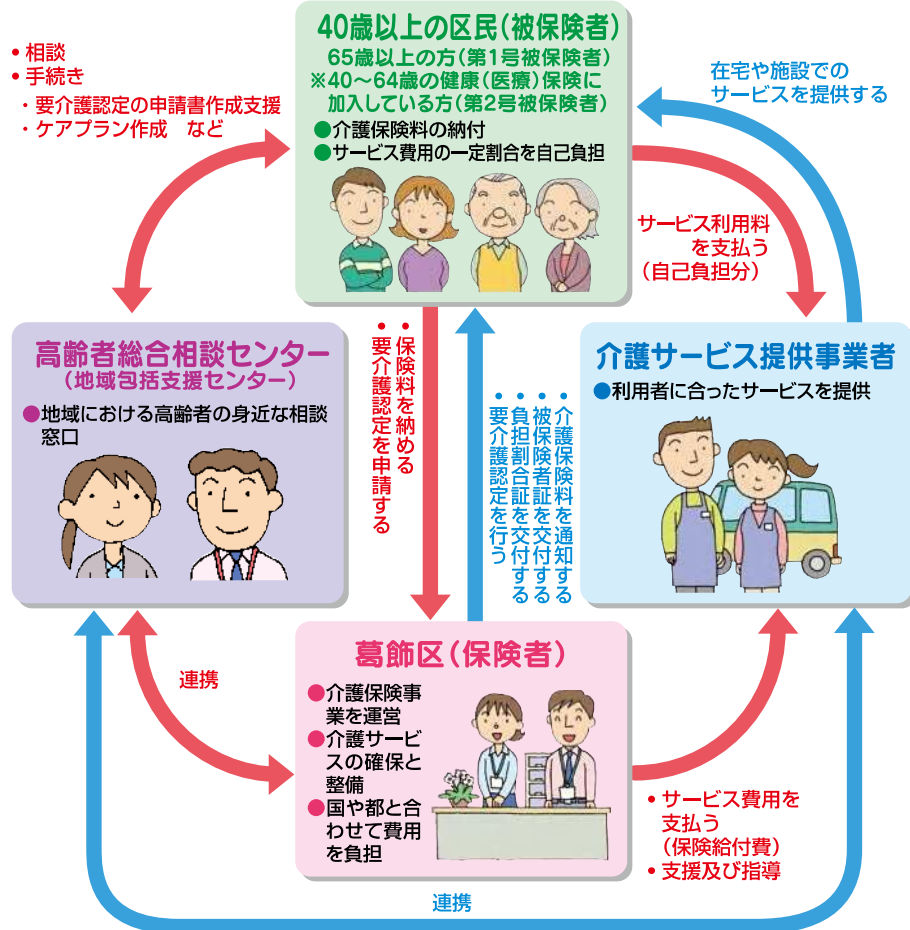
相談窓口

ご相談窓口など 70
高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）担当地域一覧 72
介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについて 74

介護保険はみんなで 支えあう制度です

介護保険制度は、区市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方は加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

■介護保険制度の運営



※第2号被保険者については5ページを参照ください。

被保険者

●第1号被保険者(65歳以上の方)

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。



介護保険の被保険者証が交付されます

65歳(第1号被保険者)になると、葛飾区から介護保険被保険者証が送付されます。

※要介護・要支援の認定を受けていない方については、有効期限はありません。

※サービスを利用するには、要介護・要支援の認定が必要です。

サービス利用などの際には、被保険者証の提示が必要になります。大切に保管してください。



(黄色)

返還

転出や死亡などで葛飾区の被保険者ではなくなった場合は、葛飾区役所2階201番 福祉総合窓口まで返還してください。郵送される場合は、下記までお送りください。

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区役所福祉部
介護保険課資格収納係

再交付

紛失した場合などは、再交付の手続きができます。

●手続きできる場所

- ・葛飾区役所2階201番 福祉総合窓口
- ・各区民事務所(金町・亀有・新小岩・高砂・堀切・水元)の窓口

●手続きに必要なもの

- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証や各種健康保険の資格確認書などで、写真付きでない場合は2点以上必要)
- ・窓口に来られる方が代理人の場合は委任状(被保険者本人が全て記入したものに限る)
- ・被保険者の個人番号確認書類
- ・成年後見人の場合は、登記事項証明書等、後見人であることが確認できるもの

●第2号被保険者(40~64歳で健康(医療)保険に加入している方)

加齢に伴う特定疾病(下表)により介護や支援が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。被保険者証は、要介護・要支援の認定を受けた場合に交付されます。

特定疾病

※加齢との関係があり、要支援・要介護状態の原因となる障がいを引き起こす疾病

- | | |
|---|---|
| <p>①がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</p> <p>②関節リウマチ</p> <p>③筋萎縮性側索硬化症</p> <p>④後縦靭帯骨化症</p> <p>⑤骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>⑥初老期における認知症</p> <p>⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</p> <p>⑧脊髄小脳変性症</p> | <p>⑨脊柱管狭窄症</p> <p>⑩早老症</p> <p>⑪多系統萎縮症</p> <p>⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> <p>⑬脳血管疾患</p> <p>⑭閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> |
|---|---|



住所地特例対象施設について

- 葛飾区から区外の住所地特例対象施設に入所した方は、転出後も葛飾区の介護保険の被保険者となります。(引き続き葛飾区の介護保険に加入します。)
- 他の区市町村から区内の住所地特例対象施設に入所した場合は、葛飾区に住み登録しても、引き続き元の区市町村の介護保険の被保険者となります。

適用除外施設について
介護保険の被保険者本人が介護保険法施行令に定める施設(障害者支援施設など)に入所する場合や、施設から退所する場合は、被保険者資格の取得・喪失を伴うため、介護保険課へ届出が必要になります。対象となる施設など詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

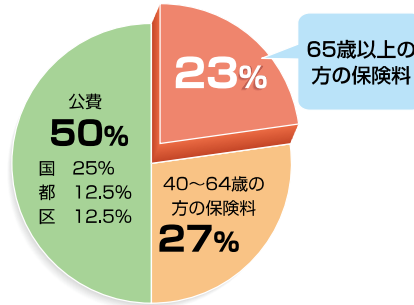
社会全体で介護保険の財源を支えています

保険料は大切な財源です

介護保険の財源は、40歳以上のみなさまが納める保険料と国・都・区からの公費（税金）でそれぞれ半分ずつ負担して運営されています。

保険料は大切な財源です。ご自身やご家族に介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを利用することができるよう、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担は除く）



※令和6～8年度（2024～2026年度）の割合です。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

介護保険制度を適正に運営するため、保険料の見直しを3年ごとに行っています。

決め方

65歳以上の方の令和6～8年度（2024～2026年度）の保険料は、3年間に必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や合計所得金額により決定しています。

$$\text{基準額（年額）} = \text{葛飾区に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{葛飾区に住む65歳以上の方の人数}$$

葛飾区の保険料の基準額82,320円（年額）

所得段階別 介護保険料年額表（基準額：82,320円）

所得段階	対象となる方	年額保険料	基準額との比率
第1段階	下記①～③のいずれか ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者（※1）で住民税世帯（※2）非課税 ③住民税世帯（※2）非課税で、合計所得金額（※3,4）+課税年金収入額（※5）が82万6,500円以下	18,933円	0.23
第2段階	世帯全員が住民税非課税 合計所得金額（※3,4）+課税年金収入額（※5）が82万6,500円超120万円以下	27,165円	0.33
第3段階	本人が住民税非課税 合計所得金額（※3,4）+課税年金収入額（※5）が120万円超	55,977円	0.68
第4段階	本人が住民税非課税 合計所得金額（※3,4）+課税年金収入額（※5）が82万6,500円以下	74,088円	0.90
第5段階	本人が住民税非課税 合計所得金額（※3,4）+課税年金収入額（※5）が82万6,500円超	82,320円	1.00
第6段階	合計所得金額（※3）が125万円未満	90,552円	1.10
第7段階	合計所得金額（※3）が125万円以上200万円未満	107,016円	1.30
第8段階	合計所得金額（※3）が200万円以上300万円未満	135,828円	1.65
第9段階	合計所得金額（※3）が300万円以上500万円未満	152,292円	1.85
第10段階	合計所得金額（※3）が500万円以上800万円未満	189,336円	2.30
第11段階	合計所得金額（※3）が800万円以上1,100万円未満	218,148円	2.65
第12段階	合計所得金額（※3）が1,100万円以上1,500万円未満	242,844円	2.95
第13段階	合計所得金額（※3）が1,500万円以上2,000万円未満	263,424円	3.20
第14段階	合計所得金額（※3）が2,000万円以上2,500万円未満	288,120円	3.50
第15段階	合計所得金額（※3）が2,500万円以上3,000万円未満	312,816円	3.80
第16段階	合計所得金額（※3）が3,000万円以上3,500万円未満	316,932円	3.85
第17段階	合計所得金額（※3）が3,500万円以上	321,048円	3.90

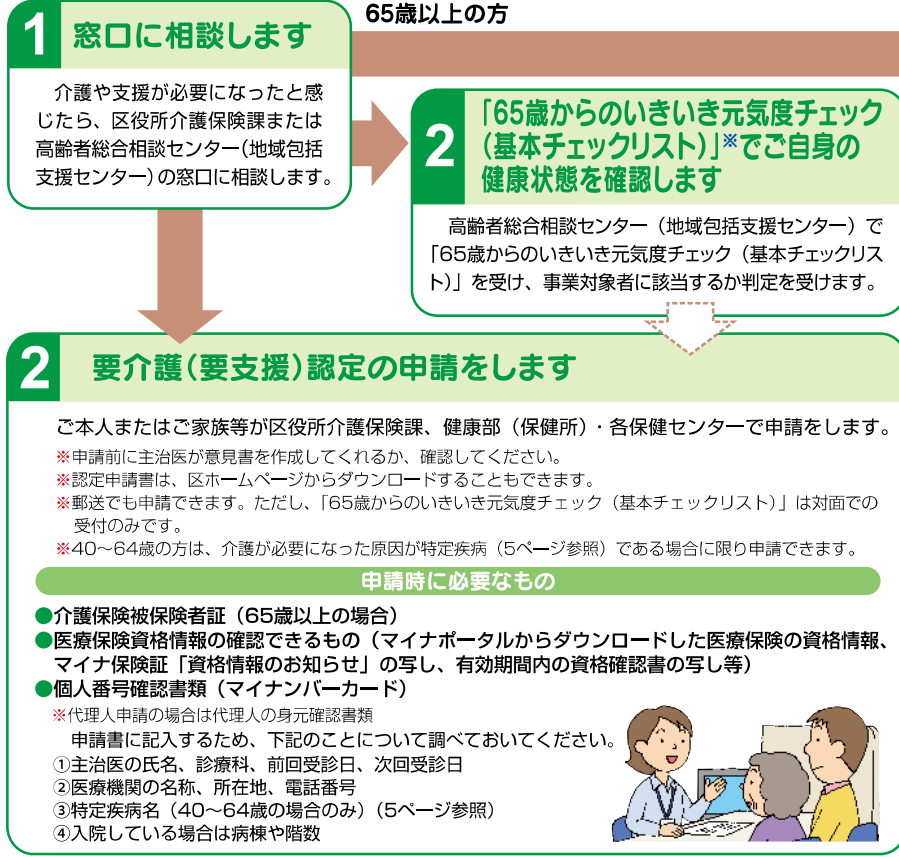
- ※1 老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、国民年金発当時点で高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができない方を救済するための制度です。
- ※2 保険料計算での「世帯」は、賦課期日時点であり、原則としてその年度の4月1日の住民基本台帳の世帯状況です。ただし、転入や年齢到達など年度の途中で葛飾区の第1号被保険者になられた場合は、第1号被保険者となられた日が保険料計算の基準日となります。
- ※3 合計所得金額とは、収入金額から必要経費などを控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。株式譲渡所得など、分離課税の所得金額を含み、雑損失や繰越控除は含みません。ただし、土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等に係る雑所得が合計所得金額から控除されています。なお、令和8年度（2026年度）の介護保険料の算定においては、介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における合計所得金額とは異なる場合があります。
- ※4 第1～5段階において合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（ただし、所得金額調整控除前の額）から10万円を控除した額（控除後の金額が0円を下回る場合は0円）を用います。
- ※5 課税年金収入額とは、公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額）を指します。
- ※6 第1所得段階から第3所得段階までの「年額保険料」と「基準額との比率」は、公費による保険料負担軽減後のものです。保険料負担軽減前の第1所得段階の「年額保険料」は32,928円、「基準額との比率」は0.40、第2所得段階の「年額保険料」は43,629円、「基準額との比率」は0.53、第3所得段階の「年額保険料」は56,389円、「基準額との比率」は0.685です。なお、公費による保険料負担軽減の適用にあたっての手続きは不要です。

介護保険料は、介護給付（サービス）の状況により3年に一度見直しが行われます。上記保険料額は、令和6～8年度（2024～2026年度）の保険料です。

※第1～5段階の対象となる方は、介護保険法施行令の改正により、変更となる場合があります。

介護サービス利用の手続き

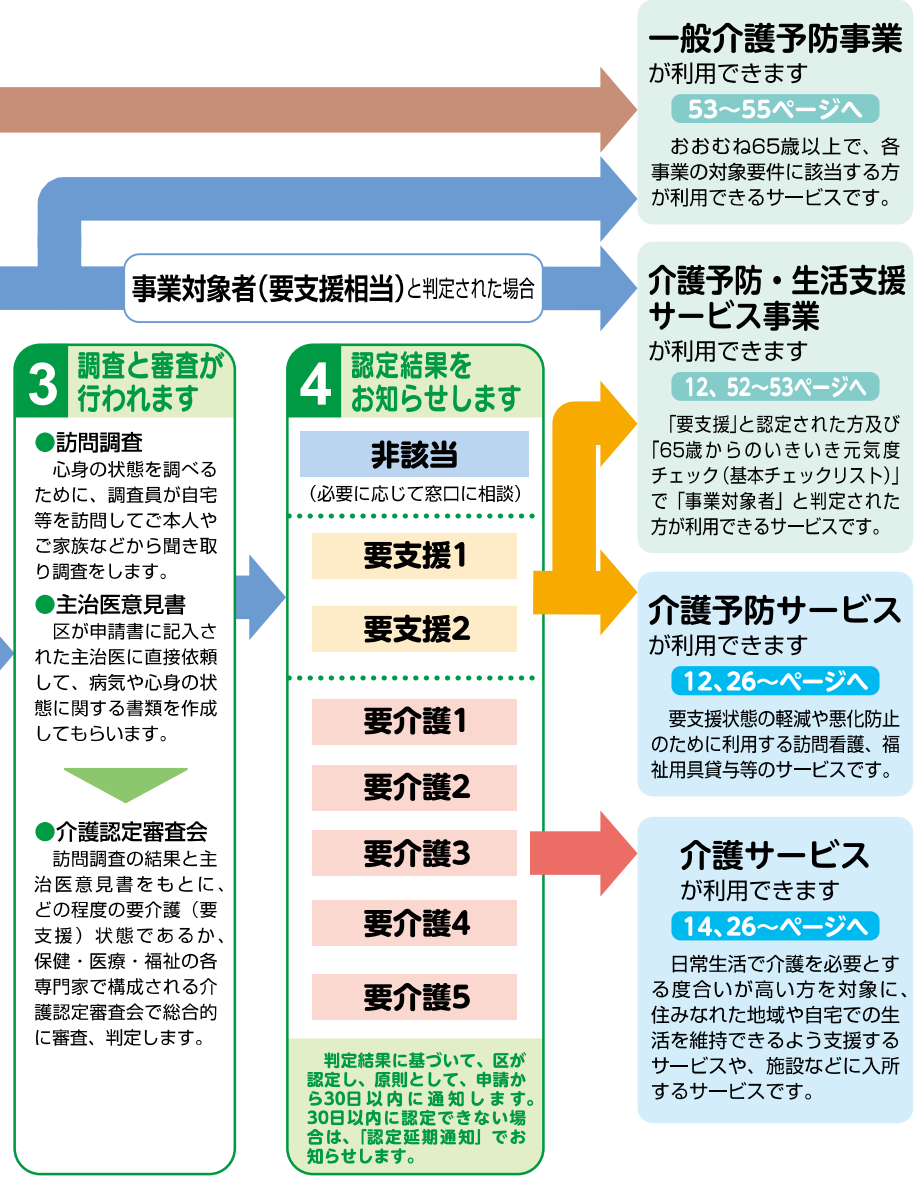
サービスを利用するためには、区に申請をして「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。



- 認定調査を受けるときのポイント**
- ①生活の場で調査を行います。入院中の場合は病院、入所中は施設で行います。
 - ②発熱時や入退院、転院または手術前など、状態が安定しない状況では調査はできません(目安として、入院や手術後1週間以上経過し、ご本人の状態が安定してから行います)。
 - ③日頃の状況を聞き取ります(概ね調査日から過去1週間)。
 - ④より正確な調査を行うため、ご家族など日頃の状況を知っている介護者の立ち会いをお願いします。
 - ⑤認知症など、ご本人の前では話しにくい場合は、調査員が日程調整の連絡をしたときなどに、そのことを伝えてください。

※「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」とは

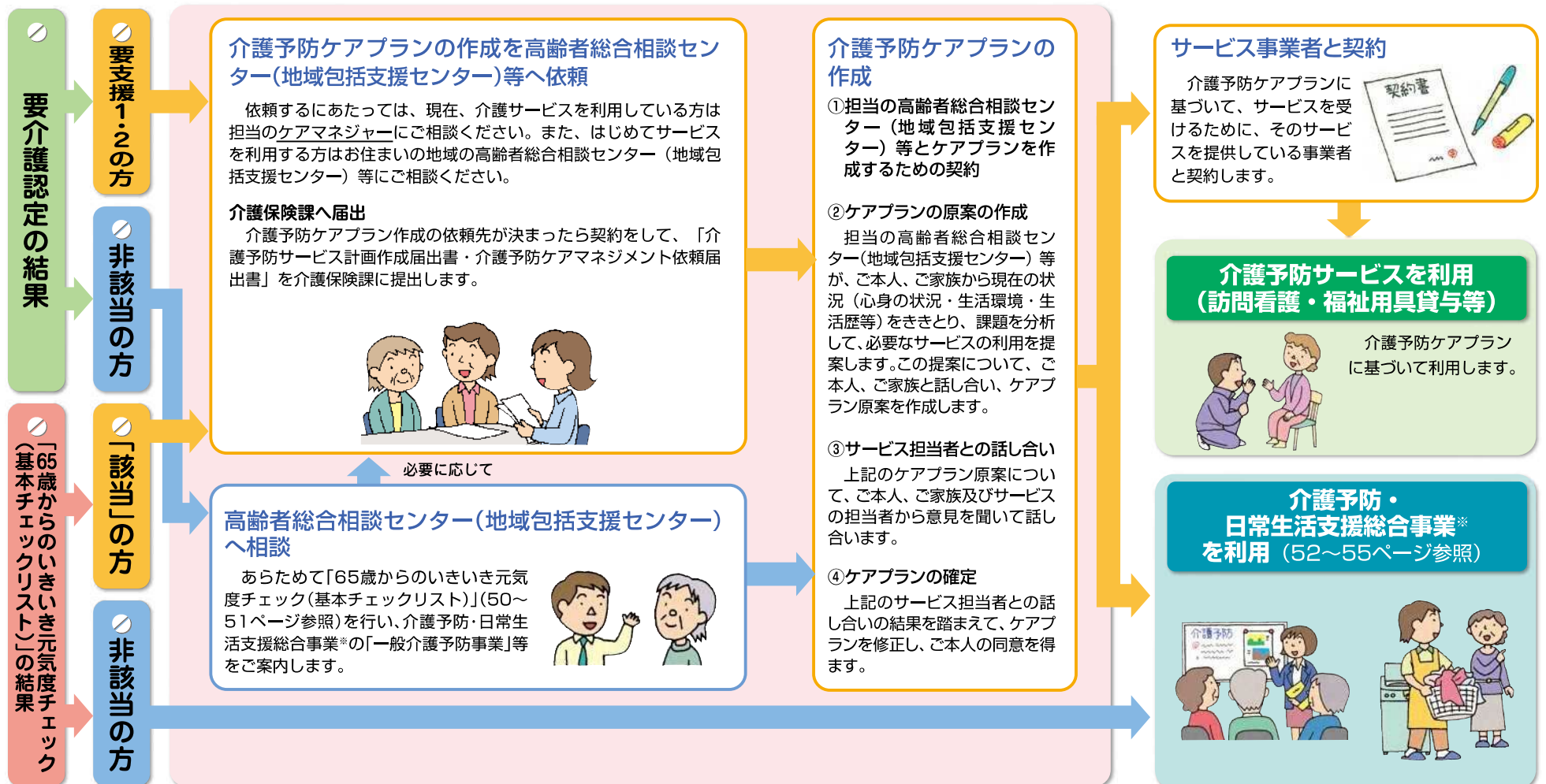
厚生労働省の定めた25の質問項目により、生活機能(体や精神の働きのほか、家事や家庭での日常生活動作や社会での役割などのこと)の低下を調べ、介護予防・生活支援サービス事業の「事業対象者」に該当するかを判定するものです(50~51ページ参照)。



要支援1・2または非該当と判定された場合 「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」で 事業対象者に該当すると判定された場合

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が中心となって、住みなれた地域でいつまでも自立した生活を続けていけるようサポートしていきます。

※高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）への相談は無料です。
ケアプランの作成に自己負担はありません。



※介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）

「総合事業」は、その方の状態や必要性に合わせて、また、自立や社会参加に向けて、葛飾区独自の多様なサービスや取り組みを広げていくものです（52～55ページ参照）。

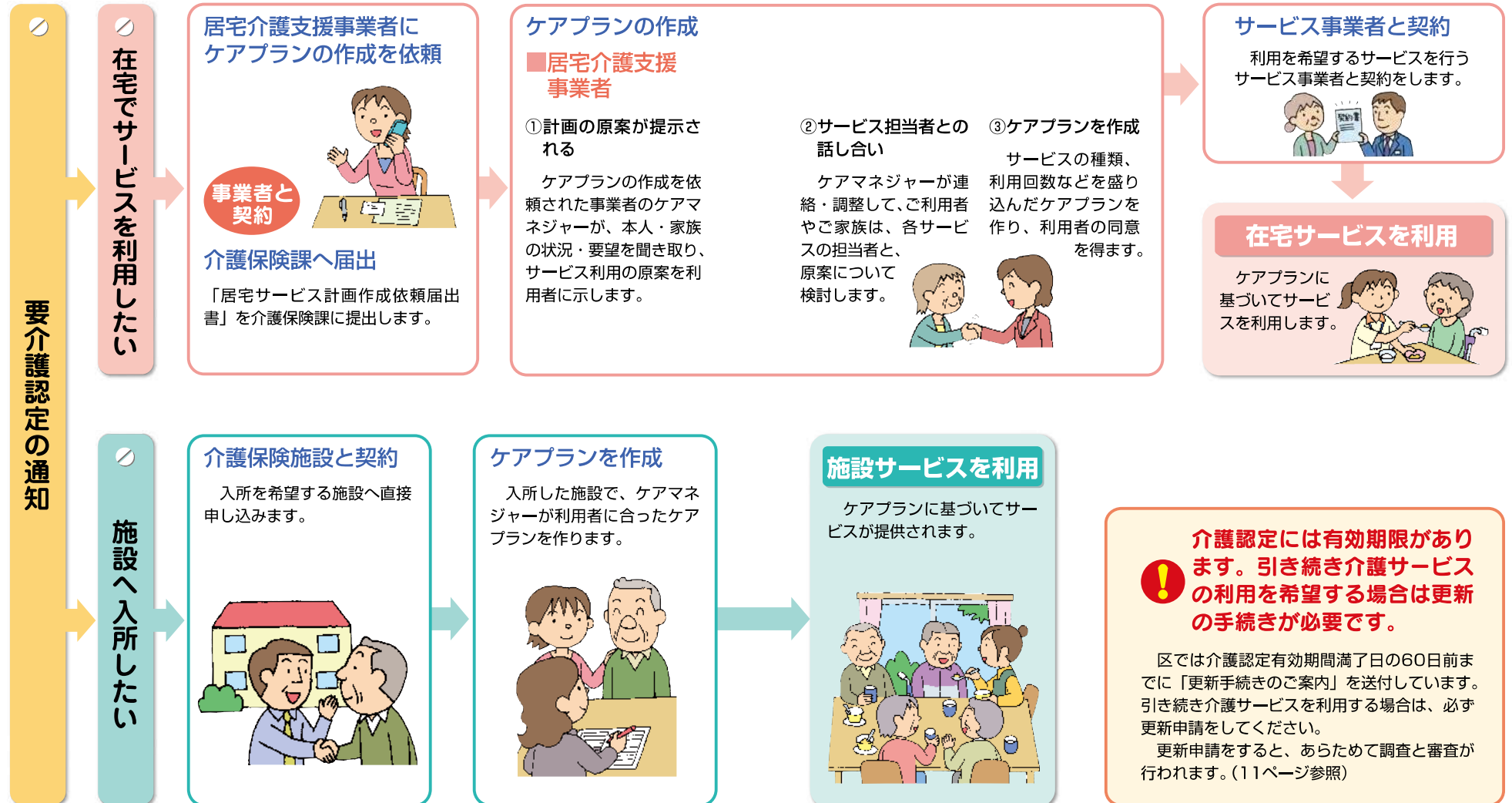
ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプラン作成やサービス事業者等との連絡調整を行います。

要介護1～5と認定された場合

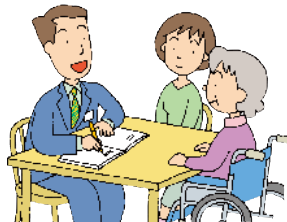
居宅介護支援事業者と契約してケアプランを作成し、利用者はケアプランに基づいた「介護サービス」を利用します。手続きの流れは以下のようになっています。

※ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません。



ケアプラン作成には積極的に参加を

ケアプランは「こんなことをしたい」「こんな日常生活を送りたい」といった「自分らしさ」を大切に作るライフスタイル確立の基本です。希望や目標を明確にし、疑問や不安は率直にケアマネジャーなどに質問して、ご利用者本人やご家族にとって本当に必要なケアプラン作成を目指しましょう。



ケアプラン作成時のチェックポイント

- 希望するサービスが組み込まれ、その回数や期間に満足できるか？
- 必要でないと思われるサービスが組み込まれていないか？
- 日常生活でのご本人の不安やご家族の負担が軽減されそうか？
- サービス量が多すぎて、逆にご本人の自立を阻害することにならないか？
- 段階に応じて自立を促す目標設定が考慮されたプランか？
- 保険外の費用を含めて、自己負担は予算内でおさまっているか？

〈サービス利用の一例〉

「要支援」と認定された方の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後		通所型サービス (総合事業)			訪問型サービス (総合事業)		
福祉用具貸与：手すり (工事をとまわらないもの)							

「要介護」と認定された方の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		訪問入浴	通所介護		訪問介護	
午後	訪問介護		訪問介護	通所介護		訪問介護	
福祉用具貸与：特殊寝台・車いす 短期入所 (月8日)							

(注) このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

ケアマネジャーには介護保険制度上できないことがあります

ケアマネジャーの業務は、介護保険法で規定されており、困りごとであってもできない事があります。必要に応じて関係機関へおたずねします。

金銭管理はできません

ケアマネジャーは、必要な介護サービスを無理なく利用できるようにするため、収入や支出の状況をお聞きすることがありますが、お金の預かりや管理はできません。

ご本人がひとりでお金の管理をするのが難しくなってきた場合には、成年後見制度や葛飾区成年後見センターの訪問援助事業ややすらぎ安心サポート事業などをご活用ください。



病院には連れていきません

ケアマネジャーは医療機関と連携して支援を調整しますが、ご本人・ご家族の通院の送迎や付き添いはできません。

通院が必要なときは、訪問介護の通院等乗降介助や、有償移送サービスなどをご活用ください。



保証人にはなれません

ケアマネジャーは、お金の貸し借りの連帯保証人や入院時の身元保証人になることはできません。入院や手続きで保証人が必要な場合は、病院の相談窓口や市区町村で、利用できる制度や支援についての説明を受けることができます。



これらもケアマネジャーの本来の業務ではありません

携帯電話の操作や手続き

日常的な安否確認

買物・掃除等の家事

害虫・ネズミなどの駆除

庭の芝刈り・草むしり

税金などの手続きや支払い

家屋の修理

救急車への同乗や医療同意

徘徊により行方不明の方の捜索や発見時の引き取り

ケアマネジャーの業務は、介護保険サービスを利用する方の相談・窓口役です。

ケアマネジャーの本来の業務ではないことをすることで、**利用者間での公平性を保つことができなくなります。**

事業者を選ぶときの 注意点

納得のいくサービスを受けるために、よりよい事業者を選ぶことが重要です。

ケアマネジャーを選ぶときや介護サービスを利用するときのポイントをまとめましたので参考にしてください。

ケアマネジャーを選ぶときのチェックポイント

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、居宅介護支援事業所等にいる、介護等について幅広い知識を持つ専門家です。ケアプランの作成や、行政、介護サービス提供事業者等との連絡調整のほか、介護を必要とする人や家族の相談に応じたアドバイスをします。介護保険を利用するには欠かせない役割の人です。適切なケアプランを作成し、自分に合ったサービスを受けるため、選ぶときは次のような点に注意しましょう。



1 居宅介護支援事業者と契約する前に

- サービスの種類や内容、利用の仕方、利用料などをパンフレット等で、わかりやすく説明してくれましたか。
- 関連する区の福祉サービスやボランティア活動などによる支援について説明がありましたか。
- 居宅介護支援事業者との契約に関する重要事項説明書を受け取りましたか。
- 契約をやめるとき、いつまでにどうすればよいのか、説明がありましたか。

2 ケアプランを作成するとき

- あなたの自宅を訪問し、困っていることや療養上の問題、生活全般の様子、希望や考えを聞いてくれましたか。
- どのような課題（ニーズ）があるか、あなたや、あなたの家族と相談・検討してくれましたか。
- ケアプラン作成にあたり、自己負担額などの料金について、わかりやすく説明してくれましたか。

3 サービスの利用を開始してから

- 少なくとも1月に1回（要支援1・2の場合は3月に1回）はあなたのお宅を訪問し、あなたや家族に面会して、様子を確認してくれますか。
- サービスを利用中、困っていることが解決しなかった場合、ケアプランを見直してくれましたか。
- サービス提供事業者への不満や苦情の相談にのってくれましたか。また、事業者変更などにもきちんと対応してくれましたか。

サービス提供事業者を選ぶときのチェックポイント

介護保険では、利用者はサービス提供事業者を選ぶことができます。ケアマネジャーが提案する事業者であっても、自分に合っているとは限りません。できるだけ利用者の視点から情報収集をしましょう。通所系のサービスを利用する場合は、見学させてもらおうと安心です。なお、サービスは事業者との契約に基づいて提供されます。そのため、契約内容をよく確認することが大切です。



1 サービス提供事業者と契約する前に

重要事項説明書などにより、わかりやすく説明してもらいましょう。

- あなたが利用したい曜日や時間に、サービスを受けられますか。
- 利用する日を変更したいとき、どのようにしたら変更できるのか説明はありましたか。
- 訪問介護の場合、担当しているホームヘルパーを替えたいときに、希望を聞いてもらえますか。
- 利用料金やキャンセル料の金額と、その支払い方法について説明はありましたか。
- あなたからの苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰なのか、説明はありましたか。
- 事故があった場合の対応や損害賠償について、説明はありましたか。
- 契約をやめるとき、いつまでに、どうすればよいのか説明はありましたか。
- 確認事項は口約束ではなく、書面にして説明はありましたか。

2 サービスの利用を開始してから ※訪問介護の例

- あなたが利用する訪問介護計画書をもらいましたか。
- 訪問介護などの場合、時間や内容は約束どおりに行われていますか。
- 訪問介護の計画を変えてほしいときや、急な出来事が起こったときの対応はよかったですか。
- 契約のときに説明のなかった支払いや、サービスの押し付けはありませんでしたか。
- プライバシーは守られていますか。
- 苦情や事故があった場合に、十分な説明、適切な対応がとられましたか。

介護サービス事業所の情報は、「介護サービス情報公表システム」(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)をご活用ください。各事業所の概要・特色・詳細等がご覧いただけます。

Q&A 上手に介護サービスを 活用するために

Q 何でもホームヘルパーに頼んでよいのですか？

A 介護保険のホームヘルパーは、家政婦ではありません。家族分の食事の準備など、直接本人の援助に該当しないサービスや日常生活の援助の範囲を超えるサービスは受けられません。詳しくは24～25ページをご参照ください。また、入院時や外出時など、ご本人が不在の場合には、訪問介護は利用できませんので、ご注意ください。



Q 外出介助の範囲は、どこまでお願いできるのですか？

A 訪問介護は、あくまでも居宅で行われることが原則です。そのため、外出介助は例外的なサービスと言えます。外出介助として適切なものは、利用者の日常生活上必要性が認められる援助で、通院の介助や生活必需品の買い物などです。美術館、カラオケなどは、利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味趣向にかかわるものとして不適切であるとされています。



適切・不適切な外出介助サービスの例

● 適切なサービス

- 通所介護事業所や介護保険施設の見学
- 日常生活用品の買出し ● 官公署への届け出

● 不適切なサービス

- 日常生活品以外の買い物 ● ドライブ ● パチンコ ● 観劇 ● 冠婚葬祭
- お祭りなど地域の行事への参加 ● 外食

Q リハビリは、誰にお願いすればよいのですか？

A リハビリは医療行為のため、ホームヘルパーにお願いすることはできません。リハビリの専門職の人をお願いします。

介護サービスでリハビリが行えるのは、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所です。ケアマネジャーと相談してみましょう。

主にリハビリを行う専門職

● 理学療法士 (P.T.)

身体に障がいがある方に対して、運動療法による筋力、関節可動域、協調性といった身体機能および温熱、水などの物理療法による疼痛、循環などの改善を図ります。



● 作業療法士 (O.T.)

身体または精神に障がいがある方に対して、その主体的な活動の獲得を図るため、諸機能の回復、維持および開発を促す作業活動を用いて治療、指導および援助を行います。

● 言語聴覚士 (S.T.)

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある方の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、助言、指導などを行います。

Q 入院中に介護サービスを利用できますか？

A 入院中に介護サービスを利用することはできません。

● 入院のため利用しなくなった福祉用具は、借りたままにはいけません。

入院したら、福祉用具は事業者に戻却しましょう。入院するときや、利用しなくなったときは、必ずケアマネジャーに伝えましょう。



Q 予定していた介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセル料が発生するのですか？

A キャンセル料が発生するかは事業者によって異なります。事業者との契約書、重要事項説明書等の内容を確認し、事業者から必ず事前に説明を受けましょう。

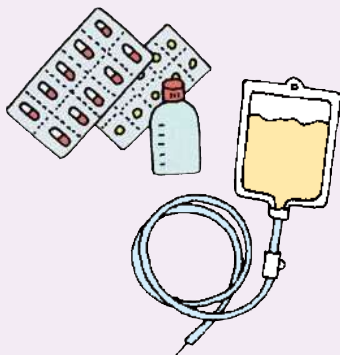


医療行為にあたることをホームヘルパーに頼めますか？

A 医療行為にあたることはホームヘルパーには頼めませんので、訪問介護ではなく、主治医の指示のもとに訪問看護を利用することになります。

●医療行為にあたるもの

血圧測定※1、浣腸※1、服薬管理、外用薬の湿布※1、吸入、排痰ケア※2、床ずれの処置、人工肛門の処置、経管栄養の管理※2、吸引、食事療法の指導、導尿、膀胱洗浄、気管カニューレ交換、気管切開患者の管理指導、留置カテーテルの管理、在宅酸素療法の管理指導、点滴・中心静脈栄養法の管理、ドレーンの管理指導、人工呼吸器装着患者の管理指導、腹膜灌流療法の管理指導、その他



※1の行為は、医師等による専門的な管理が必要でない場合に一定の条件のもと、訪問介護で利用できる場合があります。

※2の行為は、医師の指示や看護師等との連携による安全確保が図られているほか、都道府県等が行う研修を修了し、痰の吸引等に関する知識や技能を修得した介護職員が行うなど、一定の条件のもと、訪問介護で利用できる場合があります。

自動車にはねられたケガがもとでも介護のサービスは受けられますか？

A 通常どおりの介護サービスが受けられますので、ご安心ください。ただし、介護保険課管理係への届け出が必要になります。

お届けいただきました書類(※)が送付されますので、作成にご協力をお願いいたします。

※保険者給付分を加害者に請求するため。(介護保険法第21条)

「介護保険サービス」と「介護保険外サービス」を組み合わせる例

- ①草むしり、ペットの世話、同居家族のための部屋の掃除や買物代行サービス
- ②訪問介護（外出支援）に引き続いて、利用者の趣味・娯楽などのための同行サービス など

●利用内容の例



注意 介護保険サービスと介護保険外サービスを組み合わせるために

- ①介護保険サービスと介護保険外サービスの利用が明確に区別されている。
例えば、利用者本人分の料理（介護保険サービスの訪問介護）と同居家族分の料理（介護保険外サービス）を同時に調理するなど、介護保険サービスと介護保険外サービスを同時かつ一体的に提供することは認められていません。
- ②事業者から介護保険外サービスは介護保険サービスとは別事業であり、介護保険の対象にならないことの説明を受けて了承している。
- ③介護保険サービスと介護保険外サービスの利用料金が別々に設定され、請求されている。 など

- 介護保険サービス・介護保険外サービスの利用についてのお問い合わせについて
日常生活にあった介護保険サービスと介護保険外サービスの組み合わせなどの利用方法については、担当のケアマネジャーまたはお住まいの地域を担当する高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）（72～73ページ）へお問い合わせください。

介護保険外サービスを利用する際のケアプランについて

ケアプランに介護保険外サービスについての記載があると、利用しているサービス全体の把握が容易になります。日常生活に最適なサービスを利用するためにも担当のケアマネジャーにご相談ください。

■訪問介護のサービスとして

利用できるもの

利用できないもの

不必要・不適切なサービスを受けていませんか？

再
確認
サービス
内容を

こんなサービスが利用できます

身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、介助を必要とする場合に利用できます。



食事の介助



清拭や入浴の介助



排せつの介助



身体整容・洗面の介助



着替えの介助や
体位変換



移動などの生活
動作の介助



服薬の介助



通院・外出の介助 など

生活援助

自ら家事を行うことが困難である、ひとり暮らしの方や、家族と同居していても、家族が病気などで十分な援助を受けられない場合に利用できます。



洗濯



ベッドメイク



衣服の整理・補修



掃除



生活必需品の
買い物・薬の受け取り



一般的な
食事の準備や調理

乗車・降車の介助

通院などの際の乗車・降車の介助、および乗車前・降車後の屋内外での移動の介助です。

※要支援の方は利用不可

※運賃にかかる費用は別途自己負担



このようなサービスは頼めません



来客の応接（お茶や食事の手配など）



ペットの世話

嗜好品の買い物
（酒・タバコなど）



留守番や話し相手



草むしりや花木の手入れ

自家用車の
洗車や清掃



家具や電気器具などの
移動・修繕



室内外の家屋の修理など

ご利用者以外のための家事

ご家族全員分の食事の準備や洗濯など、ご利用者本人以外の家族のための家事のほか、大掃除や部屋のもよう替えなど、日常的な家事の範囲を超えるものについては、介護保険は利用できません。

金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受け取りなど、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取り扱いを頼むことはできません。トラブルの原因ともなりかねないので、現金や通帳などはご本人またはご家族が管理しましょう。



医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は原則として認められていません。お住まいの地域の訪問看護サービスなどをご利用ください。

※医療行為は、主治医の指示のもとに訪問看護を利用しましょう。（28ページ参照）



介護サービスの種類

※各サービスの「費用のめやす」は基本額です。実際の利用料金には、各種の加算が加わります。

●費用のめやすは変更となる可能性があります。



在宅サービス

日常生活の手助け

■ 訪問介護



- 入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい
- 買い物や洗濯、掃除などが十分にできない



要支援 1・2 訪問型サービス (総合事業)

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援として、身体介護や家事援助を行うサービスです。

- ※区の研修を受けた「生活介護員」が家事援助を提供する場合があります。
- ※訪問型サービスの詳細は、52ページを参照。

要介護 1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗車・降車等介助も利用できます。

※「生活援助」については、同居のご家族がいる場合は、原則としてご利用できませんが、状況によってはご利用できる場合がありますので、担当のケアマネジャーへご相談ください。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

身体介護	20分未満	1,858円 (186円)
	20分以上 30分未満	2,781円 (279円)
	30分以上 1時間未満	4,411円 (442円)
	1時間以上 以降30分ごとに	6,463円 (647円) 934円 (94円)
生活援助	20分以上 45分未満	2,040円 (204円)
	45分以上	2,508円 (251円)

※早朝・夜間・深夜などは加算があります。

乗車・降車等介助 (1回)	1,105円 (111円)
---------------	---------------

※移送にかかる費用は利用者負担となります。



自宅で入浴

■ 訪問入浴介護



- 自宅や施設などでの入浴ができない
- ひとりではお風呂に入れない



要支援 1・2 介護予防訪問入浴介護

疾病等により自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

全身入浴	9,758円 (976円)
------	---------------

要介護 1～5

自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

全身入浴	14,432円 (1,444円)
------	------------------

自宅でリハビリ

■ 訪問リハビリテーション



- 自宅でリハビリを続けていきたい
- ご自身やご家族ではリハビリができない

要支援 1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

1回につき	3,307円 (331円)
-------	---------------

要介護 1～5

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

1回につき	3,418円 (342円)
-------	---------------

医師の指導のもとでの助言や管理

■ 居宅療養管理指導



- 通院が困難なので自宅で療養上の指導を受けたい
 - 歯や入れ歯のチェックをしてほしい
- ※医師や歯科医師による居宅療養管理指導は、訪問診療または往診を行った同じ日に適用されます。

要支援 1・2

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
同一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円 (515円) (1か月2回まで)
---------	----------------------------

要介護 1～5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
同一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円 (515円) (1か月2回まで)
---------	----------------------------

■ 訪問看護



- 病気などで外出がむずかしい
- 床ずれの手当てをしてほしい
- 経管栄養や点滴の管理などをしてほしい



要支援 1・2

介護予防訪問看護

疾患等を抱えて外出が困難な方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)

訪問看護ステーションから(30分未満)	5,141円 (515円)
病院または診療所から(30分未満)	4,354円 (436円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

要介護 1～5

疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)

訪問看護ステーションから(30分未満)	5,369円 (537円)
病院または診療所から(30分未満)	4,548円 (455円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

施設に通う

■ 通所介護 (デイサービス)



- 施設に通って閉じこもりなどを予防したい
- ご自身でできることを増やしたい
- 施設に通って介護を受けたい



要支援 1・2

通所型サービス (総合事業)

通所介護施設などで、介護予防を目的とした機能回復訓練、生活機能向上訓練など日常生活の支援が受けられます。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)との併用はできません。

※通所型サービスの詳細は、52ページを参照。

要介護 1～5

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合)※送迎を含む

要介護1	7,172円 (718円)
要介護2	8,469円 (847円)
要介護3	9,810円 (981円)
要介護4	11,150円 (1,115円)
要介護5	12,513円 (1,252円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

平成28年4月より、定員18名以下の通所介護(療養通所介護を含む)は「地域密着型通所介護」(33ページ参照)となり、事業所がある区市町村の居住者が対象となりました。



施設に通う

■ 通所リハビリテーション（デイケア）



- 施設に通ってリハビリを受けたい
- ご自身でできることを増やしたい

要支援 1・2 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行います。

●費用のめやす（1か月につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

共通的服务 ※送迎、入浴を含む

要支援1	25,174円 (2,518円)
要支援2	46,930円 (4,693円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※選択的服务は施設によって、メニューが異なります。



施設に入って利用するサービス

■ 特定施設入居者生活介護



- 有料老人ホームなどで介護（予防）サービスを利用したい

要支援 1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している、要支援の認定を受けた方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援を受けます。

●費用のめやす（1日につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

要支援1	1,994円 (200円)
要支援2	3,411円 (342円)

要介護 1～5

有料老人ホーム等に入居している、要介護の認定を受けた方が、日常生活上の介護を受けます。

●費用のめやす（1日につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

要介護1	5,907円 (591円)
要介護2	6,638円 (664円)
要介護3	7,401円 (741円)
要介護4	8,109円 (811円)
要介護5	8,861円 (887円)



施設に入って利用するサービス



■ 短期入所生活介護（ショートステイ）

どんなとき？ ●ご家族が病気などの理由でご家庭で介護ができない

要支援 1・2 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要支援1	5,006円 (501円)
要支援2	6,227円 (623円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要介護1	6,693円 (670円)
要介護2	7,459円 (746円)
要介護3	8,269円 (827円)
要介護4	9,046円 (905円)
要介護5	9,812円 (982円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

■ 短期入所療養介護（ショートステイ）

どんなとき？ ●ご家族が病気などの理由でご家庭で療養介護ができない

要支援 1・2 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1	6,681円 (669円)
要支援2	8,436円 (844円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1	9,047円 (905円)
要介護2	9,592円 (960円)
要介護3	10,289円 (1,029円)
要介護4	10,867円 (1,087円)
要介護5	11,466円 (1,147円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期入所サービスを利用するときの注意点

短期入所サービスは、あくまで在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用できる日数に制限がありますので注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、合計の利用日数が要支援認定・要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。やむを得ない事情があり半数を超えて利用する場合は、事前に葛飾区の承認を受ける必要があります。

地域密着型のサービス

住み慣れたご自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、葛飾区民の方だけがご利用できます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **要介護 1～5**

どんなとき？ ●緊急時の対応等を含め、安心してご自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて介護と看護を受けたい

定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

通所系サービスや短期入所系サービス利用時には、サービス費が日割りで軽減されます。

このサービスをご利用中は他の訪問介護（通院等乗降介助は除く）、訪問看護及び夜間対応型訪問介護はご利用できません。

●費用のめやす（1か月につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護・看護利用

要介護1	90,584円 (9,059円)	要介護1	62,084円 (6,209円)
要介護2	141,508円 (14,151円)	要介護2	110,808円 (11,081円)
要介護3	216,007円 (21,601円)	要介護3	183,996円 (18,400円)
要介護4	266,281円 (26,629円)	要介護4	232,753円 (23,276円)
要介護5	322,597円 (32,260円)	要介護5	281,488円 (28,149円)

■ 夜間対応型訪問介護 **要介護 1～5**

どんなとき？ ●夜間に排せつ介助や体位変換をしてほしい

夜間（22時～6時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。

●費用のめやす（オペレーションセンターがある場合）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

基本料金（1か月）	11,274円 (1,128円)	定期巡回訪問（1回）	4,240円 (424円)
		随時訪問（1回）	6,463円 (647円)

※24時間通報に対応する場合には加算があります。

■ 地域密着型通所介護（デイサービス） **要介護 1～5**

どんなとき？ ●施設に通って閉じこもりなどを予防したい
●自分でできることを増やしたい
●施設に通って介護を受けたい

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

●費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
（7時間以上8時間未満の場合） ※送迎を含む

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	9,701円 (971円)
要介護3	11,248円 (1,125円)
要介護4	12,774円 (1,278円)
要介護5	14,300円 (1,430円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※定員19名以上の通所介護（療養通所介護を含む）は、「通所介護」（29ページ参照）となります。

地域密着型のサービス

認知症対応型通所介護

どんなとき? ● 認知症に対応したケアを施設に通って受けたい



要支援 1・2 介護予防認知症対応型通所介護

もの忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、施設への通所による認知症予防ケアを提供します。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
単独型事業所を利用した場合
(6時間以上7時間未満) ※送迎を含む

要支援1	8,436円 (844円)
要支援2	9,446円 (945円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1~5

認知症の方を対象に専門的なケアを行います。

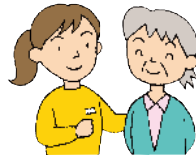
●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
単独型事業所を利用した場合
(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む

要介護1	11,033円 (1,104円)
要介護2	12,232円 (1,224円)
要介護3	13,431円 (1,344円)
要介護4	14,640円 (1,464円)
要介護5	15,839円 (1,584円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

小規模多機能型居宅介護

どんなとき? ● ご自宅で生活しながら、通いや訪問、泊まりのサービスを受けたい



要支援 1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。

このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

●費用のめやす (1か月につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と別の建物に居住する場合

要支援1	38,295円 (3,830円)
要支援2	77,389円 (7,739円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

要介護 1~5

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。

このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

●費用のめやす (1か月につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と別の建物に居住する場合

要介護1	116,083円 (11,609円)
要介護2	170,607円 (17,061円)
要介護3	248,184円 (24,819円)
要介護4	273,914円 (27,392円)
要介護5	302,019円 (30,202円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

地域密着型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護 要介護 1~5

どんなとき? ● 医療的ケアの必要な方が通いや訪問、泊まりのサービスを受けたい

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のケアが受けられます。

このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

●費用のめやす (1か月につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と別の建物に居住する場合

要介護1	138,161円 (13,817円)
要介護2	193,306円 (19,331円)
要介護3	271,739円 (27,174円)
要介護4	308,202円 (30,821円)
要介護5	348,628円 (34,863円)

※要支援1・2の人は利用できません。
※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

どんなとき? ● 認知症に対応したケアを受けたい
● 家庭的な環境でケアを受けたい

要支援 2 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

もの忘れがあるなど軽度の認知症が心配される高齢者が、スタッフによるケアを受けながら共同生活するサービスです。

※要支援2の人のみが対象となります。

●費用のめやす (1日につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
2ユニット以上の場合

要支援2	8,164円 (817円)
------	---------------

※要支援1の人は利用できません。

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

要介護 1~5

比較的安定した認知症の状態にある高齢者が、スタッフのケアを受けながら、共同生活するサービスです。

●費用のめやす (1日につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
2ユニット以上の場合

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	8,589円 (859円)
要介護3	8,850円 (885円)
要介護4	9,025円 (903円)
要介護5	9,210円 (921円)

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <施設に入所して利用するサービス> 原則として要介護 3~5

常時介護が必要で在宅で介護を受けることが困難な方が、30人未満の特別養護老人ホームに入所し、日常生活に必要な介護が受けられます。費用及び申し込みについては39~41ページをご覧ください。

地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護 1~5

30人未満の有料老人ホームやケアハウスに入居し、入浴、排せつ、食事などの介助や機能訓練が受けられます。費用については31ページをご覧ください。

住まいの環境を整える



住宅改修費の支給

要支援 1・2 介護予防住宅改修費の支給

要介護 1～5

●利用者負担

現住所（介護保険被保険者証に記載の住所）につき20万円を限度額とし、ご利用者がその1割、2割、または3割を負担します（限度額を超えた分は全額自己負担となります）。

いったん利用者が全額負担し、申請によって9割、8割または7割分が後から支給される償還払いと、1割、2割、または3割のみを支払う受領委任払いがあります。（下記説明参照）

※受領委任払いは、区と受領委任払い協定を締結した事業者に限ります。

対象となる住宅改修

- ①廊下、階段、浴室などへの手すり取り付け
- ②段差解消のためのスロープ設置等
- ③滑り防止、移動円滑化のための床材変更等
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

開き戸から引き戸等への扉の取り替え
（ドアノブの変更・戸車等の設置）



和式便器から洋式便器への取り替え

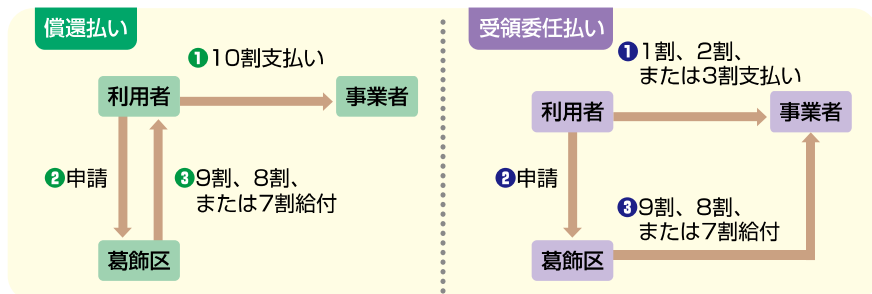
手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

※原則、在宅の方が対象となります。

問合先 介護保険課管理係 ☎03-5654-8246

※償還払い、受領委任払いとは…？



住宅改修の検討・申請から工事までの流れ

1 工事の内容を検討

本当に必要な改修になっているか、介護保険対象の工事か、費用は確保できるか等、ご家族やケアマネジャーなどの専門家に相談しましょう。

- ※業者に勧められるままに工事を行ってしまうと、ご自分に合った改修ができないこともありますので、じっくり検討しましょう。
- ※介護保険に便乗した過剰な改修工事に注意しましょう。
- ※工事費用が適正価格か、複数の工事業者から見積を取ってみましょう。

2 住宅改修費の支給申請（工事前）

必ず工事前に、介護保険課に申請して、審査を受けてください。

提出書類

- 申請書
- 住宅改修理由書（ケアマネジャー等に作成してもらいます）
- 工事費見積書（工事内訳が詳しくわかるもの）
- 工事予定箇所が確認できる図面
- 工事予定箇所の写真（日付入り）
- 住宅の所有者の承諾書（賃貸住宅の場合等）

3 工事の実施

事前申請内容を審査後、介護保険課から「事前審査確認書」を送付します。工事の着工は「事前審査確認書」が送付されてからになります。

- ※「事前審査確認書」が発行されていない工事は、給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ※「事前審査確認書」は支給決定の通知ではありませんのでご注意ください。

4 住宅改修費の支給申請（工事後）

工事完了後、書類を介護保険課に提出して住宅改修費の支給を受けます。

提出書類

- 申請書
- 改修工事に要した費用の「領収書」
- 完成後の状態を確認できる写真（改修箇所ごとに改修部分が確認できる日付入りの写真）
- 自己負担金支払確認証（受領委任払いの場合）

介護する環境を整える

■ 特定福祉用具購入費の支給

！ 指定事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。

● **どんなとき？** ● 入浴やトイレで使う福祉用具がほしい

■ 要支援 1・2 特定介護予防福祉用具購入費の支給

■ 要介護 1～5

排せつや入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、都道府県知事から指定を受けた事業者から購入した場合、年間（4月～翌3月）で10万円を上限とした費用のうち9割分、8割分、または7割分を支給します。

● 利用者負担

いったん利用者が全額負担し、申請によって9割分、8割分、または7割分が後から支給される「償還払い」と、1割分、2割分、または3割分のみを支払う「受領委任払い」があります。（36ページ参照）

購入の対象となる用具



- 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。利用する際には必ずアドバイスを受けましょう。
- 受領委任払いは、区と受領委任払い協定を締結した取扱事業者に限ります。

■ 福祉用具の貸与

● **どんなとき？** ● 介護を受けやすい環境にしたい

■ 要支援 1・2 介護予防福祉用具貸与

■ 要介護 1～5

日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽減するための福祉用具をレンタルすることができます。レンタル料の1割～3割が利用者負担となります。レンタル料は、貸与品目及び事業所により異なります。福祉用具貸与と事業所または、担当のケアマネジャーの説明をご理解の上、福祉用具をレンタルしてください。

要介護4・5の方の対象品目

- 自動排せつ処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。

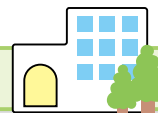
要介護2・3の方の対象品目

- 車いす ● 車いす付属品 ● 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品 ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊（はいかい）感知機器 ● 移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の方の対象品目

- 手すり（工事をとまなわないもの） ● スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器 ● 歩行補助つえ（松葉つえ、多点つえなど）

- 貸与品を購入された場合は、介護保険の給付ができません。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉杖を除く）、多点つえについては、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象品目です。選択時には、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の十分な説明を受けてください。



施設サービス

介護保険施設に入所して介護を受けるサービスです。介護保険施設には次の3施設があります。要介護1～5の方が利用できます。

施設の体制（職員配置など）や部屋の種類により費用が異なります。居住費と食費（栄養管理は除く）の利用者負担は別途必要になります。

※住民税非課税世帯の方は、申請により居住費と食費の利用者負担が軽減される場合があります。（46ページ参照）



施設に入所する

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（1日につき）

生活全般の介護が必要な方

要介護区分	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					
	個室（従来型）		個室（ユニット型）		多床室	
	サービス費	利用者負担（1割の場合）	サービス費	利用者負担（1割の場合）	サービス費	利用者負担（1割の場合）
要介護1	6,420円	642円	7,303円	731円	6,420円	642円
要介護2	7,183円	719円	8,066円	807円	7,183円	719円
要介護3	7,978円	798円	8,883円	889円	7,978円	798円
要介護4	8,741円	875円	9,657円	966円	8,741円	875円
要介護5	9,493円	950円	10,409円	1,041円	9,493円	950円

寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な原則要介護3以上の方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

■ 介護老人保健施設（老人保健施設）

（1日につき）

在宅復帰をめざしリハビリを受けたい方

要介護区分	介護老人保健施設					
	個室（従来型）		個室（ユニット型）		多床室	
	サービス費	利用者負担（1割の場合）	サービス費	利用者負担（1割の場合）	サービス費	利用者負担（1割の場合）
要介護1	7,815円	782円	8,741円	875円	8,643円	865円
要介護2	8,316円	832円	9,243円	925円	9,188円	919円
要介護3	9,025円	903円	9,951円	996円	9,897円	990円
要介護4	9,624円	963円	10,551円	1,056円	10,474円	1,048円
要介護5	10,158円	1,016円	11,096円	1,110円	11,030円	1,103円

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常生活上の介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

■ 介護医療院

生活の場で長期的な療養が必要な方

（1日につき）

要介護区分	介護医療院（多床室の場合）	
	サービス費	利用者負担（1割の場合）
要介護1	9,079円	908円
要介護2	10,278円	1,028円
要介護3	12,883円	1,289円
要介護4	13,984円	1,399円
要介護5	14,987円	1,499円

※ 若林区に、このサービスの提供事業所はありません（令和8年4月1日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のご案内

特別養護老人ホームを申し込む前に

施設を選ぶ際には、できるだけ施設を見学したり、施設にお問い合わせください。
空き状況、金額、設備、アクセス、雰囲気などご自身にあった施設をお探しいただけるとともに、ご自身の身体状況を相談することで安心して生活できるようになります。

申し込みができる方

要介護3以上の認定を受けている方で、在宅で介護を受けることが困難な方（要介護1または2の方は、一定の要件に該当する方のみ申し込みができます。）
※常時医療を必要とする方は入所できない場合があります。
※「第二奥戸くつろぎの郷」は地域密着型サービスの施設です。原則として葛飾区民の方だけ申し込みができます。

申し込み先・申し込み方法

- 入所を希望する施設に直接申し込みください。（詳しくは各施設にご確認ください。）
- 申し込みの有効期間は1年です。
- 申し込みした施設からの連絡にはご対応ください。
- 申し込み後、申し込まれた方に変化が生じたときは申し込みした施設にご連絡ください。

申し込みのときに必要なもの

- 入所申込書
入所申込書は、各施設、葛飾区役所2階201番福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にあります。また、区ホームページからダウンロードすることもできます。
- 次のうち、いずれかの写しを添付してください。
 - 介護保険被保険者証または介護保険資格者証
 - 介護保険要介護認定等結果通知書

入所判定について

特別養護老人ホームの入所は、優先入所基準（入所を申し込まれた方の心身の状況や介護者の状況、お住いの状況などを点数化したもの）と施設ごとの入所基準に基づき決定されます。

費用について

施設入所にあたり、介護保険のサービス費用の利用者負担（39ページの金額をご参照ください。）のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活にかかる雑費などが別途必要になります。
※住民税非課税世帯の方は、申請により居住費と食費の負担が軽減される場合があります。（46ページ参照）

施設名	所在地 電話番号	利用者負担額（1日あたりの費用）		
		居住費		食費
		個室	多床室	
中川園	西水元4-5-1 03-3607-4060	1,171円	855円	1,450円
水元ふれあいの家	水元1-26-20 03-3607-7881	1,171円	855円	1,520円
水元園	西水元4-6-1 03-3607-4060	1,171円	855円	1,450円
奥戸くつろぎの郷	奥戸3-25-1 03-5670-1261	1,171円	855円	1,520円
すずうらホーム	西新小岩3-37-27 03-5670-3010	1,171円	855円	1,445円
東四つ木ほほえみの里	東四つ木2-26-15 03-5698-2341	1,171円	855円	1,840円
西水元あやめ園	西水元2-2-8 03-3826-2951	1,171円	855円	1,600円
西水元ナーシングホーム	西水元6-12-2 03-3607-0050	1,231円	915円	1,700円
葛飾やすらぎの郷	新宿3-4-10 03-5648-8250	1,171円	855円	1,600円
癒しの里 青戸	青戸8-18-13 03-5629-5843	1,171円	855円	1,600円
かつしか苑	白鳥2-9-18 03-6662-2220	1,171円	855円	1,700円
癒しの里 亀有	亀有2-60-5 03-5629-5866	※2,200円	—	1,600円
ル・ソラリオン葛飾	青戸4-16-7 03-3601-3711	※2,096円	—	1,616円
エトワール	新宿6-2-13 03-5876-1212	※2,330円	—	1,445円
東かなまち桜園	東金町2-13-10 03-5876-5281	※2,650円	—	1,800円
バタフライヒル細田	細田4-20-14 03-5612-1717	※2,680円	—	1,780円
かつしか苑 亀有	亀有1-6-11 03-6662-2223	※2,150円	—	1,700円
アンプル宝町	宝町1-2-9 03-5654-8880	※2,700円	—	1,800円
第二奥戸くつろぎの郷	奥戸3-25-23 03-5654-6130	※2,700円	—	1,900円
スマイルホーム西井堀	奥戸3-24-15 03-3692-8600	※2,700円	—	1,700円
ケアホーム葛飾	小菅1-35-10 03-3602-5900	※2,400円	—	1,800円
癒しの里 西亀有	西亀有3-18-6 03-5647-7454	※2,700円	—	1,600円
第2サンシャインビラ	福生市福生3244-10 042-553-3701	1,171円	855円	1,445円
あゆみえん	青梅市新町9-2153-3 0428-30-5550	※2,400円	—	1,620円

※個室（ユニット型）

介護サービスを利用した場合の自己負担

介護サービスを利用したときには
費用の1割、2割、または3割を支払います

利用者の負担は、サービス費用の1割、2割、または3割です。残りの費用は保険者（葛飾区）から事業者を支払います（ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません）。

介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護認定を受けている方及び事業対象者と判定された方全員に、ご自身の負担割合が何割かを記載した「負担割合証」が発行されます。

※毎年更新され、7月下旬頃に郵送いたします（手続等は不要です）。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日
	終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日
	終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

利用者の負担割合が記載されています。

(注)適用期間内で負担割合に変更があった場合は、新しい負担割合証が交付されます。交付後は、速やかにサービス事業者へ提示してください。

(水色)

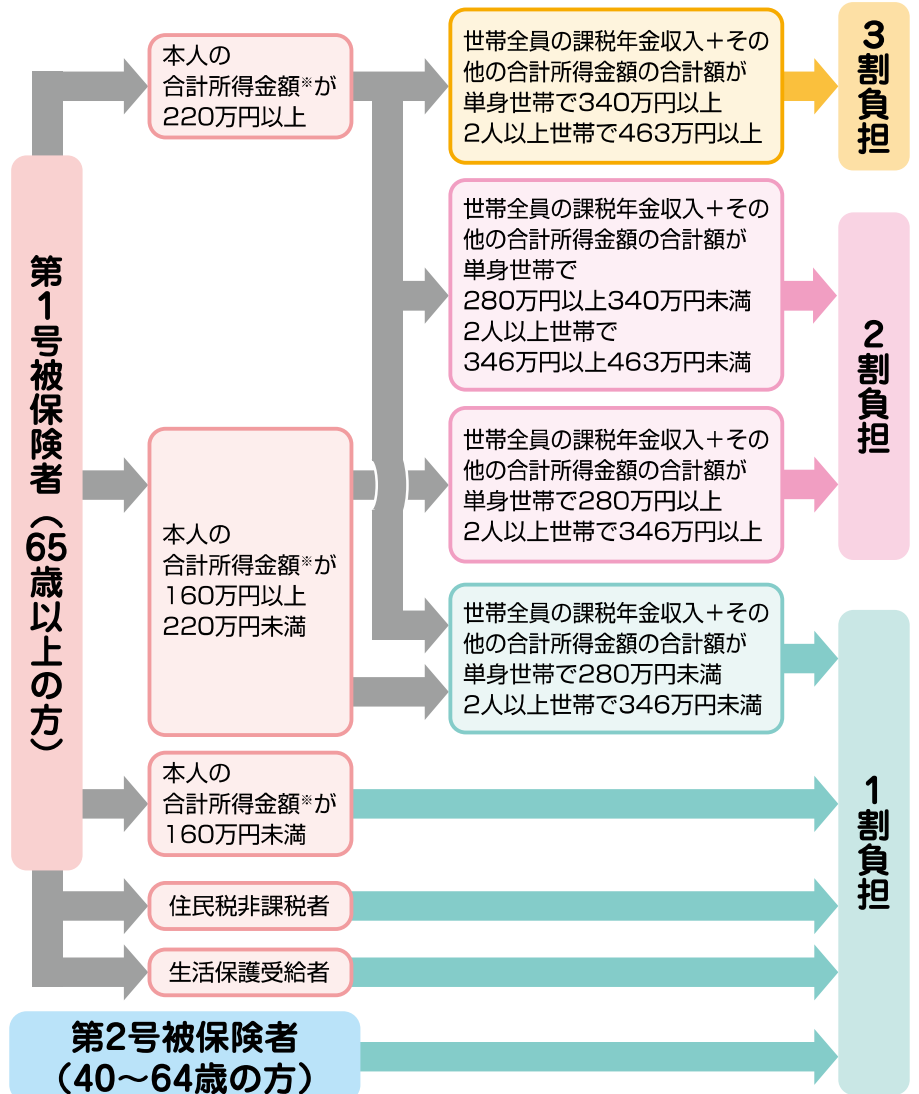
こんなときに使います

介護保険負担割合証は、介護保険のサービスを受けるときに介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者へ提示します。サービス事業者は負担割合証を見て、利用者負担の割合を確認します。

「被保険者証」と併せて大切に保管しましょう。

(注)過去に介護保険料の未納期間がある方は、負担割合証に記載する割合にかかわらず、自己負担分が引き上げられる場合があります（介護保険被保険者証でご確認ください）。

利用者負担割合の判定



※合計所得金額とは、給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除したものです。所得控除（医療費控除、扶養控除、保険料控除など）は勘案されません。

交通事故等（第三者行為）が原因による介護サービスの利用について

交通事故等の第三者行為が原因により介護サービスを利用することになった場合、介護保険課への届け出が必要です。詳しくは介護保険課管理係へお問い合わせください。

在宅サービスの費用の目安

■ 主な在宅サービスの支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決まっています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、限度額を超えて利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※自己負担額（概算）は利用者負担1割の場合。（金額は1か月のめやすです）

要介護状態区分等	支給限度額（単位）	支給限度額（概算）	自己負担額（概算）
要支援1及び事業対象者	5,032単位	55,352円	5,535円
要支援2	10,531単位	115,841円	11,584円
要介護1	16,765単位	184,415円	18,441円
要介護2	19,705単位	216,755円	21,675円
要介護3	27,048単位	297,528円	29,752円
要介護4	30,938単位	340,318円	34,031円
要介護5	36,217単位	398,387円	39,838円

※概算額は介護報酬の1単位を11円として計算しています。

■ 支給限度額に含まれない在宅サービス

次のサービスは、在宅サービスの支給限度額としては計算されず、別途保険給付されます。

- 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護 ● 認知症対応型共同生活介護
- 特定福祉用具購入費 ● 住宅改修費 ● 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具購入費 ● 介護予防住宅改修費

■ 単位とは

介護保険の支給限度額は単位により管理され、介護サービスにかかる費用は、介護報酬の単位をもとに計算されます。23区の場合、1単位の金額は次の表のとおりです。

1単位の金額	サービスの種類
11.40円	訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
11.10円	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
10.90円	通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、（介護老人福祉施設）、（介護老人保健施設）、（介護医療院）
10.00円	居宅療養管理指導、福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与

※（ ）は施設サービス ※総合事業は、訪問型サービス：11.40円、通所型サービス：10.90円

1か月の利用者負担が高額になったとき

■ 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり一定額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

ただし、施設での食費、居住費や日用品費及び利用限度を超えて自己負担した分は、支給対象とはなりません。該当の方には、介護保険課からお知らせします。

利用者負担段階区分	負担の上限額（月額）
生活保護受給者	15,000円（世帯）
・前年の公的年金等収入金額土その他合計所得金額の合計が80万9千円以下の方 ・高齢福祉年金受給者 ※合計所得金額の合計が令和8年8月から82万6,500円以下へ変更されます。	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
住民税非課税世帯	24,600円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

■ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（8月から翌年の7月まで）の自己負担額が著しく高額になり一定額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

● 合算する期間の最後の日（7月31日）に加入していた医療保険者に申請します。



● 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

介護施設への入所やショートステイを利用する際の食費・居住費（滞在費）については、申請によって利用者負担が軽減される「負担限度額」制度があります。

この制度の対象となるのは、「世帯全員が住民税非課税の方」などですが、「一定額以上の預貯金などがある方」は対象となりません。（下記参照）

■負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階	食費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方 ※令和8年8月から82万6,500円以下に変更されます。	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階① 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方 ※令和8年8月から82万6,500円超に変更されます。	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階② 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】 (880円) 【(980円)】	430円 【530円★】
第4段階 上記第1段階～第3段階以外の方 (本人が住民税課税の場合・同一世帯内に住民税課税者がいる場合・配偶者が住民税課税の場合)	負担限度額はありません (金額は施設との契約によります)					

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。

※【 】内の金額は、令和8年8月から適用されます。また、第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設（短期入所生活介護も含む）と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用した場合（短期入所療養介護も含む）は、★の金額になります。

※施設の設定した居住費（滞在費）、食費が限度額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります。

※この制度では、遺族年金及び障害年金等の非課税年金を年金収入に含んで判定します。

※有効期間は申請された月の初日からになります。

※有料老人ホーム、グループホーム及びサービス付高齢者住宅は、軽減制度対象外の施設です。

上記第1～3段階に該当する方でも、配偶者（別世帯を含む）が住民税課税者である場合、または預貯金等*が一定額を超える場合は制度の対象となりません。

*預貯金、有価証券その他の現金。

各段階における預貯金等の規定は、それぞれ以下のとおりとなります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

利用者負担の軽減について

■生計困難者等に対する利用者負担額の軽減

軽減事業を実施している事業者から介護サービスを利用した場合、サービス利用の利用者負担額から25%減額した額でご利用いただけます（老齢福祉年金受給者の方は50%減額した額）。

軽減を受けるためには、介護保険課への申請が必要です。また、軽減事業を実施しているか、利用する事業者を確認してください。

「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」は、申請日の属する月の初日から有効となります。

〈対象の方〉生計困難者及び生活保護受給者

(1)生計困難者（次の①～⑥のすべての基準に当てはまる方）

- ①住民税が世帯全員非課税であること
- ②世帯の年間収入額が150万円以下であること（一人世帯の場合）
なお、世帯員が複数人の場合、世帯員が1人増えるごとに、50万円を追加します
- ③世帯の預貯金等の額が350万円以下であること（一人世帯の場合）
なお、世帯員が複数人の場合、世帯員が1人増えるごとに、100万円を追加します
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

(2)生活保護受給者（短期入所生活介護（予防含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額を全額軽減する）

■家族介護慰労金の支給

介護保険のサービスを利用せずに家族が介護を行った場合、その家族へ年1回10万円を支給します。（サービスには住宅改修、特定福祉用具の購入、福祉用具の貸与も含まれます）

支給を受けるためには、介護保険課への申請が必要です。

〈対象の方〉

次の①～④の条件をすべて満たしている場合に限ります。

- ①要介護4または要介護5の認定を受けていること
- ②住民税が世帯全員非課税であること（介護をしている方が別世帯のときは、その方の世帯も住民税が世帯全員非課税であること）
- ③要介護認定後、1年間介護保険のサービスを利用していないこと（7日以内のショートステイは除く）
- ④長期入院（3か月以上）した場合は、その期間を除く12か月の間、介護保険のサービスを利用していないこと
- ⑤介護される方に、滞納した介護保険料又は時効により徴収権が消滅した介護保険料がないこと

■介護サービス給付費等の貸付

介護サービス給付費等の給付がされるまで、支給予定相当額を区が一時的に貸付けます（無利子）。

介護保険に関わる税の控除について

所得税・住民税において次の所得控除が受けられます

障害者控除

65歳以上で要介護1～5の認定を受けているまたは寝たきりの方が障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、区から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者手帳をお持ちでなくても「(特別) 障害者控除」の対象となります。

次の条件にすべて該当する方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ①区内に住所がある
- ②65歳以上
- ③要介護1～5の認定を受けている
- ※要支援1・2の方は該当しません。
- ④身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する

認定書は控除対象年の12月31日現在の状態を反映します。税の申告に必要な方は、下記の窓口または郵便で申請してください。

問合せ 介護保険課審査係または調査係 ☎03-5654-8247・8248

社会保険料控除

本人または本人と生計を一にする親族が負担することになっている介護保険料を支払った場合は、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。
ただし、年金から差引きされている保険料は、その年金受給者本人に社会保険料控除が適用されるため含むことができません。
(例) 妻の年金から差引きされた(支払った)介護保険料は、夫の社会保険料控除に含むことはできません。

また、会社等での年末調整では年金から差引きされている保険料は申告の対象となりません。年金から差引きされた保険料は年金の源泉徴収票に含まれ、重複するためです。

【申告する際の確認書類】

納付方法	申告金額の確認方法
年金からの差引き	公的年金等の源泉徴収票(日本年金機構から1月に送付) ※非課税年金を受給している場合を除く。
納付書で支払い 口座振替	その年に支払った介護保険料の領収書 もしくは口座振替の通帳または「介護保険料(普通徴収)納付済額のお知らせ」(介護保険課から1月下旬に送付)

問合せ 介護保険課資格収納係 ☎03-5654-8249

医療費控除

介護保険のサービスを利用した際の利用料負担金の一部は、「医療費控除」の対象となります。申告の際は、医療費控除の明細書に、領収書に記載された医療費控除対象額を記入して提出してください。(領収書の提出は不要です。)

おむつ代医療費控除

6か月以上寝たきり状態で、医師の発行した『おむつ使用証明書*』がある場合は、おむつ代も「医療費控除」の対象となります。

*要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師の証明に代えて区が発行する『おむつ代医療費控除にかかる確認事項証明書』で申告できます(ただし、一定の条件に該当しない場合は証明書を発行できません)。

問合せ 介護保険課審査係または調査係 ☎03-5654-8247・8248

在宅サービス(介護予防サービスも含む)

医療に係る次のサービスは、ケアプランに基づいて利用している場合、自己負担額全額が控除の対象となります。

- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション ○短期入所療養介護(ショートステイ)
- 定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護を利用した場合)
- 看護小規模多機能型居宅介護【医療系のサービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る】

また、前記のいずれかのサービスと併せて利用したときは、次のサービスも医療費控除の対象となります。(介護保険の支給限度額内の利用に限る)

- 訪問介護(ただし、生活援助中心型を除く) ○訪問入浴介護
- 通所介護(デイサービス) ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○認知症対応型通所介護
- 夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る)
- 訪問型サービス(現行相当サービスに限る)
- 通所型サービス(現行相当サービスに限る)
- 看護小規模多機能型居宅介護【医療系のサービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る】

施設サービス

施設の種類	控除対象となる費用
特別養護老人ホーム	支払った施設サービス費*(介護費、食費、居住費)の2分の1
介護老人保健施設・介護医療院	支払った施設サービス費*(介護費、食費、居住費)の全額

*特別な食費・居住費および日常生活費は対象とはなりません。
*「高額介護サービス費」により支給された金額は医療費控除から除かれます。

住民税の問合せ ▶ 税務課課税係 ☎03-5654-8550
所得税の問合せ ▶ 葛飾税務署 ☎03-3691-0941

65歳からのいきいき 元気度チェック

日常生活の中で、体の衰えや気持ちの変化が気になることはありませんか？

「65歳からのいきいき元気度チェック」は、簡単な質問に答えることで運動機能や日常生活など、ご自身の健康状態を確認できるものです。

次ページに質問項目が掲載されています。実際にやってみましょう。

チェックのあと	以下の点数に該当しますか？	こんなこと、気になりませんか？
No. 1～20で	10点以上	日常生活全般が気になる
No. 6～10で	3点以上	以前より足腰が疲れやすい
No. 11～12で	2点	栄養が不足がみ
No. 13～15で	2点以上	お口の健康が気になる
No. 16～17で	No. 16が「いいえ」	閉じこもりがみ
No. 18～20で	1点以上	忘れっぽくなっている
No. 21～25で	2点以上	気持ちが沈みがち

いずれも
該当しない

今までどおりの
生活を続けましょう！

「65歳からのいきいき元気度チェック」に答える中で気になったことはありましたか？

- ・日常生活について気になること
- ・介護保険の利用方法を知りたい
- ・その他介護や健康、福祉、医療、生活に関することのご相談

お気軽にご相談いただける窓口として、区内に高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）があります。担当の地域が分かれていますので、72～73ページでご確認ください。

※「65歳からのいきいき元気度チェック」の点数に該当すると、事業対象者として介護予防・日常生活支援総合事業（52ページ参照）を利用できる場合がありますので、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）（72～73ページ参照）にご相談ください。

「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」を実際にやってみましょう！

No.	質問	回答		点数
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
2	日用品の買い物をしていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
4	友人の家を訪ねていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
日常生活機能について		No.1～5の合計		
No.	質問	回答		点数
6	階段を手すりや壁をつたわずに上っていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
8	15分位続けて歩いていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
9	この1年間に転んだことがありますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい(1点)	いいえ(0点)	
運動器機能について(3点以上の方)		No.6～10の合計		
No.	質問	回答		点数
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい(1点)	いいえ(0点)	
12	身長()m 体重()kg BMI(肥満指数)() ※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	BMIが18.5未満(1点)	BMIが18.5以上(0点)	
栄養状態について(2点の方)		No.11～12の合計		
No.	質問	回答		点数
13	半年前に比べて、固いものが食べにくくなりましたか	はい(1点)	いいえ(0点)	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
15	口の渇きが気になりますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
口腔機能について(2点以上の方)		No.13～15の合計		
No.	質問	回答		点数
16	週に1回以上は外出していますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
閉じこもりについて		No.16～17の合計		
No.	質問	回答		点数
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい(0点)	いいえ(1点)	
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい(1点)	いいえ(0点)	
認知症について(1点以上の方)		No.18～20の合計		
日常生活全般(10点以上の方)		No.1～20の合計		
No.	質問	回答		点数
21	この1週間	毎日の生活に充実感がない	はい(1点)	いいえ(0点)
22		これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい(1点)	いいえ(0点)
23		以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	はい(1点)	いいえ(0点)
24		自分が役に立つ人間だと思えない	はい(1点)	いいえ(0点)
25		わけもなく疲れたような感じがする	はい(1点)	いいえ(0点)
うつについて(2点以上の方)		No.21～25の合計		

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援認定を受けた方や、「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」(50～51ページ参照)により事業対象者と判定された方が利用できるサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぎ、状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的に、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成し、介護予防に効果的なサービス利用へとつなげていきます。

訪問型サービス・通所型サービス共通

- 利用回数は、要支援1の方は週1回または2回、要支援2の方は週1回～3回、事業対象者は週1回になります。
※翌週への振り替えはできません。
- サービスの種類や回数は、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づき決定します。
※「費用のめやす」は基本額です。実際の利用料金には、各種の加算が加わります。

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援が受けられます。

〈費用のめやす〉（加算が加わり変更となる場合があります）

サービスの内容 (1回あたり45分)	サービス費	利用者負担（1割の場合）
家事援助のみ	2,508円/回	251円/回
家事援助と身体介護 (要支援認定者のみ)	3,078円/回	308円/回

※区の研修を受けた「生活介護員」が家事援助を提供する場合があります。

通所型サービス

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした機能回復訓練、生活機能向上訓練など日常生活の支援が受けられます。介護予防通所リハビリテーション（デイケア）との併用はできません。

〈費用のめやす〉（加算が加わり変更となる場合があります）

サービスの時間	サービス費	利用者負担（1割の場合）
2時間以上3時間未満	3,324円/回	333円/回
3時間以上5時間未満	3,804円/回	381円/回
5時間以上	4,752円/回	476円/回

介護予防への取り組み

専門講師等の指導を受けながら、グループや個人で介護予防に取り組みます。


介護予防事業には、体力や筋力の維持・向上を目的とした事業や、認知症を予防するために記憶力や判断力を養うことを目的とした事業があります。

それぞれの事業の開催日程や場所などは、広報かつしかや、区のホームページなどでご案内していますので、積極的にご参加ください。

	事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
介護予防・生活支援サービス事業	通所型 住民主体 サービス	地域の自主グループなどが行っています。 ①ミニ・デイサービス： 高齢者の介護予防及び重度化防止のために、専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービス ②高齢者等サロン： 介護予防活動（健康体操や脳トレ、趣味活動等）を通して、高齢者が交流できる通いの場 ※通所型住民主体サービスを実施する自主グループなどの連絡先は区ホームページに掲載しています。	65歳以上の方（要支援認定を受けている方または事業対象者を含む）	自主グループなどにより参加費(実費相当分)または会費がかかります。	地域包括ケア担当課介護予防係（シニア活動支援センター内） 「通所型住民主体サービス」二次元コード  電話 03-5698-6202
	シニア版 ボニースクール	乗馬によって、普段使っていない筋肉を鍛えます。馬の世話を通して、楽しく介護予防に参加する機会をつくれます。	65歳以上の方で、乗馬による体調悪化（腰痛・膝痛など）のおそれのない方	無料	地域包括ケア担当課介護予防係（シニア活動支援センター内） 電話 03-5698-6202
体力や筋力の維持・向上を目的とした介護予防事業	運動習慣 推進プラチナ・ フィットネス	区内9か所のフィットネスクラブから希望するクラブを選び、興味や体力に合わせて運動することができます。全12回（毎週1回、3か月程度）	65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方	6,000円 (全12回分) ※初回一括払い	

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
うんどう教室	区内5か所の公園に設置した専用の「うんどう器具」を使って「つますき」や「ふらつき」を予防するための運動を行います。	おおむね65歳以上の方 申し込み不要	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電話 03-5698-6202
場所	所在地	開催日	開催時間	
東金町四丁目平成公園	東金町4-35-1	第1、3火曜日	午前10時30分～11時30分	
青戸平和公園	青戸4-23-1	第1、3火曜日	午後2時～3時	
高砂北公園	高砂4-3-1	第2、4水曜日	午前10時30分～11時30分	
お花茶屋公園	お花茶屋1-22-1	第2、4水曜日	午前10時30分～11時30分	
間栗公園	西新小岩2-1-4	第2、4水曜日	午後2時～3時	
※教室開始の時間に合わせ、運動しやすい服装と靴で飲み物をお持ちになって公園にお越しください。 雨天等の悪天候時は中止になります。 開催日・会場が変更になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。				
スポーツ ボイス フィットネス	腹式呼吸や発声、歌の効用を取り入れながら、腹筋を鍛え、同時に口腔・心肺機能及び自律神経のバランスを整えます。	65歳以上の方	受講料については、募集時に広報かつしかにてお知らせします。	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電話 03-5698-6202
アクティブ トレーニング	音楽のリズムに合わせ、ボクシングエクササイズの有酸素運動や、筋トレ、脳トレなどのさまざまな動きを組み合わせ、身体の柔軟性や筋力を高めます。			
健体操※	椅子に腰かけて行う運動で、筋肉や五臓六腑に関わる「ツボ」を意識しながらゆったりと動く体操です。多種の呼吸法により、心と身体のバランスを整え、自然治癒力を高めます。	おおむね65歳以上の方	無料	
筋力向上 トレーニング※	椅子を使い、ゆっくりとした動作で行う運動（ひざの屈伸や背伸びの運動等）により、日常生活に必要な筋力の向上を図ります。	おおむね65歳以上の方		
※地域の自主グループでも活動しています。開催日時・場所については地域包括ケア担当課介護予防係にお問い合わせいただくか、55ページの二次元コードからご確認ください。 自主グループにより参加費または会費がかかる場合があります。				

体力や筋力の維持・向上

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ	
ふれあい銭湯	月1回、区内9か所の銭湯で開店前に、脱衣場を利用して行います。専門講師や区で養成したボランティアが介護予防につながる簡単な体操や脳トレ、レクリエーションなどを行います。	おおむね65歳以上の方 申し込み不要	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電話 03-5698-6202	
場所	所在地	開催日	開催時間		
喜久の湯	東立石2-21-16	第2火曜日	午後1時15分～2時15分		
アクアガーデン 栄湯	東四つ木3-45-7	第2木曜日	午後2時30分～3時30分		
富士の湯	亀有2-5-7	第3火曜日	午後1時30分～2時30分		
さつき湯	東堀切3-27-9	第3水曜日	午後2時～3時		
栄湯	高砂8-15-12	第3木曜日	午後2時30分～3時30分		
富の湯	立石2-19-6	第3金曜日	午後1時30分～2時30分		
アクアドルフィン ランド	立石7-16-3	第4水曜日	午後1時30分～2時30分		
寿湯	東四つ木4-19-14	第4火曜日	午後1時30分～2時30分		
末広湯	宝町1-2-30	第4金曜日	午後2時30分～3時30分		
ゆったり・ のんびり・ フレイル予防	ご自分の体力に不安を感じている方が「元気」を取り戻すための講座です。椅子に腰かけてできる運動や、日々の食事のポイントについて学びます。	65歳以上の方	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電話 03-5698-6202	
記憶力や判断力の維持・向上	脳力※ (のうぎから) トレーニング	手指を使って左右違う動きや簡単なゲーム、言葉遊びなどのプログラムを行い、コミュニケーションを深めながら、脳の活性化を促します。	おおむね65歳以上の方	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電話 03-5698-6202
	回想法※	自分の体験を語り合い、過去のことについて思いを巡らすことで脳を活性化します。			
※地域の自主グループでも活動しています。開催日時・場所については地域包括ケア担当課介護予防係にお問い合わせいただくか、以下の二次元コードからご確認ください。 自主グループにより参加費または会費がかかる場合があります。					
筋力向上トレーニング		脳力トレーニング	回想法		
					

体力や筋力の維持・向上

認知症について正しい知識をもちましょう

もの忘れが気になりはじめたら、そのまま放置せず、まず受診しましょう

認知症は、がんや心臓病・肺炎などと同じように病気の一つです。早期発見・早期対応が重要です。



- ①治療で改善できる認知症もあります。
- ②進行を遅らせることが可能な認知症もあります。
- ③より早い相談や支援サービスの利用につながります。
- ④記憶や意思が明確なうちに本人・家族の生活について備えることができます。

「普通のもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」の違い

認知症とは、さまざまな原因で脳の神経細胞の働きが変化し、記憶力や判断力などが低下することによって、日常生活にまで支障が出る状態です。通常の老化による衰えとは違います。

普通のもの忘れ

- 体験や出来事の一部を忘れるが、体験のほかの記憶から、忘れた部分を思い出すことができる。
- もの忘れをしている自覚がある。
- 時間・場所や人物までわからなくなることはない。



▶ 日常生活に大きな支障は出ない

認知症によるもの忘れ

- 体験や出来事のすべてを忘れてしまうため、ヒントがあっても、思い出すことができない。
- もの忘れをしている自覚がない。
- 時間・場所や人物までわからなくなることがある。



▶ 日常生活に支障が出る

知っておきたい4大認知症の特徴

アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症で約70%を占める。脳の全般的な機能低下が少しずつ進行する。早期発見と治療で進行を遅らせることができる。

レビー小体型認知症

手足のふるえ、筋肉の硬直などが起こりやすい。また、実際には存在しないものが見える幻視などの幻覚症状も特徴。

血管性認知症

脳梗塞や脳出血など脳血管障害のあとに発症する。高血圧や糖尿病など生活習慣病の原因となる病気に注意が必要。

前頭側頭型認知症

前頭葉を中心に障害を受けることで、がまんや思いやりなどの社会性を失ってしまう。自分の行動を抑制できず「わが道を行く」行動をとることが特徴。

その他

認知症への取り組み

事業名	内容	問い合わせ
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。認知症サポーター養成講座では、認知症の基礎知識、接し方、サポーターの役割を学びます。 ※開催日程、場所については、広報かつしかにてお知らせします。	高齢者支援課 相談係 電話 03-5654-8597
オレンジカフェ	認知症のある方やその家族、地域の方、専門スタッフなどが集い、会話を楽しむ場所です。もの忘れや認知症に関する相談ができます。 ※開催日時・場所についてはお近くの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）へお問い合わせください。	
認知症高齢者家族会	認知症のある方を介護する家族やすでに介護を卒業した方などが集まり、悩みや情報を共有しながら交流します。 ※開催日時・場所についてはお近くの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）へお問い合わせください。	
普及啓発	認知症に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、配布しています。認知症に関する情報、認知症チェックや相談窓口、認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療、介護、福祉サービス等を掲載しています。高齢者支援課、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等で配布しています。	
認知症ケアバス「ヒトゴトじゃないよ認知症」	認知症に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、配布しています。認知症に関する情報、認知症チェックや相談窓口、認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療、介護、福祉サービス等を掲載しています。高齢者支援課、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等で配布しています。	
認知症の人の気持ちを知るカード「わかっていてね、私の願い」	認知症のある方への日頃の対応や声掛けの仕方を考えるカードを作成しました（はがきサイズ・35枚組）。認知症のある方の気持ちを知り、その方に合わせた対応をすることで症状が改善されたり、進行が緩やかになったりすることがあります。カードは区ホームページでご覧になれます。また、区役所で販売も行っています。（300円）	



※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名		内容		問い合わせ	
早期発見・早期支援	もの忘れ 予防健診	区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、医療機関の精査、診断につなげます。必要に応じて高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の相談支援、地域包括ケア担当課の介護予防事業（回想法等）をご案内します。対象の方には、区から受診券を送付します。			
	もの忘れ 訪問サポート (認知症初期 集中支援チーム)	医療や介護の専門職が、認知症が疑われる方や認知症のある方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援等の初期の支援を行います。チームによる支援が必要かどうかは相談内容により決定します。			
	もの忘れ相談会	もの忘れが心配な方や認知症のある方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がおこたえします。 ※開催日程、場所については、広報かつしかにてお知らせします。			
	ひょっとして 認知症かな？ チェック	葛飾区ホームページから、本人またはその家族が、もの忘れの状況を気軽にチェックできます。以下のURL、もしくはQRコードからご利用いただけます。 【区公式ホームページ(トップページ)→健康・医療・福祉→高齢者福祉→認知症→ひょっとして認知症かな？チェック】 ※URL : https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1000052/1028737/1017379.html			
	事業名	内容	対象の方	費用	
徘徊対策	おでかけ あんしん シールの 配付	対象となる方の氏名・住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を掲載した「おでかけあんしんシール」を10枚配付します。靴等身につけるものにシールを貼り、対象となる方が警察等に保護された場合に、シールを手がかりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族等に連絡することで早期の帰宅につなげます。	区内に在住かつ在宅で認知症による徘徊がある方で、次の①②いずれかに該当する方 ①医師に認知症と診断されている ②「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」に記載の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある	無料	高齢者支援課 相談係 電話 03-5654-8597
	おでかけ あんしん 保険への 加入	認知症による徘徊に起因する鉄道事故等が発生させ、ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険です。	おでかけあんしんシールの届出をされた方は、原則、本保険に加入します(本保険のみの加入はできません)		
	徘徊高齢者位置 探索サービス 助成	民間事業者が実施するGPS等の電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料(登録料がない場合は最初の1か月分の月額利用料)を助成します(1回限り)。携帯電話のGPS機能は対象外です。登録後1年以内に申請してください。	在宅のおおむね65歳以上(40歳~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)の方で認知症による徘徊で居所がわからなくなる高齢者の方を介護するご家族の方	登録料等は15,000円が上限で、1割が利用者負担となります。	

介護保険以外のサービスのもくじ

高齢者福祉サービスの利用

在宅で生活している方への支援

- ・しあわせサービス 60
- ・生活支援ボランティア 60
- ・おうちで学ぶ快適介護 60
- ・シルバーご近助隊 60
- ・家族等介護支援事業 60
- ・見守り配食サービス 61
- ・見守り型緊急通報システム使用料の助成 61
- ・見守りサービスの助成 61
- ・家庭用卓上電磁調理器の購入費の助成 61
- ・おむつの支給 62
- ・おむつの使用料助成 62
- ・高齢者出張理美容サービス 62
- ・寝具乾燥消毒サービス 62
- ・シルバーカーの給付 62
- ・自立支援住宅改修費助成 63
- ・住宅設備改修費助成 63
- ・救急医療情報キットの給付 63
- ・高齢者見守り相談窓口 64
- ・シニア・ピア・傾聴ボランティアの派遣 64
- ・かつしかあんしんネット情報登録 64

その他の施策

- ・家具転倒防止器具取付け支援事業 64
- ・ガラス飛散防止フィルム貼付け支援事業 64
- ・感震ブレーカー取付け支援事業 64
- ・補聴器の購入費の助成 65
- ・シルバーパス購入費助成 65
- ・誕生日祝金 65
- ・くつろぎ入浴証の交付 65
- ・ひとりぐらし高齢者毎日訪問 65
- ・ハンディキャブ「ふれあい号」の運行(移送サービス) 65
- ・葛飾区成年後見センター 66
- ・車いすの貸し出し 67
- ・郵便等投票制度 68
- ・ごみ出しが困難な世帯への訪問収集 68
- ・粗大ごみの運び出し 68

区が行う施設入所などの施策

- ・養護老人ホーム入所措置 68

高齢者虐待防止施策

- ・虐待についての相談窓口 68

高齢者保健サービスの利用

訪問指導

- ・難病患者療養指導 69

機能訓練

- ・難病リハビリ教室 69

歯科診療

- ・ねたきり高齢者の歯科診療(たんぼぼ歯科診療所) 69
- ・かかりつけ歯科医紹介窓口 69

高齢者福祉サービスの利用

「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」51ページにより、事業対象者と判定された方が利用できるサービスもあります。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
しあわせサービス	地域の方が協会員として、掃除、調理、買い物や簡単な身の回りのお手伝い、話し相手などのサービスを行います。ご利用の頻度や回数などは、ご相談の上で決めていきます。	おおむね65歳以上の方で、日常の家事などで困りの方（利用会員としての登録が必要です）	1時間あたり700円 年会費600円	社会福祉協議会福祉サービス課 福祉サービス係 電話 03-5698-3216
生活支援ボランティア	地域ボランティアが、草むしりや蛍光灯の取り替え、窓ふきなど、1時間程度でできる軽作業を行います（定期的なものを除く。）	日常生活の中でちょっとした困りごとがあるおおむね65歳以上の方など	物品の購入などの必要経費以外は、利用者の負担はありません。	社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター 電話 03-5698-2511 実施前に見せていただくことがあります。申込方法など詳しくは、お問い合わせください。
おうちで学ぶ快適介護	在宅で高齢者等を介護しているご家族が、日頃困難に感じている介護方法（車いすへの移乗や排泄のお世話など）について、ホームヘルパー等が自宅を訪問して、介護に関する知識や技術のアドバイスをします。	在宅で65歳以上の方、もしくは40歳から64歳で要支援、要介護認定を受けている方を主に介護している方、または今後介護する見込みの方	無料	高齢者支援課相談係 電話 03-5654-8257
シルバーご近助隊	「掃除機がけ」「ゴミ出し」など、作業員1人で1回30分以内に完了する継続性のない軽易な作業をお手伝いします（区の補助をご利用の場合は、同月内に同内容の作業はお請けできません）。	65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯で、日常の中のかんたんなお手伝いが必要な方（64歳以下の健常な同居家族がいる方、介護保険サービスを利用している方は除く）	通常1,000円/回のところ、区の補助利用で300円/回（月2回まで） ※作業に使用する道具、材料などはお客様にてご用意ください。	シルバー人材センター事務局 電話 03-5670-5536 ※ご近助隊で扱えない作業については別途有料サービスにてご利用いただけますのでセンター事務局までご相談ください。 ※「植木の剪定」、「除草」、「除草」、「障子・襖の張り替え」は専用フリーダイヤル0120-751-2011にて受付中（平日9時～16時）
家族等介護支援事業	ご家族等が休息できるよう、高齢者等を区内の小規模多機能型居宅介護事業所または特別養護老人ホームで、「通い」または「泊り」にて一時的にお世話します。 通い（泊りなし）：4時間以下（1回につき1ポイント） 4時間超（1回につき2ポイント） 泊り：1泊につき3ポイント ※年間上限42ポイント	高齢者等を介護しているご家族等	無料（食事代や当業以外のサービスは実費負担）	高齢者支援課相談係 電話 03-5654-8257

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
見守り配食サービス	区と契約した事業者が、昼食、夕食のお弁当をご自宅に配達し、安否の確認を行います。おかゆや糖尿病食・腎臓病食、おかすの刻み方なども選べます。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）のひとり暮らしの方、高齢者の方のみの世帯や日中高齢者の方のみとなる方で、外出が困難で、家族も含めて食事の準備が難しい方（家族や友人等が緊急連絡先となる必要があります。）	1食あたりの費用は、事業者によって異なりますのでお問い合わせください。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
見守り型緊急通報システム使用料の助成	自宅に専用通報機、無線通報機（ペンダント型等）、火災感知器、ガス漏れ感知器、空間センサーを設置します。具合が悪くなるなど緊急の場合はボタンを押すだけで警備会社が利用者に電話し、必要に応じて、利用者の代わりに119番通報するとともに、警備員が駆け付けます。また、人の動きを感知するセンサーが24時間以上感知しなかったときは、利用者の方の安否を確認します。駆け付けた警備員が室内に入れるよう、玄関の鍵を預けていただきます。	65歳以上の方で、慢性的な病気があるなど、日常生活に注意を必要とする状態のひとり暮らし、高齢者の方のみの世帯または日中か夜間に高齢者の方のみとなる方（家族や友人等が緊急連絡先となる必要があります。）	毎月の使用料の一部（370円）を負担していただけます。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
見守りサービスの助成	民間事業者がドアセンサーや電球、電気ポット等の機器を設置し、家族等がその使用状況で高齢者の日常生活を見守るサービスに対して、初期設置費用（設置費用がない場合は最初の1か月分の月額利用料）の9割を助成します（1回限り）。携帯電話は対象外です。設置後1年以内に申請してください。	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者の方のみの世帯や日中高齢者の方のみとなる方	初期設置費用は15,000円が上限で1割が利用者負担となります。	高齢者支援課在宅サービス係
家庭用卓上電磁調理器の購入費の助成 特記事項	火やガスを使わずに安全に調理できるよう工夫された家庭用電磁調理器と専用調理器具の購入費用の9割を助成します（1回限り）。区が指定した製品の中から、電磁調理器と専用調理器具の組み合わせを選んでいただけます。	65歳以上の方で、区が実施している「見守り型緊急通報システム」を利用している方で要件を満たす方 ※「要介護1以上」の方、区が実施している（配食サービス）を利用している方は対象になりません。	助成購入費用は20,000円が上限で、1割が利用者負担となります。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
おむつの支給	パンフレットの中から、一定ポイントの範囲内で自由に紙おむつなどを選択していただき、ご自宅に配送します。要介護区分により上限ポイント数が異なります。申請月からの支給となります。さかのぼっての支給はできません。製品変更の受付やおむつの使用方法などの相談を受けるコールセンターを設置しています。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）の方で、要介護2以上の認定を受け、住民税非課税の方で常時失禁状態の方。 または、65歳以上で身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度をお持ちの方並びに脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害があり、住民税非課税の方で常時失禁状態の方。	利用者負担はありません。	高齢者支援課 在宅サービス係
おむつの使用料助成	要介護区分などにより助成限度額が異なります。申請月からの助成となり、さかのぼっての助成はできません。また、同じ月におむつの支給と使用料の助成の両方を利用することはできません。	前記のおむつの支給対象者が、医療機関などに入院したとき、区が支給したおむつが使用できない場合は、医療機関などに支払ったおむつなどの使用料を助成します。ただし、介護保険施設などへの入所の方は対象なりません。		
高齢者出張理美容サービス	理容師、美容師が訪問して理美容サービスをします。年6回までの出張券を交付します（申請月により回数異なります）。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）の方で、要介護3以上の認定を受け外出が困難な方。または、65歳以上で身体障害者手帳1、2級もしくは愛の手帳1、2度をお持ちの方で外出が困難な方。いずれも施設入所の方は対象なりません。	1回あたり 500円	高齢者支援課 在宅サービス係
寝具乾燥消毒サービス	毎月1回、寝具をお預かりし、乾燥消毒をしてお返しします。7月は水洗い乾燥消毒を行います。実施日は、はがきでお知らせします。また、乾燥消毒は1日で処理し、水洗い乾燥消毒は原則3日以内で処理します。	65歳以上の在宅のひとり暮らしまたは高齢者の方のみの世帯で、お布団などの寝具乾燥の作業が困難な方（ご家族等の援助も受けられない方）。施設入所の方は対象なりません。	乾燥消毒は1回あたり550円 水洗い乾燥消毒は1回あたり1,150円	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
シルバーカーの給付	シルバーカー購入費（限度額20,000円）の3分の2を区が負担します（1回限り）。区が指定した機種の中から、ご本人の状態に合わせて選定し、事業者が納入します。シルバーカーの見本は、シニア活動支援センターに展示してあります。また、カタログ見本は、区のホームページに掲載しています。	「65歳からのいきいき元気度チェック」で運動機能が低下している方およびこれに準ずる方か、介護保険の認定が要支援の方で、ともにご本人の住民税が非課税の方。または生活保護受給の方（介護保険の新規、更新および区分変更の申請中の方は、認定結果が出てから給付決定となります）。	シルバーカーの購入費の3分の1が利用者負担となります。	 シルバーカー

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
自立支援住宅改修費助成	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止など床材の取替え ④引き戸など扉の取替え ⑤便器の洋式化 助成対象工事限度額は200,000円です（1回限り）。古くなったり壊れたりした物の修理、新築・増改築は対象となりません。	65歳以上の在宅生活をしている事業対象者のうち運動機能が低下している方およびこれに準ずる方のおよびこれに準ずる方のうち、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方。要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修費の支給をご利用ください。		高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係 工事を行うときは必ず事前に相談し、申請してください。工事施行後の申請は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
在宅で生活している方への支援 住宅設備改修費助成	①浴槽の取替え 助成対象工事限度額379,000円 ②流し台、洗面台の取替え 助成対象工事限度額156,000円（車いす利用者など足が入るタイプへの取替えが対象） ③階段昇降機の設置 助成対象工事限度額1,332,000円 助成はそれぞれ世帯で1回です。古くなったり、壊れたりした物の修理、新築、増改築は対象なりません。	65歳以上の在宅生活をしている方（40～64歳で特定疾病の方を含む）で、要支援、要介護認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅設備の改修が必要と認められる方 ※階段昇降機の設置については、このほかに身体要件や建築基準法の制約があります。		高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係 工事を行うときは必ず事前に相談し、申請してください。工事施行後の申請は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
救急医療情報キットの給付	かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先などの情報を保管する救急医療情報キット（筒状のケースまたは袋）を給付します。冷蔵庫に保管することで、救急隊による迅速な救急活動に生かすことができます。キットの中に入れる救急連絡情報用紙には常に最新の情報を記載しておいてください。	65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に一人になることのある高齢者の方、同居するご家族の方が認知症などによりひとり暮らしと同様の状況にある高齢者の方	無料	葛飾区医師会所属医療機関、高齢者支援課在宅サービス係および高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の窓口で申請を受け、個別に給付します。

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ	
在宅で生活している方への支援	高齢者見守り相談窓口	地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者の生活状況を把握するため、区職員等が高齢者宅を訪問し、日常生活の支援につなげます。	65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症等徘徊高齢者など地域の中で見守り支援を必要とする方	無料	高齢者支援課 相談係 電話 03-5654-8257
	シニア・ピア・傾聴ボランティアの派遣	シニア・ピア・傾聴ボランティア養成講座で傾聴の基本を学んだボランティアが同世代の方のご自宅を訪問し、お話を聞き、利用者の孤独感や不安感を癒します。	区内に在住する在宅のおおむね55歳以上の方で、傾聴ボランティアの派遣が適当と認められた方	無料	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課相談係 電話 03-5654-8597
	かつしかあんしんネット情報登録	緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）でお預かりし、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察・医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に一人になるなどによりひとり暮らしと同様の状況にある方 ②75歳以上の方のみで構成される世帯の方	無料	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課相談係 電話 03-5654-8597
その他の施策	家具転倒防止器具取付け支援事業	地震発生時に家具転倒被害を予防するため、家具転倒防止器具の取付け費用を助成します（1回限り）。募集時期は4月から10月末までです。	世帯全員が65歳以上または身体障害者手帳1、2級若しくは愛の手帳1、2度をお持ちの世帯	取付け工事費は30,000円が上限です。限度額を超えた分は利用者負担です。	危機管理課 自助・共助係 電話 03-5654-8224
	ガラス飛散防止フィルム貼付け支援事業	地震発生時にガラス飛散被害を予防するため、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け費用を助成します（1回限り）。募集時期は4月から10月末までです。	世帯全員が65歳以上または身体障害者手帳1、2級若しくは愛の手帳1、2度をお持ちの世帯	貼付け工事費は20,000円が上限です。限度額を超えた分は利用者負担です。	
	感震ブレーカー取付け支援事業	地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、照明やコンセントなどの電気を自動的に止め、電気火災被害を予防する器具の取付け費用を助成します（1回限り）。	①～③のいずれかに当てはまる世帯 ①世帯全員が下記①～③のいずれかに当てはまる方 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方 ③愛の手帳1度又は2度をお持ちの方 ②火災危険度ランク3以上の地域の戸建木造住宅（2階建以下）にお住まいの世帯 ③火災危険度ランク1又は2の地域の戸建木造住宅（2階建以下）にお住まいの世帯	限度額は以下の通りです。限度額を超えた分は利用者負担です。 分電盤取替（感震ブレーカー搭載）50,000円 その他取付20,000円 ※対象③は取付方法によらず、限度額20,000円	

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ	
その他の施策	補聴器の購入費の助成	住民税非課税の方または生活保護を受けている方は144,900円、住民税課税の方は72,450円を限度に、補聴器の購入費用を助成します。	65歳以上かつ医師が補聴器を必要と認めた方で、補装具支給制度における補聴器の支給対象者でなく、過去5年以内に補聴器購入費の助成を受けていない方（購入後の申請不可）		高齢者支援課 在宅サービス係
	シルバーバス購入費助成	東京都シルバーバスの購入額12,000円のうち、11,000円を助成します。（令和8年10月頃実施予定）	東京都シルバーバスを購入した方のうち、合計所得金額が135万円を超える方（東京都シルバーバスを1,000円で購入可能な方は対象外）		高齢者支援課 在宅サービス係
	誕生日祝金	長寿をお祝いし、該当する方には、地域の民生委員等を通じて誕生日以降にお祝い金等を贈呈します。申し込みは不要です。百歳の誕生日の時には、ご本人やご家族の希望があれば区長が訪問します。 対象年齢と金額 88歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳 50,000円 101歳以上 30,000円	区内に居住し、88歳、99歳、および100歳以上の誕生日を迎える方		高齢者支援課 在宅サービス係
	くつろぎ入浴証の交付	区内の公衆浴場のほか足立区2か所・江戸川区8か所の公衆浴場を半額程度の負担でいつでも利用できる「くつろぎ入浴証」を交付します。（誕生日の初日から発行できます。） 毎月、公衆浴場で音楽イベントを行っています。詳しくは広報かつしかをご覧ください。	70歳以上の方	半額程度	高齢者支援課 在宅サービス係 または区内の公衆浴場 ※マイナンバーカードなどの住所、氏名、生年月日の分かるものを提示することで、入浴証が交付されます。 ※期限が切れた入浴証は新しい入浴証と交換します。 ※足立区・江戸川区公衆浴場の利用を希望される方は高齢者支援課在宅サービス係へお問い合わせください。
ひとりぐらし高齢者毎日訪問	乳酸菌飲料をお届けすることにより、安否確認を行います。（月曜日～金曜日）	65歳以上のひとり暮らしの方で、安否確認を必要とする方	乳酸菌飲料代（利用者負担1本10円）	社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 電話 03-5698-3216	
ハンディキャブ「ふれあい号」の運行（移送サービス）	車いすのまま乗降できるリフト付ワゴン車を運行します。利用するには、予約が必要です（利用日の1か月前より電話で受付します）。	身体障害者手帳の交付を受けている方、又は介護認定を受けている歩行困難な車いす利用の方（利用会員としての登録が必要です）	年会費一口1,000円から走行1時間（基本料金）1,000円（時間に応じた加算あり）など	社会福祉協議会 ボランティア・地域貢献活動センター 電話 03-5698-2511 手続きなど詳しくは、お問い合わせください。	

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
葛飾区 成年後見 センター	<p>①相談事業 暮らしの中での福祉に関する困りごとや福祉サービスに関する苦情、将来への不安などの相談をお受けします。また、成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士などによる専門的な相談を行っているほか、区民相談室（区役所2階209番）の窓口において、成年後見制度に関する相談にセンター職員が月2回応じています。ご利用には、いずれも予約が必要です。</p> <p>②訪問援助事業※社会福祉協議会との契約が必要の見守りや郵便物の整理</p> <p>①福祉サービスの利用援助 介護保険などの福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い手続きなどを援助します。</p> <p>②日常的な金銭管理サービス 定期的に生活費を引き出してお届けしたり、公共料金の振込みなどを援助します。また、日常的に使用する預貯金通帳やハンコのお預かりもします。</p> <p>③書類等の預かりサービス 普段は使わない通帳や証書・権利証などをお預かりして、金融機関の貸金庫で保管します。</p> <p>④成年後見制度利用支援事業 成年後見制度に関する講演会や制度の説明、制度に関する情報提供などを行います。また、これから成年後見制度の利用（申立て）を行う方に、ご利用方法の相談や家庭裁判所への申立て手続きの支援や既に後見人等になっている親族に対して後見業務に関わる日常的な相談や家庭裁判所への定期報告書類の作成支援等も行います。</p> <p>後見需要の増加に 대응するため、市民後見人の養成を行うほか、葛飾区社会福祉協議会が法人として後見の受任もします。さらに、成年後見制度の利用に当たり低所得等により費用を負担することが困難で、かつ、一定の要件を満たす方に対して、申立費用及び後見報酬の助成をしています。（後見人等が親族の場合は対象となりません。）</p> <p>⑤人生のエンディングの準備支援事業 エンディングに関する講演会の開催、エンディングノートの作成・配布などを行うほか、死後事務委任や遺言書作成など終活について、弁護士が専門的な相談に応じる終活相談を予約制で行っています。</p> <p>⑥やすらぎ安心サポート事業 ※社会福祉協議会との契約が必要 身近に頼れる親族がいない高齢者の方などが、人生の最期まで安心して自分らしく暮らせるよう、社会福祉協議会と契約を結び、事前に預託金を預かり、社会福祉協議会が見守りを行いながら、入院・入所の支援や葬儀、家財処分などの死後事務を実施します。</p> <p>⑦見守りサポート【必須】</p> <p>⑧やすらぎサポート【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀・埋葬サポート ・残存家財処分サポート ・死後事務サポート ・公正証書遺言書作成サポート <p>⑨日常生活支援サポート【選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サポート ・各種手続き支援 ・書類等預かりサービス <p>⑩安心サポート【選択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時サポート ・入退所時サポート ・成年後見制度利用支援サポート 	<p>①相談事業 どなたでも</p> <p>②訪問援助事業 福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理、通帳などの保管について援助を必要とする高齢者の方</p> <p>③成年後見制度利用支援事業 成年後見制度（※）の申立てを行うご家族の方など ※成年後見制度…判断能力が不十分な方を不利益から守るために、財産管理や契約締結などをご本人に代わって行ったり、ご本人の誤った判断に基づいて締結した契約を取り消すことのできる成年後見人などを、家庭裁判所が選任する制度です。</p> <p>④人生のエンディングの準備支援事業 どなたでも</p> <p>⑤やすらぎ安心サポート事業 次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。</p> <p>(1)葛飾区に住所を有し、かつ在住する方 (2)身近に頼れる親族がいない単身世帯の方、おおむね65歳以上の高齢者 (3)やすらぎ安心サポート事業の契約内容について、判断できる能力を有している方 ※契約能力に疑義がある場合、医師の診断書を求めることがあります。 (4)原則、住宅ローン以外の負債がなく、契約時に必要な資力を有する方 (5)利用申込み年度の住民税（その年度の住民税が算定されるまでの間は前年度の住民税）により算定された本人の合計所得金額が125万円未満の方 (6)生活保護を受けていない方</p>	<p>①相談事業 無料</p> <p>②訪問援助事業 1時間あたり1,000円～（低所得者への助成あり） 「書類等の預かりサービス」別途1か月あたり1,000円</p> <p>④成年後見制度利用支援事業 無料</p> <p>⑤人生のエンディングの準備支援事業 無料</p> <p>⑥やすらぎ安心サポート事業 ⑦見守りサポート【無料】 ⑧やすらぎサポート【預託金：業者見積額】 ※公正証書により契約を締結するため、作成手数料等がかかります。 ⑨日常生活支援サポート 1時間あたり1,000円～ 「書類等の預かりサービス」別途1か月あたり1,000円 ⑩安心サポート【預託金：50万円～】</p>	<p>社会福祉協議会 葛飾区 成年後見センター 電話 03-5672-2833</p>
	その他の施策			

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
車いすの貸し出し	貸出期間は最長3か月です。原則として貸出期間の継続・延長はありません。車いすの運搬は、利用者の負担となります。	けがや病気などにより、緊急または一時的に歩行が困難となった方。ただし、介護保険により車いすの貸与を受けられる方は対象になりません。	無料	貸出窓口 (詳しくは下記までお問い合わせください)
	貸出窓口	所在地	電話	
その他の施策	障害福祉課（区役所2階201番）	立石5-13-1	03-5654-8301	
	東生活課（福祉事務所東庁舎）	金町1-6-24	03-3607-2152	
	水元学び交流館	南水元2-13-1	03-3609-0223	
	亀有学び交流館	お花茶屋3-5-6	03-3603-9211	
	柴又学び交流館	柴又5-33-8	03-3671-8611	
	たつみ憩い交流館	西新小岩2-1-4	03-3696-2783	
シニア活動支援センター	立石6-38-11	03-5698-6201		
かつしかボランティア・地域貢献活動センター（ウエルビアかつしか内）	堀切3-34-1	03-5698-2511		
※かつしかボランティア・地域貢献活動センターの貸出期間は原則1か月です。				

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
その他の施策	郵便等投票制度	事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、自宅等で投票できる制度です。なお、この制度の対象者で、かつ一定以上の上肢または視覚の障害により自書ができない方については、代筆による投票ができる制度もあります。詳しくはお問い合わせください。	介護保険において要介護5の方、または身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちで一定の等級の方		選挙管理委員会事務局 電話 03-5654-8493～6
	ごみ出しが困難な世帯への訪問収集	ごみを集積所に出すことが困難な世帯に、日常生活の負担を軽減することを目的とし、職員がご自宅の玄関までごみの収集に伺います。	①介護保険における要介護2以上の方のみの世帯 ②身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ③介護保険における要介護2以上の方と身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ※調査の結果、非該当になる場合もあります。		清掃事務所 電話 03-3693-6113
	粗大ごみの運び出し	粗大ごみを屋外へ運び出すお手伝いをします。事前に予約が必要です。対象外（解体が必要、窓から出さなければならない、引越、遺品整理など）の場合もあります。詳しくは清掃事務所へお問い合わせください。	65歳以上の高齢者のみ又は運び出しに支障のある障害をお持ちの方のみで構成され、身近にお手伝いできる方がいない世帯 ※年齢や障害のわかる身分証や手帳を確認させていただきます。	粗大ごみ処理手数料（品物により1個あたり300円～3,200円）	清掃事務所 電話 03-3693-6113
区が行う施設入所などの施策	養護老人ホーム入所措置	区が経済的理由及び環境面で問題のある方から養護老人ホームへの入所申請を受け、判定会を経て入所を決定します。	原則65歳以上の方で、常時介護を要さないが経済的状況や家庭・住宅事情により在宅で生活することが困難と判断された方 ※詳しくは相談係へご相談ください。	ご本人・同居のご家族の収入により負担があります。	高齢者支援課相談係 電話 03-5654-8257
高齢者虐待防止施策	虐待についての相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者支援課相談係 ●高齢者総合相談センター（地域包括支援センター） ●社会福祉協議会葛飾区成年後見センター 			

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

高齢者保健サービスの利用

	事業名	内容	対象の方	費用	問い合わせ
訪問指導	難病患者療養指導	保健センターの保健師などがご自宅を訪問し、療養上の相談や機能訓練指導を行います。	難病などで在宅療養をしている方		健康部（保健所） 青戸保健センター 電話 03-3602-1284
	難病リハビリ教室	身体機能低下を予防するリハビリを行います。	神経難病（パーキンソン病や脊髄小脳変性症など）をお持ちの介護認定を受けていない方。要支援1・2の方はご相談ください。	無料（ただし、主治医の意見書作成については利用者負担となります）	金町保健センター 電話 03-3607-4141 新小岩保健センター 電話 03-3696-3781 水元保健センター 電話 03-3627-1911
歯科診療	ねたきり高齢者の歯科診療（たんぼぼ歯科診療所）	病状などにより訪問による歯科診療と、送迎による歯科診療があります。 診療時間 土曜 午後1時30分～4時30分 日曜 午前9時～12時	原則として65歳以上の方で、在宅療養等のため一般の歯科医院で治療を受けることが困難な方	保険診療（利用者負担あり）	葛飾区かかりつけ歯科医紹介窓口（たんぼぼ歯科診療所内） 電話 03-3690-5209 住所 亀有2-23-10 受付時間 月～金（祝日・12月28日12時～1月4日を除く） 午前10時～12時 午後1時～4時
	かかりつけ歯科医紹介窓口	訪問または通院で治療を受けることができる地域の歯科医院をご紹介します。	・区内在住の障害のある方や在宅療養中などの方で、一般の歯科医院などで治療を受けることが困難な方 ・かかりつけ歯科医をお探しの方	紹介無料	

ご相談窓口など

介護保険のサービスについて、わからないこと、不安なことがありましたら、ケアマネジャーにご相談ください。

サービス内容が説明や契約と異なるなど、サービスについて不満や苦情があるときは、まず事業者と話し合ってください。事業者と話し合っても、ご納得できない場合は、介護保険課にご相談ください。

相談窓口

介護保険や福祉・保健に関するご相談の窓口を設置しています。

【介護保険課】

介護保険制度に関するお問い合わせやご相談の窓口です。

区役所 03-3695-1111 (代表)

係名	電話	受付内容
管理係	内線 2449、2455 直通 03-5654-8246	介護保険事業計画に関すること
		高額介護サービス費など保険給付費に関すること
事業者係	内線 2373 直通 03-5654-8251	サービス事業者の適正な運営への支援
調査係	内線 2347、2348、2349 直通 03-5654-8248	要介護認定申請・介護認定調査に関すること
審査係	内線 2354、2355、2356 直通 03-5654-8247	介護認定審査会・認定結果に関すること
資格収納係	内線 2458、2459 直通 03-5654-8249	介護保険料や被保険者証に関すること

【高齢者支援課・地域包括ケア担当課】

「高齢者福祉サービスの利用」、「認知症の取り組み」、「介護予防の取り組み」についての申請受付やご相談の窓口です。

区役所 03-3695-1111 (代表)

係名	電話	受付内容
管理係	内線 2322、2323、2424 直通 03-5654-8256	地域包括支援センターに関すること
在宅サービス係	内線 2324、2325、2335 直通 03-5654-8299	在宅高齢者の福祉サービスに関すること
相談係	内線 2317、2318、2448 直通 03-5654-8257 03-5654-8597	高齢者の相談及び訪問調査に関すること 認知症事業に関すること
シニア活動支援センター	直通 03-5698-6201	シニア活動支援センターの利用に関すること
介護予防係	直通 03-5698-6202	介護予防事業に関すること

【東京都介護保険審査会】

要介護認定や介護保険料の賦課、保険給付の支援など、区が行った決定に対するの不服申し立てができます。

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 電話 03-5320-4293

【葛飾区社会福祉協議会・葛飾区成年後見センター】

暮らしの中での福祉に関するお困りごとや福祉サービスに関する苦情、将来への不安などの相談をお受けします。

葛飾区社会福祉協議会 電話 03-5698-2411

葛飾区成年後見センター 電話 03-5672-2833

【葛飾区福祉サービス苦情調整委員】

介護保険のサービスをはじめ、福祉サービス全般についての具体的な利用に関する苦情に対し、福祉や法律などの専門家である苦情調整委員が公正かつ中立な立場で調査し、事業者と利用者の調整を図ります。ご相談にあたっては、事前に予約が必要です。

福祉管理課企画係 電話 03-5654-8243

【東京都国民健康保険団体連合会】

サービスの苦情に関する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。 電話 03-6238-0177

その他区政・一般に関するお問い合わせ

【はなしょうぶコール】

区の手続きや施設・催し物のお問い合わせを、電話案内にてお受けします。

電話 03-6758-2222 365日 年中無休 午前8時～午後8時

【自立相談支援窓口】

介護保険料の支払いや自己負担金の支払いが困難など、家計に関するご相談をお受けします。

電話 03-5654-8625

【くらしのまるごと相談窓口】

生活全般のご相談をお受けします。介護保険をご利用されていないご家庭のご相談もお受けします。

電話 03-5654-8560

【家族介護者ほっとあんしんダイヤル】

介護に関する悩みやお困り事など、家族を介護している方からのご相談に、看護師などの専門職が電話で応じます。

電話 0120-603-305 365日 年中無休 午前8時30分～午前0時

【家族介護者ほっとあんしんネット】

介護に関する悩みやお困り事など、家族を介護している方からのご相談に、オンラインで受付をし、回答いたします。

URL : <https://logofom.jp/form/Ehiz/1251301>

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) 担当地域一覧

① 高齢者総合相談センター 水元		
町丁	街区番号	
西水元	全域	
水元	1丁目	1~20、23~26
	2丁目	全域
	4丁目	3~6
南水元	1、2丁目	全域

② 高齢者総合相談センター 水元公園		
東水元	1丁目	1~18
	2丁目	5~19、23~41
	3~6丁目	全域
水元	1丁目	21~22
	3丁目	全域
	4丁目	1~2、7~26
	5丁目	全域
	南水元	3、4丁目
水元公園		2~8

③ 高齢者総合相談センター 金町		
新宿	6丁目	全域
東金町	全域	
東水元	1丁目	19
	2丁目	1~4、20~22
水元公園		1

④ 高齢者総合相談センター 新宿		
新宿	1、2丁目	全域
	3丁目	1~28
	4、5丁目	全域
	6丁目	全域
金町	1丁目	19~22
金町浄水場	2~6丁目	全域

⑤ 高齢者総合相談センター 柴又		
高砂	6~8丁目	全域
柴又	全域	
金町	1丁目	1~18、23
新宿	3丁目	29~33

⑥ 高齢者総合相談センター 高砂		
高砂	1~5丁目	全域
鎌倉	全域	
細田	全域	

⑦ 高齢者総合相談センター 亀有		
亀有	全域	
西亀有	1丁目	21~33
	2丁目	53~54
	3丁目	8~14、21~32、34~43
	4丁目	全域

⑧ 高齢者総合相談センター 青戸		
青戸	2丁目	4~6、7(3~7)、8~22
	3丁目	1~17、19
	4、5丁目	全域
	6丁目	1(4~13)、2~41
	7、8丁目	全域
白鳥	3丁目	3~12、17~23
	4丁目	全域

⑨ 高齢者総合相談センター お花茶屋		
堀切	7、8丁目	全域
西亀有	1丁目	1~20
	2丁目	1~52、55~58
	3丁目	1~7、15~20、33
お花茶屋	全域	
白鳥	1、2丁目	全域
	3丁目	1~2、13~16、24~32
東堀切	全域	

⑩ 高齢者総合相談センター 堀切		
堀切	1丁目	2~42
	2~6丁目	全域
宝町	1丁目	3~5
小菅	全域	

⑪ 高齢者総合相談センター 立石		
立石	全域	
青戸	1丁目	全域
	2丁目	1~3、7(1~2、8~17)
	3丁目	20~41
	6丁目	1(1~3、14~17)
宝町	1丁目	1~2、6~27
	2丁目	全域

⑫ 高齢者総合相談センター 東四つ木		
東四つ木	全域	
四つ木	全域	
東立石	全域	
堀切	1丁目	1

⑬ 高齢者総合相談センター 奥戸		
東新小岩	1丁目	14(9~20)、15(8~20)、16~17、18(6~9を除く)、19
	2丁目	1~2
	3丁目	4(7~20)、5~16
	4~8丁目	全域
	西新小岩	3~5丁目
奥戸	全域	

⑭ 高齢者総合相談センター 新小岩		
東新小岩	1丁目	1~13、14(1~8、21~23)、15(1~7、21~25)、18(6~9)
	2丁目	3~28
	3丁目	1~3、4(1~6、21~22)
	新小岩	全域

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らすため設置された身近な相談窓口です。介護保険の案内や介護の問題、ひとり暮らしの不安、高齢者虐待、消費者被害など、高齢者の方やご家族のご相談に応じます。自立した生活が続けられるよう、介護予防のお手伝いをするとともに、要支援と認定された方、介護予防・生活支援サービス事業対象者の方のケアプランを作成します。

相談時間 月~金 午前9時~午後7時
土 午前9時~午後5時30分(日曜日・休日・年末年始は休みです)

葛飾区では、地域包括支援センターが高齢者の方の総合相談窓口であることが分かるよう、「高齢者総合相談センター」という通称名を使用しています。

1 高齢者総合相談センター 水元	
住所	水元1-26-20 特別養護老人ホーム水元ふれあいの家内
電話	03-3826-2419 FAX 03-3826-2364

2 高齢者総合相談センター 水元公園	
住所	南水元4-27-13 藤屋ビル1階
電話	03-6231-3567 FAX 03-6231-3568

3 高齢者総合相談センター 金町	
住所	東金町1-36-1-108 UR都市機構金町駅前団地1号棟内
電話	03-3826-5031 FAX 03-3826-5032

4 高齢者総合相談センター 新宿	
住所	新宿2-16-4 介護老人保健施設花の木内
電話	03-3826-8726 FAX 03-3826-8725

5 高齢者総合相談センター 柴又	
住所	柴又1-47-7-102
電話	03-5876-9531 FAX 03-5876-9532

6 高齢者総合相談センター 高砂	
住所	高砂3-27-12
電話	03-5889-8600 FAX 03-5889-8601

13 高齢者総合相談センター 奥戸	
住所	奥戸3-25-1 特別養護老人ホーム奥戸くつろぎの郷内
電話	03-5670-5212 FAX 03-5670-1489

14 高齢者総合相談センター 新小岩	
住所	新小岩1-49-10 第5デリカビル1階
電話	03-5879-9328 FAX 03-5879-9329

7 高齢者総合相談センター 亀有	
住所	亀有4-31-18 ケイハイイツII105
電話	03-6240-7630 FAX 03-6240-7638

8 高齢者総合相談センター 青戸	
住所	青戸3-13-19 グループホーム青戸併設
電話	03-5629-5719 FAX 03-5629-5718

9 高齢者総合相談センター お花茶屋	
住所	お花茶屋2-4-23 センターフィールドビル101
電話	03-6662-7907 FAX 03-6662-7908

11 高齢者総合相談センター 立石	
住所	立石6-19-10 S・Kビル1階
電話	03-6657-6140 FAX 03-6657-6141

12 高齢者総合相談センター 東四つ木	
住所	東四つ木2-27-1 特別養護老人ホーム東四つ木ほほえみの里向かい
電話	03-5698-2204 FAX 03-5698-2170

10 高齢者総合相談センター 堀切	
住所	堀切2-66-17 介護老人保健施設豊野口イカルケアセンター内
電話	03-3697-7815 FAX 03-3697-7862

介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについて

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月より、介護保険関係申請書類に個人番号(マイナンバー)欄を追加しました。原則、個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても、従来どおり受理します。

1 窓口で申請書に個人番号を記入する場合

個人番号確認書類及び身元確認書類の提示が必要です。

(1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類を提示してください。

(2) 代理人申請(成年後見人等の法定代理人や委任状等をお持ちの任意代理人の方)

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の介護保険被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

(3) 代行申請(ケアマネジャー等、申請書の提出のための使者)

個人番号が使用者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類の写し、身元確認書類の写しを封筒に入れて提出する等の措置が必要です。

2 郵送で申請書に個人番号を記入する場合

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の写しを同封してください。

注) 郵送申請の際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けないことから、従来どおり受理します。

申請の際に必要な確認書類(個人番号記載時のみ)

1 個人番号確認書類

- 個人番号カード(マイナンバーカード)

2 身元確認書類(代表例)1点で良いもの

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のものに限る)
- 旅券(パスポート)
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳(愛の手帳)

3 身元確認書類(代表例)2点必要なもの

- 各種健康保険有効期限内の各種健康保険の資格確認書(コピーの場合は保険者番号及び記号、番号を無地の紙や付せん等で隠してからコピーしてください)
- 年金手帳(国民年金手帳)
- 基礎年金番号通知書
- 各種年金証書
- 税金等の納付書
- 公共料金の領収書(領収日から3か月以内)
- 領収書(領収日から3か月以内)
- 敬老手帳(地方公共団体発行のもの)
- 生活保護受給者証
- 国又は地方公共団体が発行した受給者証、医療証、医療券
- 官公署がその職員に発行した身分証明書



こんな行動

介護職員へのハラスメントになります!

近年、介護現場において、利用者やその家族などからの介護職員に対するハラスメントが問題になっています。

ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職員が安心して働くことを難しくし、安定した介護サービスの提供を妨げます。

これらはハラスメント行為です!



ハラスメントを防止することは、よりよいサービスを継続的に利用できることにもつながります。利用者のみならずのご理解とご協力をお願いします。

上記は一例です。

長時間責め立てる	高圧的な態度をとる
無視する	介護保険でできないサービスを強要する
特定の職員につきまとう	許可なく撮影する

などもハラスメント行為に当たります。

※適切な窓口への苦情申し立ては「ハラスメント」ではありません。

相談連絡先一覧

●高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

〈担当地区〉	〈担当者名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●ケアマネジャー

〈事業者名〉	〈担当者名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●かかりつけ医（主治医）

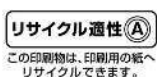
〈病院名〉	〈主治医〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●かかりつけ薬局

〈薬局名〉	〈担当薬剤師名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●介護サービス提供事業者等

事業者名	所在地	電話番号



葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第2号

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例

人生100年時代が間近に迫る今、いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることは、全ての区民の願いです。

認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症になったからといって、その人自身が何も分からなくなる、何もできなくなるわけではありません。認知症と共に生きる時間は、かけがえのない人生の一部であり、一人一人が持つ個性や能力、そして「できること、やりたいこと」は尊重されなければなりません。

認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾であるために、私たちは、認知症に向き合い、認知症を知り、認知症の人とその家族の思いを理解し、共に生きる地域の一員として支え合うことが必要となります。

私たちは、認知症の人もそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、葛飾区(以下「区」という。)、区民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、認知症と共に生きるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 区民 区内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。
- (3) 事業者 区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 関係機関 区内で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及び家族等の支援に関わる機関をいう。
- (5) 家族等 認知症の人の家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 区、区民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの役割を果たし、認知症の人もそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾の実現を目指すものとする。

(区の役割)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、国、東京都（以下「都」という。）、他の地方公共団体、区民、事業者及び関係機関と連携を図りながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが自分らしく生きることができる共生社会を実現するよう取り組むものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 区民は、認知症の人及び家族等が安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い、地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
- 3 区民は、国、都及び区の認知症施策並びに事業者及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者が認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深められる機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及び家族等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、適切なサービスが提供できるよう相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、その専門性を生かし、地域に向けた認知症の理解促進、啓発等に関する取組を実施するよう努めるものとする。

3 関係機関は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び事業者が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 区は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、区の認知症施策に関する計画（以下「区計画」という。）を策定するものとする。

2 区は、区計画の策定及び変更に当たっては、認知症の人及び家族等その他の関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 区は、区計画に掲げる施策の実施状況について定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。